

令和6年度第1回弘前市地域包括支援 センター運営協議会 会議資料

	頁
資料1 令和5年度介護予防支援事業の実績	1~6
資料2 令和5年度包括的支援事業の実績	7~11
資料3 令和5年度在宅介護支援センター活動実績	12
資料4 令和5年度地域包括支援センター事業実績（全体）	13~14
資料5 令和5年度各地域包括支援センター事業計画・報告書	15~56
資料6 令和5年度の運営状況調査結果	57~62
資料7 令和5年度に把握した地域課題・取組方針	63~64
資料8 令和5年度地域包括支援センター収支決算	65
資料9 令和6年度地域包括支援センター事業計画（全体）	66~67
資料10 令和6年度各地域包括支援センター事業計画	68~109
資料11 令和6年度各地域包括支援センター収支予算	110

令和5年度の実績報告について

1. ケアマネジメントの実績

ア 介護予防支援計画の実績

※介護予防支援計画とは…要支援者に対する支援計画のうち、介護予防サービス(通所リハ、訪問看護、福祉用具の貸与等)の利用も計画されているもの。

地域包括支援センター名	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分		上期計のべ件数	
	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	うち 委託件数
第一	116 (20)	11	118 (19)	10	119 (19)	10	117 (19)	10	117 (19)	10	121 (18)	10	708 (114)	
第二	133 (25)	14	140 (30)	16	140 (31)	15	133 (26)	14	128 (25)	13	132 (27)	15	806 (164)	
第三	161 (29)	16	164 (32)	18	158 (26)	17	156 (25)	17	165 (27)	18	154 (22)	14	958 (161)	
東部	83 (52)	27	87 (56)	27	85 (53)	27	83 (52)	27	81 (51)	27	82 (52)	27	501 (316)	
西部	62 (1)	1	62 (1)	1	67 (2)	2	72 (3)	2	68 (2)	2	71 (2)	2	402 (11)	
南部	120 (19)	11	125 (22)	12	124 (21)	13	133 (23)	14	136 (23)	13	137 (23)	13	775 (131)	
北部	79 (15)	15	80 (13)	13	77 (14)	13	74 (13)	13	76 (12)	12	77 (11)	11	463 (78)	
合 計	754 (161)		776 (173)		770 (166)		768 (161)		771 (159)		774 (155)		4,613 (975)	

地域包括支援センター名	10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		令和5年度計のべ件数	
	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	委託した居宅介護支援 事業所数	プラン 件数	うち 委託件数
第一	123 (18)	10	121 (16)	9	123 (15)	9	118 (16)	10	122 (16)	12	123 (19)	12	1,438 (214)	
第二	126 (25)	15	129 (25)	15	130 (29)	15	118 (26)	15	116 (25)	14	117 (25)	14	1,542 (319)	
第三	153 (23)	14	149 (21)	13	132 (21)	13	128 (20)	12	125 (21)	12	137 (23)	12	1,782 (290)	
東部	78 (49)	23	76 (47)	22	76 (45)	22	76 (48)	23	76 (47)	25	83 (52)	27	966 (604)	
西部	70 (1)	1	64 (0)	0	58 (0)	0	56 (0)	0	56 (0)	0	55 (0)	0	761 (12)	
南部	135 (25)	13	129 (18)	13	121 (18)	13	117 (15)	10	116 (16)	12	123 (20)	12	1,516 (243)	
北部	78 (11)	11	79 (10)	10	83 (9)	9	78 (9)	9	76 (9)	9	80 (9)	9	937 (135)	
合 計	763 (152)		747 (137)		723 (137)		691 (134)		687 (134)		718 (148)		8,942 (1,817)	

イ 介護予防ケアマネジメントの実績

※介護予防ケアマネジメントとは…事業対象者に対する支援計画及び、要支援者に対する支援計画のうち総合事業サービスのみ計画されているもの。

地域包括支援センター名	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分		上期計(のべ件数)	
	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数
第一	366 (29)	9	370 (31)	12	365 (30)	11	360 (30)	11	359 (29)	10	361 (32)	11	2,181 (181)	
第二	208 (13)	12	213 (14)	13	221 (15)	14	226 (14)	13	223 (14)	12	225 (14)	12	1,316 (84)	
第三	425 (38)	22	438 (36)	20	433 (37)	23	444 (39)	22	430 (42)	23	433 (45)	22	2,603 (237)	
東部	235 (77)	23	271 (81)	25	241 (81)	25	245 (84)	25	242 (83)	26	241 (84)	28	1,475 (490)	
西部	187 (11)	2	185 (11)	3	181 (10)	3	173 (10)	3	177 (10)	3	176 (11)	3	1,079 (63)	
南部	376 (23)	14	381 (25)	15	376 (29)	16	370 (25)	15	371 (25)	15	367 (23)	14	2,241 (150)	
北部	175 (8)	8	173 (7)	7	173 (10)	10	174 (9)	9	174 (8)	8	163 (8)	8	1,032 (50)	
合計	1972 (199)		2031 (205)		1990 (212)		1992 (211)		1976 (211)		1966 (217)		11,927 (1,255)	

地域包括支援センター名	10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		令和5年度計(のべ件数)	
	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数	プラン 件数 (うち 委託件数)	委託した居 宅介護支援 事業所数
第一	357 (30)	11	359 (31)	12	362 (31)	10	356 (31)	10	353 (31)	8	358 (29)	8	4,326 (364)	
第二	226 (13)	12	228 (14)	11	223 (13)	11	224 (14)	11	227 (15)	11	226 (17)	11	2,670 (170)	
第三	448 (40)	19	454 (41)	19	462 (45)	19	466 (43)	17	462 (44)	17	466 (47)	18	5,361 (497)	
東部	246 (85)	28	242 (80)	29	249 (75)	29	255 (75)	29	266 (76)	29	267 (80)	27	3,000 (961)	
西部	181 (11)	2	185 (10)	2	186 (10)	2	172 (9)	2	185 (7)	2	174 (7)	2	2,162 (117)	
南部	358 (24)	14	367 (26)	16	372 (27)	15	376 (28)	16	388 (28)	17	377 (22)	15	4,479 (305)	
北部	174 (9)	9	169 (7)	7	175 (8)	8	198 (7)	7	202 (8)	8	193 (5)	5	2,143 (94)	
合計	1990 (212)		2004 (209)		2029 (209)		2047 (207)		2083 (209)		2061 (207)		24,141 (2,508)	

ウ 包括的支援業務における介護予防ケアマネジメントの実績

※介護予防ケアマネジメントのうち、事業対象者に対する支援計画(三職種による支援計画)

(単位：件)

地域包括支援センター名	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分		上期計(のべ件数)					
	プラン 件数	(うち 委託件数) (対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数) (対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数) (対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数) (対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数) (対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数) (対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数) (対象者)				
第一	190	(0)	(11)	191	(0)	(5)	189	(0)	(9)	190	(0)	(3)	194	(0)	(5)	192	(0)	(5)
第二	93	(0)	(1)	95	(0)	(3)	98	(0)	(3)	102	(0)	(6)	98	(0)	(2)	100	(0)	(5)
第三	212	(5)	(15)	215	(4)	(11)	217	(5)	(5)	220	(5)	(10)	214	(6)	(7)	213	(5)	(9)
東部	112	(3)	(5)	111	(4)	(1)	116	(4)	(10)	115	(4)	(0)	113	(4)	(2)	114	(5)	(6)
西部	73	(0)	(5)	73	(0)	(2)	74	(0)	(3)	70	(0)	(1)	68	(0)	(0)	65	(0)	(1)
南部	217	(1)	(15)	218	(1)	(10)	221	(2)	(9)	223	(2)	(10)	224	(2)	(4)	223	(2)	(9)
北部	81	(0)	(0)	77	(0)	(0)	78	(0)	(1)	76	(0)	(0)	77	(0)	(1)	70	(0)	(0)
合計	978	(9)	(52)	980	(9)	(32)	993	(11)	(40)	996	(11)	(30)	988	(12)	(21)	977	(12)	(35)

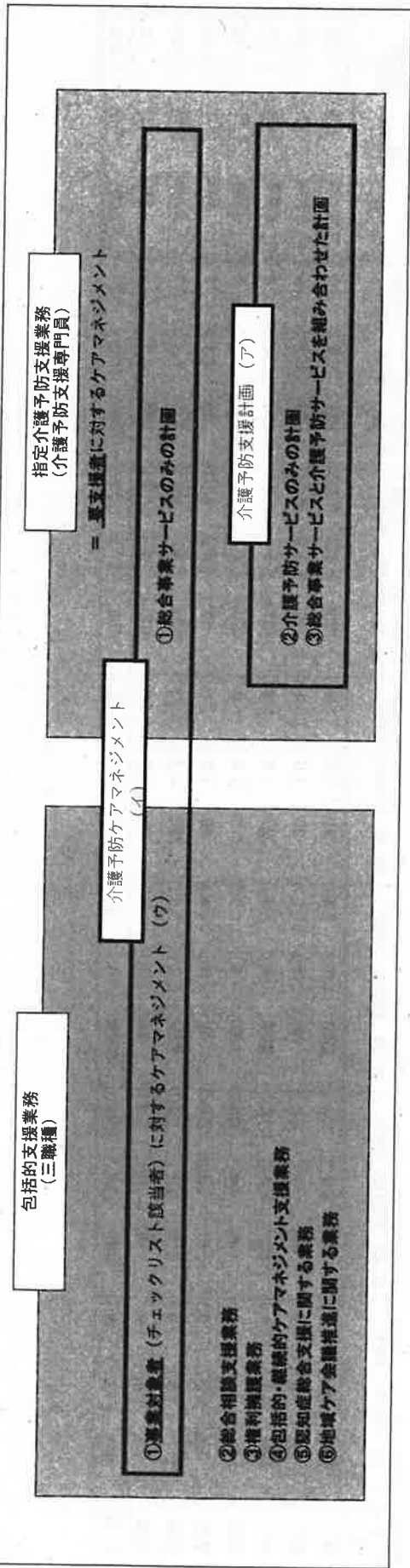
(単位：件)

地域包括支援センター名	10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		令和5年度計(のべ件数)		三職種1人 当たりの 担当件数 (件/月)			
	プラン 件数	(うち 委託件数) (対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数) (対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数) (対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数) (対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数) (対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数) (対象者)	プラン 件数	(うち 委託件数) (対象者)				
第一	192	(0)	(5)	194	(0)	(6)	191	(0)	(3)	193	(0)	(5)	197	(0)	(6)	2,313	(0)	(69)
第二	99	(0)	(2)	99	(0)	(2)	97	(0)	(3)	95	(0)	(1)	93	(0)	(0)	1,165	(0)	(29)
第三	224	(5)	(14)	231	(5)	(12)	227	(4)	(9)	227	(4)	(8)	233	(4)	(9)	2,656	(56)	(117)
東部	118	(4)	(6)	116	(4)	(5)	113	(4)	(0)	126	(4)	(4)	125	(3)	(4)	1,399	(47)	(48)
西部	70	(0)	(5)	73	(0)	(4)	60	(0)	(1)	62	(0)	(3)	62	(0)	(1)	820	(0)	(30)
南部	217	(3)	(8)	216	(2)	(9)	225	(3)	(13)	228	(3)	(6)	231	(3)	(7)	2,663	(26)	(109)
北部	73	(0)	(0)	76	(0)	(0)	96	(0)	(0)	101	(0)	(0)	100	(0)	(0)	985	(0)	(2)
合計	993	(12)	(40)	1005	(11)	(38)	1009	(11)	(29)	1032	(11)	(27)	1041	(10)	(27)	12,001	(129)	(404)

(参考)

地域包括支援センター業務概略図

地域包括支援センター



2. 訪問型サービス(第1号訪問事業)及び通所型サービス(第1号通所事業)の紹介率最高法人に関する実績

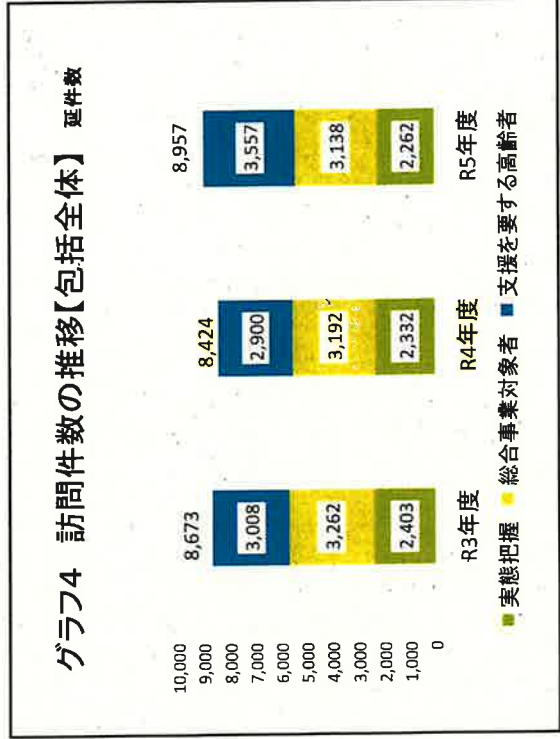
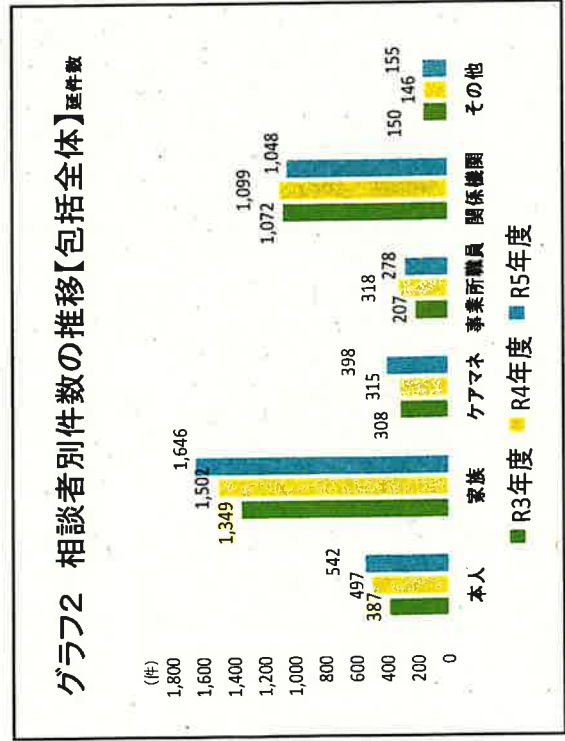
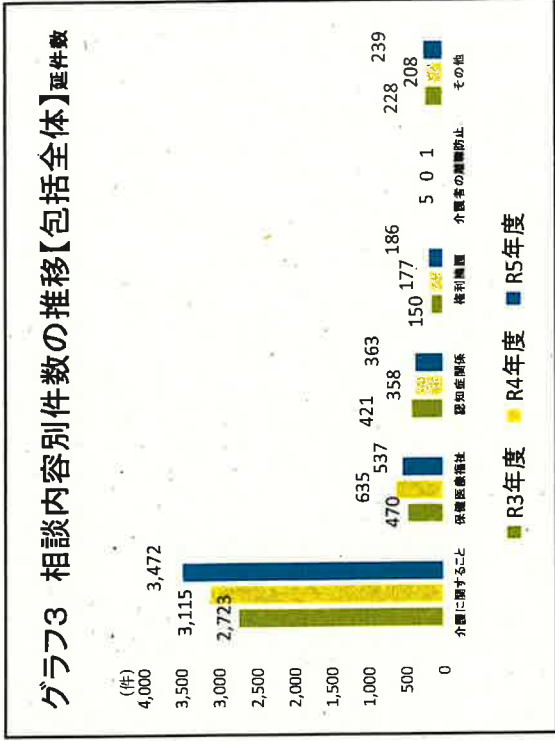
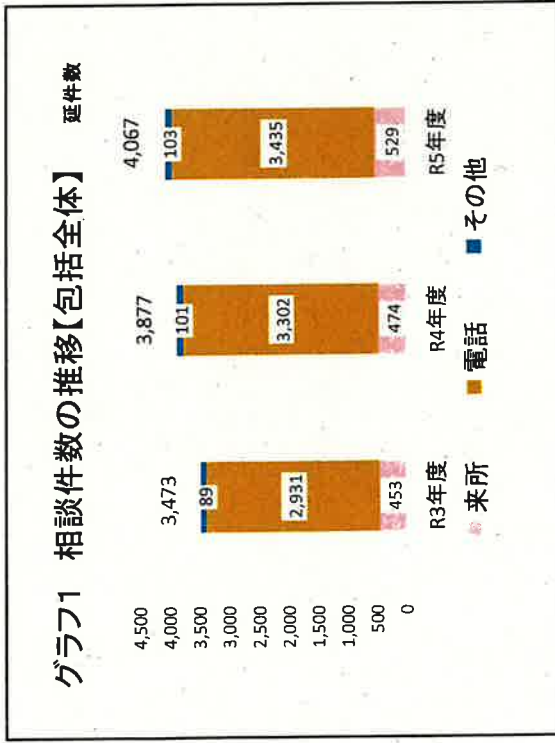
上段：紹介率最高法人の件数 / 全件数
 中段：紹介率最高法人のケアプラン割合
 下段：紹介率最高法人名

地域包括支援センター名 (法人名)	4月分		5月分		6月分		7月分		8月分		9月分	
	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス
第一 (株)ケアライフ青森 (株)日本健康開発	14/118 11.9%	74/351 21.1%	13/121 10.7%	76/350 21.7%	14/122 11.5%	72/339 21.2%	14/118 11.9%	75/347 21.6%	14/119 11.8%	78/345 22.6%	15/119 12.6%	76/342 22.2%
第二 (株)ケアライフ青森 (株)日本健康開発	14/72 19.4%	34/182 18.7%	13/73 17.8%	35/184 19.0%	13/72 18.1%	34/186 18.3%	14/73 19.2%	36/192 18.8%	13/72 18.1%	36/190 18.9%	13/74 17.6%	40/192 20.8%
第三 (株)日本健康開発 (弘前豊徳会)	30/204 14.7%	46/365 12.6%	31/202 15.3%	43/365 11.8%	29/200 14.5%	45/369 12.2%	32/200 16.0%	44/380 11.6%	30/200 15.0%	42/378 11.1%	32/203 15.8%	44/378 11.6%
(愛成会)	(社)愛成会	(医)弘愛会	(社)愛成会	(医)弘愛会	(社)愛成会	(医)弘愛会	(社)愛成会	(医)弘愛会	(社)愛成会	(医)弘愛会	(社)愛成会	(株)愛成会
東部 (一葉会)	18/63 28.6%	35/236 14.8%	18/62 29.0%	34/248 13.7%	17/63 27.0%	33/247 13.4%	18/65 27.7%	32/250 12.8%	19/63 30.2%	28/247 11.3%	18/68 26.5%	28/250 11.2%
(株)桃仁会	(株)桃仁会	(株)日本健康開発	(株)桃仁会	(株)日本健康開発	(株)桃仁会	(株)日本健康開発	(株)桃仁会	(株)日本健康開発	(株)桃仁会	(株)日本健康開発	(株)桃仁会	(株)日本健康開発
西部 (嶽陽会)	15/23 65.2%	78/208 37.5%	15/27 55.6%	77/207 37.2%	14/28 50.0%	78/206 37.9%	13/28 46.4%	75/209 35.9%	16/30 53.3%	72/201 35.8%	17/33 51.5%	72/203 35.5%
(株)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会	(社)嶽陽会
南部 (博陽会)	27/121 22.3%	47/347 13.5%	30/117 25.6%	51/359 14.2%	26/116 22.4%	53/359 14.8%	27/116 23.3%	50/346 14.5%	24/111 21.6%	51/354 14.4%	29/118 24.6%	52/352 14.8%
(株)博陽会	(株)博陽会	(株)博陽会	(株)博陽会	(株)博陽会	(株)博陽会	(株)博陽会	(株)博陽会	(株)博陽会	(株)博陽会	(株)博陽会	(株)博陽会	(株)博陽会
北部 (七峰会)	3/15 20.0%	42/178 23.6%	4/18 22.2%	43/174 24.7%	4/19 21.1%	43/175 24.6%	4/15 26.7%	43/177 24.3%	4/16 25.0%	43/175 24.6%	4/16 25.0%	38/165 23.0%
(株)ケアライフ青森	(株)ケアライフ青森	(株)ケアライフ青森	(株)ケアライフ青森	(株)ケアライフ青森	(株)ケアライフ青森	(株)ケアライフ青森	(株)ケアライフ青森	(株)ケアライフ青森	(株)ケアライフ青森	(株)ケアライフ青森	(株)ケアライフ青森	(株)ケアライフ青森
(株)つがる三和会	(株)つがる三和会	(株)つがる三和会	(株)つがる三和会	(株)つがる三和会	(株)つがる三和会	(株)つがる三和会	(株)つがる三和会	(株)つがる三和会	(株)つがる三和会	(株)つがる三和会	(株)つがる三和会	(株)つがる三和会
(株)のどか	(株)のどか	(株)のどか	(株)のどか	(株)のどか	(株)のどか	(株)のどか	(株)のどか	(株)のどか	(株)のどか	(株)のどか	(株)のどか	(株)のどか

※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。

地域包括支援センター名 (法人名)	10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分	
	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス	訪問型 サービス	通所型 サービス
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
第一 (株) ケアラライフ青森	14/118 11.9%	73/341 21.4%	16/117 13.7%	73/341 21.4%	15/116 12.9%	78/346 22.5%	13/111 11.7%	78/340 22.9%	16/121 13.2%	80/338 23.7%	14/114 12.3%	80/344 23.3%
第二 (株) ケアラライフ青森	13/80 16.3%	39/195 20.0%	13/79 16.5%	37/196 18.9%	13/73 17.8%	36/199 18.1%	13/71 18.3%	34/192 17.7%	14/73 19.2%	38/201 18.9%	14/130 10.8%	39/200 19.5%
(弘前豊徳会)	33/210 15.7%	45/388 11.6%	32/202 15.8%	46/393 11.7%	33/205 16.1%	49/390 12.6%	39/207 18.8%	50/389 12.9%	39/207 18.8%	44/390 11.3%	43/211 20.4%	47/400 11.8%
第三 (愛成会)	18/70 25.7%	31/255 12.2%	17/68 25.0%	33/248 13.3%	19/73 26.0%	32/252 12.7%	19/69 27.5%	32/252 12.7%	19/72 26.4%	35/256 13.7%	22/77 28.6%	37/266 13.9%
東部 (一葉会)	19/36 54.3%	74/209 35.4%	20/34 58.8%	71/210 33.8%	20/33 60.6%	67/209 32.1%	16/29 55.2%	61/195 31.3%	17/29 58.6%	66/200 33.0%	14/25 56.0%	62/200 31.0%
西部 (嶽陽会)	29/113 25.7%	51/348 14.7%	29/117 24.8%	55/352 15.6%	30/120 25.0%	54/353 15.3%	31/117 26.5%	52/352 14.8%	29/116 25.0%	52/363 14.3%	28/113 24.8%	49/358 13.7%
南部 (博陽会)	4/19 21.1%	40/171 23.4%	4/17 23.5%	39/174 22.4%	4/15 26.7%	39/186 21.0%	4/16 25.0%	42/201 20.9%	4/16 25.0%	42/203 20.7%	3/14 21.4%	42/206 20.4%
北部 (七峰会)	(株) のどか	(社) つがる三和会	(株) のどか	(社) つがる三和会	(株) のどか	(社) つがる三和会	(株) のどか	(社) つがる三和会	(株) のどか	(社) つがる三和会	(株) のどか	(社) つがる三和会

※ 西部地域包括支援センターの担当圏域の大部分が、特定事業所集中減算の対象外地区となる振興山村指定地域である。



令和5年度包括的支援事業実績

資料2

【相談件数】 ()内は独居高齢者数

(単位:人,件)

地域包括支援センター	人口 R6.3.31現在	高齢者数 R6.3.31現在	65歳以上 単身世帯数 R6.3.31現在	来所		電話		その他		R5年度計		R4年度計	
				実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	25,461	8,237	2,861	114 (37)	181 (61)	421 (104)	487 (129)	12 (3)	12 (3)	547 (144)	680 (193)	561 (156)	665 (197)
第二	18,269	6,527	2,208	65 (11)	69 (12)	312 (88)	329 (94)	5 (3)	5 (3)	382 (102)	403 (109)	384 (122)	413 (137)
第三	29,760	10,205	4,094	62 (26)	69 (30)	734 (341)	786 (372)	15 (5)	16 (5)	811 (372)	871 (407)	757 (294)	805 (317)
東部	32,234	8,834	2,980	47 (11)	67 (11)	371 (100)	563 (151)	6 (2)	6 (2)	424 (113)	636 (164)	421 (134)	606 (228)
西部	14,069	5,246	1,527	55 (15)	62 (16)	266 (48)	294 (61)	12 (1)	12 (1)	333 (64)	368 (78)	323 (69)	381 (90)
南部	27,850	10,173	3,485	22 (3)	25 (5)	573 (201)	655 (241)	29 (12)	34 (16)	624 (216)	714 (262)	558 (194)	594 (206)
北部	12,376	5,044	1,457	51 (7)	56 (8)	296 (51)	321 (56)	16 (4)	18 (5)	363 (62)	395 (69)	298 (62)	413 (89)
合計	160,019	54,266	18,612	416 (110)	529 (143)	2,973 (933)	3,435 (1,100)	95 (30)	103 (35)	3,484 (1,073)	4,067 (1,262)	3,302 (1,031)	3,877 (1,263)
延べ数の構成比(%)				13.0%			84.5%		2.5%		100%		

【相談者の区分】 ()内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括支援センター	本人		家族		介護支援専門員		介護サービス事業所職員		関係機関		その他		R5年度計		R4年度計	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	82 (28)	126 (52)	186 (38)	247 (48)	66 (10)	74 (14)	45 (6)	47 (6)	146 (51)	161 (61)	22 (11)	25 (12)	547 (144)	680 (193)	561 (156)	665 (197)
第二	31 (9)	34 (11)	158 (26)	173 (30)	55 (20)	56 (20)	31 (10)	32 (10)	99 (32)	100 (33)	8 (5)	8 (5)	382 (102)	403 (109)	384 (122)	413 (137)
第三	106 (59)	117 (68)	264 (90)	287 (101)	100 (52)	110 (57)	84 (38)	84 (38)	222 (116)	235 (123)	35 (17)	38 (20)	811 (372)	871 (407)	757 (294)	805 (317)
東部	50 (20)	74 (33)	191 (33)	326 (54)	33 (9)	36 (9)	18 (3)	25 (5)	120 (47)	159 (59)	12 (3)	16 (6)	424 (115)	636 (166)	421 (134)	606 (228)
西部	29 (7)	41 (17)	140 (17)	156 (19)	26 (4)	26 (4)	32 (10)	32 (10)	81 (17)	87 (19)	25 (9)	26 (9)	333 (64)	368 (78)	323 (69)	381 (90)
南部	106 (45)	113 (47)	253 (61)	292 (73)	53 (24)	58 (26)	29 (8)	33 (11)	163 (64)	191 (84)	20 (14)	27 (21)	624 (216)	714 (262)	558 (194)	594 (205)
北部	33 (8)	37 (9)	154 (19)	165 (19)	35 (7)	38 (9)	18 (5)	25 (8)	108 (21)	115 (22)	15 (2)	15 (2)	363 (62)	395 (69)	298 (62)	413 (89)
合計	437 (176)	542 (237)	1346 (284)	1646 (344)	368 (126)	398 (139)	257 (80)	278 (88)	939 (348)	1048 (401)	137 (61)	155 (75)	3,484 (1,075)	4,067 (1,260)	3,302 (1,031)	3,877 (1,263)
延べ数の構成比(%)		13.3%		40.5%	9.8%		6.8%		25.8%		3.8%	100%				

【相談内容】(延べ数) ()内は独居高齢者数

(単位:件)

地域包括支援センター	介護に関すること(介護保険に含む)	介護予防・生活支援サービスに関すること	医療	保健福祉	認知症関係	高齢者虐待	成年後見制度	権利擁護				介護者の離職防止	その他	R5年度計	R4年度計
								措置支援	困難事例対応	消費者被害					
第一	517 (144)	71 (13)	25 (9)	41 (19)	37 (16)	5 (0)	11 (4)	0 (0)	8 (3)	2 (1)	0 (0)	1 (1)	718 (210)	709 (205)	
第二	274 (55)	178 (51)	10 (5)	25 (13)	44 (17)	6 (1)	9 (7)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	10 (4)	558 (154)	589 (193)	
第三	480 (197)	343 (155)	36 (13)	180 (106)	81 (34)	18 (2)	17 (13)	0 (0)	12 (10)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	1,169 (531)	1,005 (381)	
東部	425 (94)	98 (31)	83 (26)	19 (9)	76 (21)	6 (0)	3 (0)	0 (0)	4 (2)	2 (2)	0 (0)	43 (15)	759 (200)	715 (276)	
西部	198 (39)	66 (17)	50 (15)	1 (0)	65 (8)	5 (0)	5 (4)	0 (0)	6 (1)	4 (0)	0 (0)	61 (18)	461 (102)	444 (105)	
南部	443 (149)	101 (28)	9 (4)	21 (9)	33 (17)	14 (1)	16 (15)	0 (0)	8 (5)	2 (1)	0 (0)	67 (33)	714 (262)	594 (205)	
北部	260 (38)	18 (2)	28 (7)	9 (1)	27 (2)	2 (0)	17 (7)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	57 (17)	419 (74)	437 (94)	
合計	2597 (716)	875 (297)	241 (79)	296 (157)	363 (115)	56 (4)	78 (50)	0 (0)	39 (21)	13 (5)	1 (1)	239 (88)	4,798 (1,533)	4,493 (1,459)	
構成比(%)	54.1%	18.2%	5.0%	6.2%	7.6%	1.2%	1.6%	0.0%	0.8%	0.3%	0.0%	5.0%	100%		

【訪問件数】 ()内は独居高齢者数

(単位:人,件)

地域包括支援センター	人口 R6.3.31現在	高齢者数 R6.3.31現在	実態把握		総合事業の対象者		支援を要する高齢者		R5年度計		R4年度計	
			延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数
第一	25,461	8,237	369 (106)	143 (44)	378 (138)	44 (16)	241 (122)	556 (166)	988 (366)	510 (166)	982 (384)	
第二	18,269	6,527	260 (62)	127 (51)	281 (104)	139 (44)	238 (71)	526 (157)	779 (237)	568 (176)	830 (261)	
第三	29,760	10,205	198 (106)	249 (120)	918 (502)	412 (169)	1423 (838)	859 (395)	2,539 (1,446)	738 (326)	2215 (1,086)	
東部	32,234	8,834	277 (82)	107 (33)	364 (134)	186 (53)	506 (178)	570 (168)	1,147 (394)	501 (161)	968 (353)	
西部	14,069	5,246	518 (87)	88 (10)	318 (57)	112 (27)	188 (49)	718 (124)	1,024 (193)	715 (133)	1058 (227)	
南部	27,850	10,173	267 (100)	291 (113)	702 (312)	377 (146)	718 (279)	935 (359)	1,687 (691)	898 (333)	1662 (712)	
北部	12,376	5,044	373 (66)	71 (8)	177 (22)	81 (20)	243 (109)	525 (94)	793 (197)	530 (114)	709 (166)	
合計	160,019	54,266	2,262 (609)	1,076 (379)	3,138 (1,269)	1,351 (475)	3,557 (1,646)	4,689 (1,463)	8,957 (3,524)	4,460 (1,409)	8,424 (3,189)	
延べ数の構成比(%)			25.3%		35.0%		39.7%		100%			

令和3～5年度包括的支援事業実績比較

資料2

(単位:件)

【相談件数】

	来所					電話					その他					合計								
	R3年度		R4年度		R5年度		R3年度		R4年度		R5年度		R3年度		R4年度		R5年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	109	144	111	169	114	181	364	393	429	474	421	487	10	12	21	22	12	12	483	549	561	665	547	680
第二	39	42	39	44	65	69	256	280	339	361	312	329	1	1	6	8	5	5	296	323	384	413	382	403
第三	29	31	51	56	62	69	673	734	698	741	734	786	16	16	8	8	15	16	718	781	757	805	811	871
東部	64	73	36	49	47	67	382	492	374	546	371	563	10	10	11	11	6	6	456	575	421	606	424	636
西部	64	80	47	63	55	62	251	304	258	299	266	294	14	14	18	19	12	12	329	398	323	381	333	368
南部	28	32	27	29	22	25	395	442	510	542	573	655	20	21	21	23	29	34	443	495	558	594	624	714
北部	43	51	47	64	51	56	232	286	244	339	296	321	13	15	7	10	16	18	288	352	298	413	363	395
合計	376	453	358	474	416	529	2,553	2,931	2,852	3,302	2,973	3,435	84	89	92	101	95	103	3,013	3,473	3,302	3,877	3,484	4,067

【相談者区分】

	本人					家族					介護支援専門員					介護サービス事業所職員								
	R3年度		R4年度		R5年度		R3年度		R4年度		R5年度		R3年度		R4年度		R5年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	62	82	81	107	82	126	172	195	194	239	186	247	43	49	46	49	66	74	32	34	35	40	45	47
第二	32	35	48	52	31	34	105	116	145	159	158	173	29	33	41	43	55	56	18	19	33	33	31	32
第三	96	99	112	117	106	117	228	252	256	270	264	287	66	69	74	82	100	110	56	58	72	81	84	84
東部	41	56	43	74	50	74	212	265	178	262	191	326	26	35	25	36	33	36	36	40	36	48	18	25
西部	23	32	25	38	29	41	152	176	136	157	140	156	43	58	28	34	26	26	12	14	23	26	32	32
南部	47	53	64	70	106	113	190	211	232	247	253	292	34	36	34	37	53	58	20	20	50	51	29	33
北部	24	30	26	39	33	37	115	134	135	168	154	165	21	28	23	34	35	38	18	22	27	39	18	25
合計	325	387	399	497	437	542	1,174	1,349	1,276	1,502	1,346	1,646	262	308	271	315	368	398	192	207	276	318	257	278

	関係機関					その他					合計							
	R3年度		R4年度		R5年度		R3年度		R4年度		R5年度		R3年度		R4年度		R5年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数
第一	157	171	174	194	146	161	17	18	31	36	22	25	483	549	561	665	547	680
第二	106	113	107	116	99	100	6	7	10	10	8	8	296	323	384	413	382	403
第三	240	266	211	222	222	235	32	37	32	33	35	38	718	781	757	805	811	871
東部	121	157	124	170	120	159	20	22	15	16	12	16	456	575	421	606	424	636
西部	83	97	94	108	81	87	16	21	17	18	25	26	329	398	323	381	333	368
南部	136	152	162	171	163	191	16	23	16	18	20	27	443	495	558	594	624	714
北部	93	116	78	118	108	115	17	22	9	15	15	15	288	352	298	413	363	395
合計	936	1,072	950	1,099	939	1,048	124	150	130	146	137	155	3,013	3,473	3,302	3,877	3,484	4,067

令和5年度在宅介護支援センター活動実績

(在宅介護支援センターは、住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で地域包括支援センターにつなぐ窓口である。)

委託業務の内容

- ・総合相談
- ・実態把握
- ・地域におけるネットワーク構築

包括支援センター	委託先の数	①相談件数		②訪問件数	
		合計	在介分再掲	合計	在介分再掲
第一	2か所	680	21	988	202
第二	2か所	403	3	779	59
第三	2か所	871	13	2,539	225
東部	2か所	636	78	1,147	160
西部	2か所	368	32	1,024	392
南部	1か所	714	93	1,687	297
北部	4か所	395	8	793	212
合計	15か所	4,067	248	8,957	1,547
		占有率	6.1%	占有率	17.3%

令和5年度 地域包括支援センター事業実績(全体)

	地域課題	目 標	目標に対する取組の評価
第一包括	①高齢者世帯の多くは、他者とのつながりが希薄であり孤立化しやすいため、孤立化防止対策が必要である。	①積極的なアウトリーチ活動を実施する。 ②多世代にアプローチし、地域とのつながりの再構築に取り組む。	①日頃の相談状況から、他者とかかわりを持たない方が多い印象がある。市営住宅80戸に対し全戸訪問を実施した。入居していたのは70戸。対話できたのは27戸であった。警戒している世帯が多いと感じた反面、包括の受け入れが良好と感じた世帯もあった。また、地域住民対象に包括支援センターの役割について直接お話しする機会をいただき、延べ247名に気になる高齢者についての情報提供を依頼することができた。次年度は高齢者名簿から地域状況を分析し、効率的なアウトリーチ活動を検討しながら取り組みを進めたい。 ②わんわんパトロール隊の取り組みの中で、今年度から高校生ボランティアが月1回のパトロール時のゴミ拾いに参加している。若い世代や子供たちとの接点が増え、徐々にではあるが地域住民と多世代にわたる「ゆるいつながり」が構築されてきていることを実感している。また、終活セミナーの一環として下期に遺影の撮影会を開催できた。10組19名の方が撮影され、子供・孫世代と共に参加される方もおり、大変好評であり、多世代とつながることができた。
第二包括	・健康増進の意識を高められるよう、支援者、被支援者ともに成長できる働きかけが必要である。 ・認知症に対する関心、理解が高まるようにアプローチする必要がある。	①介護をする前、される前の段階でフレイル予防や高齢者への支援等の理解が得られるようにする。 ②地域の方が認知症への興味関心を持てるようにする。	①②7月に町田地区ふれあいセンターと連携し、地域住民を対象としたフレイル予防、軽度認知障害の講座を開催し、認知症及びフレイル予防への興味関心をもてるよう普及啓発をした。その講話に関して広報ひろさきを活用し高齢者以外の方へも周知している。認知症カフェは藤代公民館と連携して開催。藤代公民館の広報誌を活用して周知している。下半期には終活のセミナー、弘前学院大学看護学科の学生と協働して認知症サポーター養成講座を開催した。老人福祉センターより定期的に介護相談教室を行ってほしいと依頼あり対応した。引き続き若い世代も含めて認知症への関心、理解、フレイル予防の重要性を周知し、介護の総合的な知識普及に努める。
第三包括	①町内会に属さない等の近隣住民から孤立している高齢者は、認知症予防、介護予防の重要性の情報が届かず、普及啓発が必要となっている。 ②より広く地域住民に認知症の理解を促し、専門職や医療へ繋がる機会が必要である。 ③医療連携、若年層への支援、社会資源の活用、認知症の方や家族への対応等の様々な課題への対応が求められる。	①孤立した地域住民、回覧が回らないマンションやアパートに対して認知症予防や介護予防の重要性について啓発するため、広報紙配布を行う。また町内会や高齢者の集い等との連携を図り、介護予防教室等を地域住民へ開くことで、より広く、認知症予防や介護予防について理解促進を図る。 ②地域の公民館等を利用して認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)を実施する。 ③様々な課題に沿った研修会や他分野関係機関との意見交換を行い、より良い連携と対応力向上を図る。	①孤立化した地域住民、情報が届きにくいマンション11カ所へ広報紙配布を行い、7件の問い合わせがあった。認知症についての問い合わせが多く、中には認知症が進行しゴミ屋敷となり、早急に支援が必要なケースもあった。目的である情報が届かない住民へ周知でき、支援に繋げることができた。圏域内には多くのマンションがあるので、今後も継続して行うことで、より効果的に普及啓発ができると考えている。 認知症予防や介護予防について理解促進を図るため介護予防教室等を1回開催している。16名の地域住民の参加があり、熱心に体力測定に取り組み、自身の歩行能力について知る機会となった。また、フレイルやロコモ等、予防の大切さを伝え、自宅でもできる簡単な体操を紹介し、関心を持ってもらった。今後も継続して実施するために、実施方法については検討していく必要がある。 ②認知症への偏見をなくし、地域住民へ認知症の理解促進を図るため、現在弘前学院大学で行っている認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)をより圏域内の地域住民へ実施することとし、地域の集会所で1回実施、これまで参加したことがない方が参加することができた。より多くの地域住民に対して認知症についての理解促進を図ることができた。 ③様々な課題に対する対応力の向上を図るために障がい者生活支援センターの精神保健福祉士を講師として障がい者福祉サービスについて研修会を実施。アディクションについては精神科医とSWを講師として研修会を実施。利用者支援やマネジメントに活かせる、より実践的な知識習得の機会となった。また、他機関との連携強化を目指し、「各医療機関地域連携室等」、「弘前市生活福祉課」との連携について、圏域内介護支援専門員と意見交換することで連携をとる上での課題等を知る機会となり、それを踏まえ今後の連携に活かせる内容となった。
東部包括	①自宅に閉じこもりとなることで心身機能低下や社会からの孤立をきたす悪循環が懸念されることから高齢者の社会参加、活動を支援する必要がある。 ②特定健診の未受診や認知症の疑わしい方の専門医の未受診、高齢者自身が栄養面や健康状態を把握していない等、介護予防やフレイルに対する関心が低いことから、知識や対処について普及啓発が必要である。	①総合事業の周知、普及啓発を行い活用を促す。 ②関係機関、多職種の協力を得て地域で住民を対象とした認知症介護者教室や座談会、高齢者ふれあいの居場所を開催し介護予防を推進する。	①圏域内237箇所へ広報活動を実施し事業の周知を図った。総合事業と地域包括支援センターの役割について説明し、介護予防向けセンターの活用を促した。また地域の方の座談会や出前講座においては地域住民に対し直接説明する機会を得た。パンフレットだけでなく、直接事業説明を行うことが理解を得るには必要であり、介護予防への動機付けにつながると感じている。次年度も継続して広報活動を行っていく。 ②認知症介護者教室、地域の方の座談会、高齢者ふれあいの居場所(ニコニコサロン)、認知症カフェを開催。医療関係者(薬剤師、理学療法士、精神保健福祉士、栄養士)など関係機関、多職種の協力を得て、地域住民に対し介護予防や健康増進につながる企画を実施できた。参加者から次回開催希望の声も聞かれており地域住民のニーズに応じ次年度も開催を計画していく。介護予防、健康増進、自立支援への関心を高める為、内容や頻度、開催場所など企画を見直しながら地域資源としての定着を目指していきたい。

	地域課題	目標	目標に対する取組の評価
西部包括	<p>①家族が認知症について理解できないことで、早期発見・診断に結びつかず、重症化している。</p> <p>②関係機関が、災害時の避難の仕方や安否確認等の対応について分からないことが多い。</p> <p>③複合的な課題を持つ世帯が、相談窓口を知らないことが多く、適切な相談窓口へつながるような仕組みが必要である。</p> <p>④安心カードが周知されていないことにより、救急搬送時、民生委員や町会長が救急車への同乗を求められることにつながっている。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座の広報を強化する。また、認知症の早期発見、早期診断につながる方策を話し合うため地域ケア推進会議を開催する。</p> <p>②関係機関対象に研修会(防災課の出前講座)実施し、地域の防災についての知識を習得する。</p> <p>③介護支援専門員が多様な機関と連携できるように後方支援体制を強化する。(地域ケア個別会議での検討や研修等の実施、西部地域ケアマネ連絡会での対応など)</p> <p>④連絡会や会議等を通じて安心カードの説明や周知を行う。</p>	<p>①1) 包括支援センターの広報誌(包括だより)を上半期、下半期(年2回)で作成して、小学校での認知症サポーター養成講座や健康教室の様子など掲載し包括支援センターの役割等周知に努めることができた。</p> <p>2) 令和4年度、圏域小・中学校へ周知していたことで、東目屋小学校から依頼があり講座を実施することができた。また、地域からの依頼、実習生受け入れ時、法人新入職員へも実施し、今年度は4回の講座開催となった。</p> <p>3) 民生委員の定例会や町会長会議等で各町会での認知症サポーター養成講座開催をお願いした。</p> <p>4) 早期発見、早期診断につながる方策として、推進会議で対策を検討し、ワーキングチームを立ち上げて地域に配布する健康チェックシートを作成し毎戸配布することができた。配布後、住民から「チェックをつけてみたが、ここからどうすればよいのか」という声も聞かれ、再度検討していく必要がある。</p> <p>②9/14に「防災マップの活用の仕方」についてハイブリット形式で講座を開催した。圏域の事業所から多くの参加希望あり、実施後は、防災マップの見方や活用、また、自分の地域の危険性や避難の仕方、避難所の仕組みなどたくさんを学ぶことができてよかったと感想聞かれた。民生委員へは、定例会参加時、学んだ情報をお伝えし情報共有した。また各圏域ごとに再度実施していきたいと依頼をした。BCP作成にあたって講座を受けていたことで役立てることができた。</p> <p>③困難事例については、介護支援専門員へ引継ぎの際、一緒に支援することをお伝えし、随時、問題ないか確認し、共有するよう努めた。また、地域ケア会議への参加メンバーとしてPT、OT、ST、事例に関係している民間企業など多機関へ依頼し、ネットワークを広げ、後方支援していたらよいよう努めた。</p> <p>④民生委員定例会で日中独居の高齢者への配布も認められたことを説明したところ、救急搬送の際、活用したい、安心につながると配布数が増えている。</p>
南部包括	<p>①独居世帯や問題を多く抱える世帯が増えているため、地域や複数機関での連携が必要である。</p> <p>②高齢者の相談窓口情報が行き届いていない。</p> <p>③保険外サービスや社会資源等の情報が地域に行き届いていない。</p>	<p>①支援困難な事例に対して関係機関と連携を図り対応する。</p> <p>②地域包括支援センターの周知に向けた取り組みとして広報活動を行う。</p> <p>③地域の社会資源を把握しボランティア団体と連携を図り支援に結びつける。</p>	<p>①関係機関や行政と連携し、対応したケースが多くあった。世帯の中で複数の課題を抱えるケースでは地域ケア会議を開催し支援方法を検討し、独居世帯のケースでは民生委員や在介と同行訪問し対応した。1月には弘前市地域自立支援協議会に出席し、包括の役割や障害福祉分野との連携等について話し合いができた。</p> <p>②広報誌を作成し、8月に500部、2月に700部圏域の町会へ回覧した。また、朝陽地区の民生委員と千年地区の障害者施設から、センターのパンフレットを独居世帯に配布したいと依頼を受け、配布してもらった。広報誌には包括の活動予定を記載した事で、「認知症カフェ」や「介護予防教室」には広報誌を見たと言って来た方が複数名いた。また、配布以降回覧やパンフレットを見たとき電話での相談があり、一定の効果を感じているが、回覧ができていない地区へ取組が必要。</p> <p>③生活支援コーディネーターと情報共有し高齢者の集まり等、居場所を把握し新たな社会資源の情報収集に努めた。買い物や受診の付添いなど、介護保険で対応できず困っている方には、保険外のサービスに繋げ支援した。また、新たな社会資源の一つとして認知症の方やMCIの方の外出支援や見守りを行うためのチームオレンジを立ち上げる事ができた。今年度チーム員として6名登録。次年度の活動について地域ケア推進会議を開催し話し合う事ができた。</p>
北部包括	<p>・家族や地域住民同士が協力し合う「互助」体制が脆弱になってきている。</p> <p>・地域全体の健康に関する意識が低い。</p> <p>・社会資源に乏しく、住民の日常生活へも強く影響している。</p>	<p>・介護や認知症、健康増進に関する地域住民への意識啓発を推進する。</p> <p>・民生委員、町会長の他、地域で活動する専門職や担い手となる住民との連携強化を図る。</p>	<p>・高齢者教室において活動前体操指導及び介護や健康に関する相談の対応、消費者被害等の講話、瑞風園では健康教室、三和地区において消費者被害における講話を実施。講座を通し介護予防や健康増進の意識啓発に繋がっている。また、地域踏査において保健活動の健康増進の視点で課題を見極め捉えることを意識し、在宅介護支援センターの実態把握と照らし合わせた活動を行った。地域高齢者への特定健診等の受診勧奨や健康状態不明者を把握することができた。今後もこのような活動を継続することで健康増進及び介護予防の更なる普及啓発に繋がっていくものと思われる。</p> <p>・高杉小学校はじめ高齢者教室参加者に対し認知症サポーター養成講座を実施。このことにより、幅広い世代へ認知症に関する知識啓発となり、新たな地域関係者とのネットワーク構築にも繋がっている。</p> <p>・地域住民や地域関係者の地域包括支援センターの活用促進に向け、活動周知の一環として今年度も引き続き各地区の町会(計460班)に年3回広報誌を回覧。広報誌の内容としては在宅介護支援センターの実態訪問活動、地域包括支援センターでの地域ケア会議における内容、地域住民活動、各専門職種からの情報などを記事に回覧している。</p> <p>・各専門職及び地域住民などと地域ケア個別会議を開催し、対応を検討することで地域特性や個々における課題抽出がなされ、それぞれの立場における役割や取り組みなどを考察する機会にもなり、地域づくりの側面からも連携体制が構築されている。</p> <p>・居場所づくりの一環で新和地区(小友町会)においてホットカフェソレイジュを月1回開催。今後住民主体の通いの場に繋がるように徐々に地域移行することで住民同士のネットワーク構築に繋がると思われる。</p>

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

保健師	2人	予防給付プラン担当	3人	プラン手数
社会福祉士	2人	その他(センターの他職種業務以外のもの)	1人	2
主任ケアマネ	1人			箇所

令和5年度の活動方針(地域課題・目標)		令和5年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態	<p>①高齢者の状況として、コロナ禍で過剰に外部との接触を避けてきたため、孤立化が進み、重症化した状態で発見される事例や孤独死が見られている。</p>	<p>①日頃の相談状況から、他者とかかわりを持たない方が多い印象がある、市営住宅80戸に対し全戸訪問を実施した。入居していたのは70戸。対話できたのは27戸であった。警戒している世帯が多いと感じた反面、包括の受け入れが良好と感じた世帯もあった。また、地域住民対象に包括支援センターの役割について直接お話しする機会をいただき、延べ247名に気になる高齢者についての情報提供を依頼することができた。次年度は高齢者名簿から地域状況を分析し、効率的なアウトリーチ活動を検討しながら取り組みを進めたい。</p>	<p>①②わんぱんパトロール隊の取り組みの中で、今年度から高校生ボランティアが1回のパトロール時のゴミ拾いに参加している。若い世代や子供たちとの接点が増え、徐々にではあるが地域住民と多世代にわたる「ゆるいつながり」が構築されてきていることを実感している。また、終活セミナーの一環として下期に遺影の撮影会を開催できた。10組19名の方が撮影され、子供・孫世代と共に参加される方もおり、大変好評であり、多世代とつながることができた。</p>
地域課題	<p>①高齢者世帯の多くは、他者とのつながりが希薄であり孤立化しやすいため、孤立化防止対策が必要である。</p>		
目標	<p>①積極的なアウトリーチ活動を実施する。 ②多世代にアプローチし、地域とのつながりの再構築に取り組む。</p>		

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 子エックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	<p>総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。</p>	①2週間以内に対応	<p>①新規67件実施。全例2週間以内に対応することができた。</p> <p>②市内の地域連携空室35名を対象に「総合事業と介護保険以外のサービス」について情報提供しインフォーマルなサービスを含めた社会資源の周知を行った。</p>	①67件	<p>①相談者に説明を行い必要なサービスにつなぐことができた。また、必要時総合事業の説明を行い子エックリストを実施し適切なサービス利用につながついている。</p> <p>②地域連携室職員を対象に介護予防支援事業について周知することができ、患者への情報提供を呼び掛けることができた。</p>	<p>①②アセスメント・スクリーニングを丁寧に行いながら、自立支援を視野に多様なサービスの情報提供を行っていく。</p>

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)		令和5年度計画		令和5年度実績		令和6年度の計画、取組	
項目	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワーク構築に努める。	実施内容	回数等	実施内容	回数等	課題・評価	
ア	地域におけるネットワーク構築	①民生委員定例会への参加や、地区会長と情報交換を行う。 ②商業施設や金融機関との情報交換を行う。 ③津軽地域ケアネットワーク定例会等への参加と情報提供を行う。 ④圏域グループホーム等運営推進会議へ参加する。 ⑤第2層協議体活動に参加する。	①年1回以上 ②年1回以上 ③年2回以上 ④開催時 ⑤年2回以上	①和徳南地区定例会に参加。4地区会長訪問し情報交換を行う。 ②ドラッグストア他商業施設と情報交換する。 ③津軽地域ケアネットワーク会員35名対象に学習会を開催し意見交換の機会を得た。 ④グループホームやナーシングホーム・小規模多機能事業所の会議へ参加。 ⑤「ゴミ問題」避難行動要支援者名簿登録と個別避難計画」をテーマに議論を行った。	①定例会:1回 情報交換:1回 ②2回 ③学習会・意見交換:1回 テーマ「介護保険以外のサービスと総合事業」1回 ④21回 ⑤2回実施	①～⑤感染対策を視野に入れ状況に合わせて形で、関係づくりを行うことができた。 日常的に受診勧誘や入院退院支援などが追加している印象があり、津軽地域ケアネットワークに登録している地域連携室職員35名に情報提供する機会を得、医療機関の相談窓口の方々との連携を深めることができた。また、NHK地域ミーティングに参加し「個別避難計画」の作成に組み、若党町の町内会役員の方々と新たなつながりができた。医療連携や災害対応の視点からネットワーク構築することができた。	①～⑤引き続き実施する。
イ	地域住民や民生委員、その他関係機関と連携を強化し実態把握に努める。	①在宅介護支援センターと定期的に連携しながら、訪問時のアプローチ方法を検討する。	①連携会議 月1回開催 ②在介:実態把握 年間50件以上	①オンラインで確実に開催できている。 ②目標件数は概ね達成できている。	①12回 ②虹:135件 幸陽荘:53件	①②詐欺やコロナの影響があるのか、玄関を開けてくれないお宅が増えている。 ①②許欺やコロナの影響があるのか、玄関を開けてくれないお宅が増えている。	①②引き続き実施する。
ウ	総合相談	①三職種が切れ目なく対応できるように情報共有を強化し、他機関への情報提供や関係機関への紹介をスムーズに行う。 ②窓口周知に取り組む。	①毎日 ②随時	①朝のミーティングや個別の事例発生時に意見交換しながら支援にあたることができている。 ②圏域事業所や近郊の病院・民生委員にパンフレットを渡した。	①平日毎日実施 ②事業所:90件 病院:21件 民生委員:54名	①計画通り実施できている。そのため、担当不在時でもスムーズに対応できている。 ②計画通り実施できている。民生委員からの相談が増え、窓口周知の効果が表れている。	①②継続して実施する。

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度について普及啓発を図る。 ②成年後見制度に関する相談・申立て支援を、必要時圏域権利擁護センターと連携して行う。	①年4回以上 ②随時	①民生委員定例会、グループホーム運営推進会等での広報や関係機関への資料提供をする。 ②相談、申し立て支援を行う。	①年4回以上 ②随時	①定例会や出前講座で後見人について情報提供できた。 ②申し立ては5件実施。	①4回 ②5件	①後見人制度について講話の機会が多くなり、地域住民に意識的に啓発することができた。 ②迅速に相談対応し権利擁護センターの助言を受けながら進めることができています。	①②継続して実施する。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合、市の関係部署と連携し対応する。	①随時	①市の関係部署、受け入れ措置施設と連携し対応する。	①随時	①該当ケースなし	①該当なし	①措置に至るケースはなかった。	①発生時には市と連携し対応する。
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に関わる通報を受けた場合は、速やかに対応する。	①随時 ②随時	①虐待対応マニュアルに基づき関係部署と連携し対応する。 ②必要時、個別ケース会議を開催し支援方法を検討する。	①随時 ②随時	①同居の息子から動画提供を受け対応した事例が1件、他は警察から市へ通報3件。 ②上記ケースを検討した。	①4件 ②4件	①動画は衝撃的な内容だったが、担当CMの認識と一致せず対応に苦慮した。今回はCMの虐待に関する知識に課題があり圏域外のCMに対する指導の難しさを実感した。 ②対応事例について会議にて検討しながら支援した。	①②継続して実施する。
エ 困難事例への対応	事実確認後、課題を整理し支援の方向性を関係部署で協議する。	①随時	①包括内三職種カンファレンスや地域ケア個別会議、担当者会議を開催することで課題を整理し、支援方法を検討する。	①随時	①日常的な意見交換に加え、三職種カンファレンスを月1回開催し支援方法を検討できた。	①12回	①随時意見交換できる体制を整え、カンファレンスでは集中的に検討することができた。	①次年度も三職種の意見交換やカンファレンスを基軸に置きながら、関係者間で担当者会議を実施し、整理できない事例は地域ケア個別会議で検討する。
オ 消費者被害の防止	消費者被害に関する最新情報を把握し住民に伝達する体制を構築する。	①年1回以上 ②随時	①市民生活センターからの最新情報を民生委員を通じて住民に提供する。 ②消費者被害に関する相談は市民生活センターと連携して行う。	①年1回以上 ②随時	①圏域内民生委員にパンフレットを配布し情報提供した。 ②該当事例はないが弘前市相談窓口紹介ネットワークの会議に出席。	①資料配布:1回 講話:178名 ②0件	①民生委員や地域住民に対し資料提供することができた。また、講演依頼などの機会にパンフレットの配布と共に注意を呼び掛けた。 ②弘前市相談窓口紹介ネットワークの会議に参加し、最近の被害状況などについて情報共有できた。	①②継続して実施する。

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	①他職種・他機関と連携し、地域ケア個別会議や推進会議を開催する。	① 個別：年4回以上 推進：年2回	①個別会議はハイブリットで開催することができた。推進会議は参集で開催できた。	① 個別：4回 推進：2回	①議論しやすいよう事前に論点を整理などの打ち合わせを入念に行い、事前資料やワークショップを工夫し、会議運営は軌道に乗ってきた印象がある。推進会議では「認知症」「地域活動の多世代参加」について検討し、専門職に加えコンビニやスーパー、金融機関などにご参加いただいた。多くの視点から地域課題や政策提言まで限られた時間間で議論を深めることができた。	①オンライン会議と参集を状況に合わせて実施できた。次年度からは参集にて開催を計画する。
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換できる場として、定期的に連絡会を開催し、相互の連携を図る。	①会議：年2回以上	①リーター会議を実施し、介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。	① 会議：2回	①リーター会議を中心に介護支援専門員の意見を集約し、意見交換会や学習会が開催できる仕組みづくりができ機能している。	①継続して実施する。
ウ 日常的個別指導・相談	介護支援専門員への個別指導・相談に対応し、円滑に業務が行えるよう支援する。	①随時 ②年2回	①新規相談：74件あり。随時対応している。 ②介護支援専門員の意見を反映し、意見交換会を開催することができた。	① 相談：74件 ② 意見交換会：1回 学習会：1回	①②介護支援専門員から意見をいただく機会が増えている。今後も連携を深めながら主任介護支援専門員の活躍の場を提供できるよう支援していきたいと考えている。	①②継続して実施する。
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①随時 ②随時	①同行訪問、関係機関とのネットワークを生かした具体的な支援方針の検討や後方支援を行う。 ②困難事例については地域ケア個別会議の活用を提案し実施する。	①同行訪問：1件 ②担当者会議：1件	①同行訪問し、後方支援をすることができた。 ②個別会議を提案するが担当者会議で課題整理できている。地域ケア個別会議を気軽に実施できるような提案していきたい。	①継続して実施する。 ②困難事例については積極的に個別会議を提案する。

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	R5年度内容	回数等	R5年度内容	回数等		
ア	市内認知症地域支援推進員と連携し地域住民による高齢者の見守り活動(第一包括わんわんパトロール隊)を実施する。	①年1回以上 ②年1回以上 ③登録者30名以上 ④年1回以上	①市内認知症地域支援推進員との情報交換を行う ②事前学習として認知症サポーター養成講座を位置づけ実施する。 ③第一包括わんわんパトロール隊登録者の名簿管理をする。 ④フオローアップ研修を実施する。	①8/29連絡会にて情報提供できた。 ②3回実施。 ③3/31現在登録者30名愛犬30頭の名簿を管理している。 ④感染症拡大期のため中止。	①～④継続的に実施できている。6月～11月まで月1回ゴミ拾いをしながらパトロールを実施することができた。登録者間の交流や周囲へのアピールができ、気軽に地域貢献ができる活動に成長。今年度から高校生ボランティアも参加し、さらに広がりを図る。 この活動について、弘前医療福祉大学から研究の申し出があり、現在対応している。今後、エビデンスのある活動となることを期待したい。フオローアップ研修については、時期等の再検討が必要。	①～③継続して実施する。 ④フオローアップ研修の時期を再検討し実施する。
イ	認知症に関する住民教育や早期相談の場所として感染対策を徹底した認知症カフェを開催する。	①年30か所以上 ②年10回	①参加者拡大に向け、認知症カフェを周知する。 ②認知症カフェを開催する。	①圏域事業所110件、近郊の病院21件、商業施設6件、調剤薬局1件、民生委員54名にチラシを配布した。その他個別に相談者等に配布している。 ②10回開催できた。	①積極的に広報に努めることができた。 ②口コミで参加者も増えてきている。認知症啓発のシンボルカラーであるオレンジ色の花を咲かせるオレンジガーデンプロジェクトに青森県で初めて取り組むことができた。カフェの参加者の協力を得て、プラントナーにマリーゴールドなどを育て啓発に努めた。	①②継続して実施する。
ウ	認知症サポーター養成講座を開催しサポーターを増やす。	①年間投稿数5回以上 ②年2回以上 ③年1回以上	①認知症サポーター養成講座を開催するためSNSを活用する。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。 ③フオローアップ研修を実施する。	①わんわんパトや認知症カフェの活動状況を投稿し、参加者や各種イベントで直接声がけしている。 ②3回開催9名参加。 ③声がけ訓練3回実施。7名参加。	①～③わんわんパトや大関係のイベントでも直接声がけし、活動の周知と合わせて養成講座の案内ができていて、参加者自体は少ないが着実に実施できた。	①～③継続して実施する。

令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度実績		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	①地域ケア個別会議は定期開催を基本とするが、要望があった際は随時開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。 ②自立支援型のケア会議を開催し本人の自立支援や重度化防止を図る。	①年4回 ④年2回 ②年1回以上	①74回実施できた。 ②2回実施でき、「認知症」地域活動の多世代参加について専門職に加え地域の様々な立場の方が参加された。 ②自立支援型のケア会議を4回開催することができた。	①個別:4回 ④推進:2回 ②4回	①②定期開催することができた。個別会議2回とも自立支援型で開催することができた。また、推進会議では、専門職に加えコンビニやスーパー、金融機関、町会長、民生委員などにご参加いただき、多くの視点から地域課題や政策提言まで検討することができネットワーク構築の機会としても有効であった。	①②継続して実施する。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

認知症高齢者が、金銭の管理ができなくなり、金融機関や家族間でトラブルになっている。認知症の人を介護する家族に、認知症への理解不足がみられることより、認知症であることを隠し外出させない、否定し続ける、怒ってばかりいるなど不適切な対応をしている地域を支える若い世代が少ないため、民生委員の高齢化や欠員が問題視されており、地域活動の担い手が不足している。

【地域課題】

- ①認知症の人を介護をする家族が、認知症の理解や認識が不足し、対応力が十分ではない。
- ②認知症の人が、症状が進んでから受診につながる傾向にある。
- ③各会(子ども会、婦人会、青年部など)単体で地域活動を行なうことが多く、活動の相互支援やつながりが少ない。
- ④民生委員の役割や活動が当事者のもとより、地域住民や専門職に周知されていない。

【地域での対応方針】

- ①地域住民に対し、認知症の症状や対応方法を学習する機会を設ける。
- ②地域共生社会を目指し、地域住民の見守り意識を高めたり、隣近所と協力する意識作りをする。
- ③民生委員とケアマネが一緒に訪問活動するなど、専門職も積極的に地域活動に参加する。

【市、関係団体への提言】

- ①高齢者歯科検診などの健診と一緒に認知症検査を受ける仕組み作り。
- ②認知症に対する学習や講習の場を必須として義務付ける取り組み。
- ③成年後見制度やアプルハート事業、自立支援事業など、既存の制度や事業の簡素化と拡充。
- ④行政のサービスや相談先の明確化。
- ⑤民生委員の増員、報酬改善、協力体制の確保。
- ⑥個人情報報が民生委員に提供できるシステム。
- ⑦民生委員活動の抜本的な改革と地域住民への周知。
- ⑧公民館などの利用無償化。

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

保健師	2人	予防給付プラン担当	3人	プランチ数
社会福祉士	1人	その他(センターの他職種業務以外のもの)	0人	2
主任ケアマネ	1人			箇所

令和5年度の活動方針(地域課題・目標)

地域の実態

- ・病状の認識と健康増進のための知識が低く、状態が悪化してしまふことが多い。
- ・当事者や関係者以外、認知症(介護)に関心のない人が多い。

地域課題

- ・健康増進の意識を高められるよう、支援者、被支援者ともに成長できる働きかけが必要である。
- ・認知症に対する関心、理解が高まるようにアプローチする必要がある。

目標

- ①介護をする前、される前の段階でフレイル予防や高齢者への支援等の理解が得られるようにする。
- ②地域の方が認知症への興味関心を持てるようにする。

令和5年度目標に対する取り組みの評価

①②7月に町田地区ふれあいセンターと連携し、地域住民を対象としたフレイル予防、軽度認知障害の講座を開催し、認知症及びフレイル予防への興味関心をもてるよう普及啓発をした。その講話に関して広報ひろさきを活用し高齢者以外の方も周知している。認知症カフェは藤代公民館と連携して開催。藤代公民館の広報誌を活用して周知している。下半期には終活のセミナー、弘前学院大学看護学科の学生と協働して認知症サポーター養成講座を開催した。老人福祉センターより定期的に介護相談教室を行ってほしいと依頼あり対応した。引き続き若い世代も含めて認知症への関心、理解、フレイル予防の重要性を周知し、介護の総合的な知識普及に努める。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	介護予防日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の目立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援スームーズな利用を図る。	都度	介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チェックリストを実施し該当者には適切、円滑に介護予防サービス支援計画書を作成する。	登録者数 134名 (3月末時点)	充分な説明をし、ご了解を得た上で意向確認を一連の流れに沿って実施した。機会を捉えてはセルフケアの重要性が認識できるよう説明をした。	①②共、引き続き自立支援と重度化防止のため目標を設定し取り組んで行けるよう支援する。特に通所型サービスCの利用が終了した方には身体機能が維持できるようフォローアップしていく。今後も総合事業の推奨を図り、利用者の状態を踏まえた目標に対し、適切なサービスが主体的に利用され、平行してセルフケアとして習慣化されるよう支援していく。

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等				
2 総合相談支援業務 (介護保険法第115条の45第2項第1号)	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワークづくり等に努める。	①定例会各地区年:1回 ②定例会各(藤代・城西・西地区)年:1回 ③地域密着型サービス推進会議に参加する。 ④城西二丁目・城西五丁目シルバーハウス生活相談会に参加する。	①民生委員定例会への参加。 ②公民館や町会など地域行事への参加。 ③圏域内、地域密着型サービスの運営推進会議に参加する。 ④城西二丁目・城西五丁目シルバーハウス生活相談会に参加する。	①定例会各地区年:1回 ②定例会各(藤代・城西・西地区)年:1回 ③地域密着型サービス推進会議に参加する。 ④城西二丁目・城西五丁目年:各2回	①見民協定例会に参加 ②藤代公民館運営委員会に参加 ③運営推進会議に参加した ④実施されなかった	①定例会1回 ②藤代1回 ③城西1回 ④計3回	①見民協定例会に参加し、包括支援センターの取り組みについて意見交換できた。 ②藤代地区の公民館運営推進会議に出席し、地区住民や関係機関と情報交換ができた。 ③会議に参加することで、地域の意見を確認でき、地域の状況を把握する良い機会となっている。	①参加要請があった際には積極的に定例会へ参加する。 ②公民館や町内主催の行事が開催される際には、可能な限り参加するよう努める。 ③引き続き運営推進会議に参加する。 ④生活相談会の参加要請があった際には参加する。
ア 地域におけるネットワーク構築								
イ 実態把握	地区住民・民生委員・在宅介護支援センター、その他の関係機関からの情報提供により地域の実態把握に努める。	在宅介護支援センターと連携しながら、地区住民やその他の関係機関からの情報提供により実施する。 また必要時安心カードの配布やエンディングノートを活用等も併せて周知する。	①在宅介護支援センター連络年:4回 ②実態把握年:250件	①連絡会3回 ②在宅介護支援センター実態把握数 匠町26件 在介サタ33件 包括201件 計260件	①定期的な連絡会を開催し情報を共有することで、地域の実態を知る良い機会となっている。 ②昨年度と比較し、実態把握件数は28件減少しているものの、R5年度の目標件数は達成できている。	①次年度も定期的に、連絡会の開催を計画。 ②在宅介護支援センターや民生委員等と連携して取り組んでいく。		
ウ 総合相談	総合相談窓口としての役割を周知していく。 多様な相談内容に対して、適宜状況把握を行い、相談内容に即したサービスまたは、各種制度に関する状況提供、適切な機関への紹介を行う。	地域の行事や集会などに積極的に参加し、包括支援センターの活動を周知していく。 多様な相談内容に対して、速やかに対応していく。速やかな対応により、職員間で情報を共有し調整していく。	随時	新規382件 継続21件 計403件	必要時、職員間で情報共有を行い、適切な機関への紹介ができた。	相談依頼に対して情報を共有しながら、相談内容に応じた支援、適切な機関への紹介に努める。		

令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料 5

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度実績		R 6 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	
ア 成年後見制度の活用促進	民生委員定例会、地域包括支援センター主催の行事、町会等主催の行事、地域密着型サービス等の運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	随時	①相談 ②行事等での周知 ③本人申立 ④市長申立	① 9件 ② 5件 ③ 1件 ④ 3件	引き続き、必要時の相談対応、申立の支援を行っていく。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	随時	措置対応	0回	必要時には市に実施を求めめる。
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待が疑われる際には速やかにマニュアルに沿って対応する。	随時	虐待対応	6件	高齢になる前より夫婦間、親子間での問題がありそれが高齢になることによって顕在化されているケースが多い。精神障害のある子、夫が虐待者となつてしまつている。施設の料金未納からの相談も増えてきている。
エ 困難事例への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。	随時	困難事例対応	0件	困難事例がある場合は地域ケア会議等を活用し解決、対応力の強化を図っていく。
オ 消費者被害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	随時	①消費者被害の対応 ②消費者被害予防のための周知	① 2件 ② 5回	引き続き消費者被害が疑われる際には迅速に対応していく。

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	地域の介護支援専門員が多職種・多機関との連携や協働しやすい体制を構築する。	①合同研修会 年:1回 ②地域ケア会議:6回(個別4回、推進2回)	多職種・多機関合同の研修会や地域ケア会議を開催し、意見交換のできる場を設定する。	①合同研修会 年:1回 ②地域ケア会議:6回(個別4回、推進2回)	①関係機関合同研修会『終活について』 ②地域ケア会議	①1回 ②地域ケア個別会議 4回 ③地域ケア推進会議 2回	圏域内の関係機関を招集した合同研修会を開催。多職種・多機関での意見交換のできる場を設定。	多職種・多機関合同での研修会を計画。相互に意見交換のできる様計画する。
イ 地域における介護専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員相互の情報交換が行える場を設定し、介護支援専門員の連携強化を図る。	連絡会 年:5回	地域の介護支援専門員を招集して定期的に連絡会を開催する。	連絡会 年:5回	介護支援専門員が相互に意見交換がでる場を設定。	①開催回数 5回 5月7日 7月9日 9月11日 11月3日	介護支援専門員相互の意見交換の出来る場を設定する事で連携や情報共有が図られている。	連携強化や情報共有を目的として今後も定期的に開催を計画する。
ウ 日常的個別指導・相談	専門的な見地から個別指導や相談対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できるように支援する。	①連絡会 年:5回 ②地域ケア個別会議 年:4回	日常的な連携に加え、定期的な連絡会等を通して、相談しやすい環境を整える。又、質向上を目的として研修会の実施や制度、施策等に関する情報提供を行う。	①連絡会 年:5回 ②地域ケア個別会議 年:4回	圏域の介護支援専門員を対象とした連絡会を開催。	①開催回数 5回 ②地域ケア個別会議 4回	介護支援専門員の連絡会や地域ケア会議などを通して、相談しやすい環境を整える事で、日常的に連携が図られている。	介護支援専門員の業務が円滑に実施できるよう、連絡会や研修会を計画する。
エ 支援困難事例等の指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員の不安を軽減し、効果的な支援を行う。	①随時 ②必要時	①相談内容に応じて各専門職の専門性を生かして対応する。 ②各専門職や関係機関と連携のもとに具体的な支援方針を検討し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催する。	①介護支援専門員からの相談件数 ②地域ケア個別会議の開催 ③支援困難ケースに對し、居宅介護支援センター一介護支援専門員と同行訪問。	①56件 ②4回 ③4件	相談内容に応じて三職種で協議し、各専門職の専門性を生かして助言し、課題解決に努めている。	必要に応じて同行訪問を行い、状況によっては地域ケア個別会議を開催し、多機関と連携しながら具体的な支援方針を検討する。	

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	<p>①認知症疾患医療センター、認知症協力医療機関、認知症初期集中支援チームと連携しながら支援を行う。</p> <p>②ケアパスや認知症初期集中支援チームを地域住民や関係機関に周知し、連携していく。</p>	<p>①必要に応じて各関係機関と情報を共有して対応する。</p> <p>②認知症地域支援推進員連絡会や関連した会議に参加する。</p>	<p>①認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関と連携しながら受診に繋げる等の支援を行った。</p> <p>②認知症地域支援推進員連絡会やキャラバン・メイト連絡会、初期集中支援チーム検討委員会認知症つながるネットワーク情報交換会に参加。</p>	<p>① 随時</p> <p>② 6回</p>	<p>①認知症初期集中支援チームには、繋がらなかったものの、認知症専門医療機関と連携をとりながら、対応することが出来た。</p> <p>②認知症関連の会議に参加し、また認知症初期集中支援チーム検討委員会にも出席し関係者と連携を図ることが出来た。</p>	<p>引き続き認知症協力医療機関等と連携しながら対応していく。</p>
イ	<p>家族や本人の支援については介護に関する相談や支援を行い、又「認知症のひとと家族のつどい」や認知症について話せる地域の居場所を紹介していく。</p>	<p>①認知症の研修会や、「認知症のひとと家族のつどい」等に参加。</p> <p>②認知症カフェを開催する。</p>	<p>①「認知症のひとと家族のつどい」に参加。</p> <p>②藤代公民館にて認知症カフェ(事業名:いっぴぐ茶屋心愛)を開催。</p> <p>③相談は随時行っている。</p>	<p>① 1回</p> <p>②開催回数 3回 6月 10月 2月</p> <p>③ 40件</p>	<p>認知症を介護する家族や関係者の声を直接きくよい機会となっており、情報交換を行うことが出来た。</p> <p>②少人数でゆったりと話すことが出来る、相談の良い機会となっている。今後は参加者の交流が持てるような工夫が必要。</p> <p>③家族からの相談については、可能な限り速やかに対応するよう努めた。</p>	<p>引き続き認知症協力医療機関等と連携しながら対応していく。</p>
ウ	<p>①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター増を目指す。</p> <p>②地域住民へ認知症についての理解を深めるための情報提供を行う。</p>	<p>①住民や企業・職域団体、学校に対してサポーター養成講座についての案内を行い、受講を働きかけて行く。</p> <p>②地域包括支援センター主催の行事や研修会開催などとおして知識の普及を図る。</p>	<p>①広報活動 ・藤代地区 ・西地区 ・城西地区 目標サポーター数: 80名 開催回数: 3回</p>	<p>①広報 5回 サポーター養成講座 1回 受講者 38名</p> <p>② 1回</p>	<p>①民生委員や地域住民、圏域事業所、大学生などにサポーター養成講座について働きかけを行ったところ、今年度も看護学生を対象に実施することが出来た。</p> <p>②町田地区ふれあいセンターと連携し共同開催にて実施することが出来た。開催に際しては広報ひろさきに掲載し周知を図った。</p>	<p>①引き続き、認知症に関する広報活動を行うしていく。</p>

令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料 5

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度実績		回数等	課題・評価	R 6 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等			
6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)	<p>①地域ケア個別会議は定例開催と支援困難事例への対応としての随時開催を行う。</p> <p>②地域密着型サービスの運営推進会議や地域の行事、会合等日頃の活動を通して住民からニーズの把握を行う。</p>	<p>①地域ケア個別会議:4回 その他都度</p> <p>②地域ケア推進会議:2回</p>	<p>①地域ケア個別会議</p> <p>②地域ケア推進会議</p>	<p>① 4回</p> <p>② 2回</p>	<p>①個別課題解決、地域課題発見のための会議を行った。</p> <p>②地域課題抽出を目的とした会議を行った。</p>	<p>①定期的に地域ケア個別会議を開催した。</p> <p>②年間計画に則り、地域ケア推進会議を開催した。地域住民のニーズの把握ができるよう地域課題を整理、検討する。</p>	
7 地域包括支援センターで把握した地域課題	<p>【地域の実態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、介護をする家族の生活の意向を達成できるだけの家庭、地域の介護力が足りてない。 ・高齢者を介護する家族が、介護離職により収入が低下したり、社会とのつながりが希薄になっている。 ・高齢者が課題を抱える子供の主介護者となり、生活の継続性に困難さがある。 ・地域住民の介護予防に対する意識が低い。 ・必要な医療、介護サービスがあっても、本人が拒否的につなげざるに困難を呈する事が増えている。 <p>【地域課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で全世代的に介護を身近なものとして考えていく事が必要である。 <p>【地域での対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で高齢者支援に対する理解を深め、対応力を強化する。 ・支援が必要な高齢者に対して、地域で見守りをしていくための働きかけが必要。 ・互助体制の元で支援者を増やし、協同することで意思決定につなげる。 <p>【市、関係団体への提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身寄りがなく、判断能力が低下した方への入院、入所等の支援体制を構築する必要がある。 						

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

保健師	2 人	予防給付プラン担当	4 人	プラン手数
職員配置 (R5.4.1現在)	4 人	社会福祉士	1 人	2
	2 人	主任ケアマネ		箇所

令和5年度の活動方針(地域課題・目標)

地域の実態
①孤立した地域住民、回覧板が回らないマンションやアパート世帯は問題が表面化しにくく、支援機関等と繋がらずに重症化してしまう。
②認知症への偏見等がまだあり、より広く地域住民へ認知症への理解促進を図る必要がある。
③医療連携、若年層への支援、社会資源の活用、認知症の方や家族への対応等、多種多様な課題を持つ世帯が増えている。
地域課題
①町内会に属さない等の近隣住民から孤立している高齢者は、認知症予防、介護予防の重要性の情報が届かず、普及啓発が必要となっている。
②より広く地域住民に認知症の理解を促し、専門職や医療へ繋がる機会が必要である。
③医療連携、若年層への支援、社会資源の活用、認知症の方や家族への対応等の様々な課題への対応が求められる。

目標

- ①孤立した地域住民、回覧板が回らないマンションやアパートに対して認知症予防や介護予防の重要性について啓発するため、広報紙配布を行う。また町内会や高齢者の集いの連携を図り、介護予防教室等を地域住民へ開くことで、より広く、認知症予防や介護予防について理解促進を図る。
- ②地域の公民館等を利用して認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)を実施する。
- ③様々な課題に沿った研修会や他分野関係機関との意見交換を行い、より良い連携と対応力向上を図る。

令和5年度目標に対する取り組みの評価

①孤立した地域住民、情報が届きにくいマンション11カ所へ広報紙配布を行い、7件の問い合わせがあった。認知症についての問い合わせが多く、中には認知症が進行しゴミ屋敷となり、早急に支援が必要なケースもあった。目的である情報が届かない住民へ周知でき、支援に繋げることができた。圏域内には多くのマンションがあるので、今後も継続して行うことで、より効果的に普及啓発ができると考えている。
認知症予防や介護予防について理解促進を図るため介護予防教室等を1回開催している。6名の地域住民の参加があり、熱心に体力測定に取り組み、自身の歩行能力について知る機会となった。また、フレイルやロコモ等、予防の大切さを伝え、自宅でもできる簡単な体操を紹介し、関心を持ってもらった。今後も継続して実施するために、実施方法については検討していく必要がある。

②認知症への偏見をなくし、地域住民へ認知症の理解促進を図るため、現在弘前学院大学で行っている認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)をより圏域内の地域住民へ実施することとし、地域の集会所で1回実施、これまで参加したことがない方が参加することができた。より多くの地域住民に対して認知症についての理解促進を図ることができた。

③様々な課題に対する対応力の向上を図るために障がい者生活支援センターの精神保健福祉士を講師として障がい者福祉サービスについて研修会を実施。アデイクションについては精神科医とSWを講師として研修会を実施。利用者支援やマネジメントに活かせる、より実践的な知識習得の機会となった。また、他機関との連携強化を目指し、「各医療機関地域連携室等」弘前市生活福祉課との連携について、圏域内介護支援専門員と意見交換することで連携をとる上での課題等を知る機会となり、それを踏まえ今後の連携に活かせる内容となった。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度実績		課題・評価		R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等	事業対象者数		
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	総合事業のスームズな利用に向けた支援を行う。	2週間以内	制度の説明、基本チェックリストを実施、地域の社会資源を含む情報を提供し、マネジメントをすすめる。	2週間以内	制度の説明、基本チェックリストを実施、該当者には、意向を確認しケアマネジメントを行った。	307名	事業対象者数	事業対象者が受け入れてくれるヘルパー事業所が少なく、調整に時間を要する。また総合事業の認知度が低く、サービス利用できないと思いがちな地域住民がおり、周知が必要と感じている。	アセスメント、スクリーニングを丁寧に行い、自立支援も視野に入れたが、一般介護予防等の多様なサービスを活用していく。

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	<p>①関係機関、住民組織と連携しやすい関係作りを行う。</p> <p>②介護予防についての知識を広げ、地域高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを実施する。</p>	<p>①年4回以上</p> <p>②ア、随時 イ、1回</p>	<p>①民生委員児童委員協議会定例会など地域の集まりに参加する。</p> <p>②ア、既存の住民主体の活動への参加や回覧等を行い、介護予防への啓発。</p> <p>イ、地域住民の集まり等を活用し、介護予防教室を行う。</p>	<p>①年4回以上</p> <p>②ア、随時 イ、1回</p>	<p>①圏域内4地区の民児協定例会へ参加。</p> <p>②ア、住民主体の集まりで2回、認知力フェ（事業名「橙燦力フェ」）で3回啓発。</p> <p>イ、6月に住民主体の集まりの場にて介護予防教室を実施。歩行についてミニ講話や体力測定を行い介護予防について関心を持つよう実施。</p>	<p>①4回</p> <p>②ア、5回 イ、1回（16名参加）</p>	<p>①各地域の相談件数や内容等の概について情報提供。介護予防や8050世帯の対応等について問い合わせ、認知力フェ（事業名「橙燦力フェ」）の参加希望もあり、情報共有、連携強化を図る。</p> <p>②ア、介護予防について質問を受ける等、関心を持ってもらっている。イ、参加者は熱心に体力測定に取り組む、自身の歩行能力について知り、フレイルやロコモ等、予防の重要性を理解してもらうことができた。</p>	<p>①民生委員児童委員協議会定例会、町会連合会など地域の集まりへ生活支援コーディネーターと参加し、連携強化を図る。</p> <p>②介護予防の啓発を引き続き行いながら、地域住民組織と連携、情報収集をしながら、効果的な介護予防教室を検討していく。</p>
イ 実態把握	<p>高齢者の孤立・孤独死防止、重度化防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。</p>		<p>①高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。</p>		<p>198件</p> <p>うち独居106件</p>	<p>約半数が独居世帯。サービス利用拒否等により、頻回な見守り訪問が必要な方や緊急性対応が必要な方の支援があり、時間を要している。必要時に早期に支援に繋がるよう関係構築を目指しながら実態把握を行う必要がある。</p>	<p>頻回な見守り訪問や緊急対応が必要な場合は、関係機関との連携に努める。相談時は速やかに訪問し、適切にアセスメントを行い、必要に応じて早期対応を行う。</p>	
ウ 総合相談	<p>①的確な状況把握を行い、相談内容に応じた情報提供や関係機関の紹介を行う。</p> <p>②地域の関係機関、市営住宅、マンション、金融機関、郵便局、医療機関などに広報活動を行い、認知症高齢者や要支援者の早期発見や虐待防止を図るため、相談しやすい窓口をめざす。</p>	<p>①随時</p> <p>②ア、年4回 イ、年1回 ウ、年1回 エ、年30カ所</p>	<p>①訪問等での確にアセスメントし、適切な関係機関や支援へ繋げている。</p> <p>②ア、各地区民児協定例会にて民生委員へ配付。</p> <p>イ、11月～1月に圏域内全町会へ当センターの広報紙を配布。</p> <p>ウ、4月、5月に11カ所のマンション440世帯へ広報紙を配布。</p> <p>エ、5月、1月に圏域内の金融機関、医療機関等27カ所へ配付、設置。</p>	<p>①随時</p> <p>②ア、2回 イ、1回 ウ、1回 エ、2回</p>	<p>①より相談しやすい窓口として、適切な対応を重ねていく必要がある。</p> <p>②ア、民生委員からの相談に繋がっている。</p> <p>イ、広報紙を見て22件の相談があった。近隣住民等から認知症の方の相談等、本人家族以外からの相談にも繋がっている。</p> <p>ウ、マンション住民から7件相談あり、認知症によりゴミ屋敷となっている方もいた。管理人と相談し包括に連絡する方もおり、効果的な周知ができた。</p> <p>エ、統廃合により新しくできた支店で、一から関係構築が必要となっている。金融機関が間に入ることで介入支援できるケースもあるため、継続して連携強化に努める必要がある。</p>	<p>町会やマンション住民等への広報活動を継続。金融機関や病院、薬局へパンフレット設置しながら、関係機関との連携強化を図り、広報活動を行うことで、早期相談、早期介入ができるよう体制を整えていく。</p>		

令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度実績		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見 制度の活 用促進	①成年後見制度の広報活動を行い、制度の普及啓発を図る。 ②成年後見制度の活用が必要な場合は、相談、申立てにつながらるよう支援する。	①年4回 ②随時	①圏域内4地区の民児協定例会、認知症力フェ(事業名「燈燦力フェ」)で3回周知活動する。 ②親族の意向や必要性を整理した上で、申立て支援を行う。	①7回 ②12件	①ケアマネや親族からの相談が多い。引き続き地域住民への正しい理解等の普及が必要。 ②12件申立て支援を行う。負債や不動産、相続等に課題がある他、親族間のトラブル、診断書作成に繋がらず、長期化するケース等、対応が複雑化し、法律機関等の他機関との連携が必要となっている。	①民生委員等の地域住民組織等への理解促進を図る。 ②関係機関と連携を図り、より適切な制度利用の支援-成年後見人等との連携を図っていく。
イ 老人福祉 施設等へ の措置の 支援	措置を要するケースが発生した場合には、弘前市の関係部署と連携を図り、対応する。	随時	措置はなかつたが、分離は必要で通報当日に緊急的に温清園シヨーステイ利用。他、警察介入し、親族宅へ分離したケースがあった。	0件	措置により分離したケースはなかつたが、緊急性が高いことから、シヨーステイ利用等で分離を図ったケースあり。	関係機関と連携し、緊急性が高い場合は速やかに分離できるように連携を図るよう努める。
ウ 高齢者虐待 への対応	養護者による高齢者虐待に係る通報等を受けた後は、速やかに対応する。また高齢者虐待防止の周知を図る。	①②随時 ③年4回	①虐待通報18件。虐待有りとなったのが9件、身体的虐待が8件、心理的虐待が2件(うち1件が身体と重複)を対応している。 ②0件 ③圏域内4地区の民児協定例会で実施	①随時 ②0回 ③4件	①虐待対応マニュアルに基づき関係機関と連携を図り対応する。分離措置は関係機関と事前に協議対応する。 ②緊急度や支援方針に係る重要な判断は、関係機関が連携し、組織的な判断ができるよう必要に応じて虐待対応ケース会議を開催する。 ③民生委員等へ早期相談へ繋がるように啓発を行う。	①虐待対応マニュアルに基づき関係機関と連携を図り対応する。分離措置は関係機関と事前に協議対応する。 ②緊急度や支援方針に係る重要な判断は、関係機関が連携し、組織的な判断ができるよう必要に応じて虐待対応ケース会議を開催する。 ③民生委員等へ早期相談へ繋がるように啓発を行う。
エ 困難事例 への対応	事実確認後、課題を把握し、援助の方向性(支援策)を関係者間で協議する。	随時	虐待対応最終後に再発リスクが高まり、再発防止を目的として個別ケース会議を2回開催。	2回	虐待無や終結後でも継続して包括が関わることで、早い段階で関係機関と情報共有、支援方針等を検討することで再発防止ができています。会議開催まで行かないが、認知症、独居、経済的課題、ゴミ屋敷等の多問題ケースへの対応が多い。	早期の虐待再発防止や多問題ケースへの対応は、関係機関と連携を図るためにも、随時個別ケース会議を開催し、情報共有や支援方針を検討する。
オ 消費者被害 の防止	弘前市市民生活センターと連携を図り、電話や窓口にて消費者被害に関する情報を把握し、民生委員、介護支援専門員、在宅介護支援センター、ホームヘルパーなどへ情報提供を行う。	①年4回	圏域内各4地区民児協定例会、認知症力フェ(事業名:「燈燦力フェ」)3回、上松原町会地域住民の集いに對して2回実施できています。	9回	民生委員、地域住民、集い等に対して消費者被害の注意喚起、早期相談に繋がるように広報、周知を行った。詐欺メール等につい消費生活センターまう方の対応について消費生活センター、銀行、権利擁護支援センターと連携を図り対応することができた。	民生委員、地域住民の集いに対して周知していく。また事例発生時は関係機関との連携を図ると共に、圏域内居宅介護支援事業所等の関係機関へも注意喚起等を行っていくこととする。

令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度計画内容		R 5 年度実績		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア	包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が関係機関とスムーズな連携が出来るよう支援する。	圏域の介護支援専門員2名に基づき、『障害福祉サービス』『ケアマネジメント』に関する研修会を企画・実施する。	年2回	障がい福祉サ―ビスに関する相談窓口や支援機関を知ることにより、詳しく学ぶことで、マネジメントに効果的に活かすことができる機会となった。	年2回	圏域内の介護支援専門員2名から「成年後見制度」「身寄りのない方の住まいについて」の研修会を企画実施し、介護支援専門員の実践力が向上できよう支援する。	
イ	地域における介護支援専門員のネットワークの活用	①圏域の介護支援専門員と連携を強化する。 ②日常業務について意見交換できる場を設定する。	①介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握する。 ②地域課題や介護支援専門員からの要望に基づき『医療連携』『生活福祉課』との意見交換会を企画・実施する。	①上半期1回 ②年2回	①介護支援専門員3名(うち主任介護支援専門員1名)は市内医療機関3か所のSW、生活福祉課とは係長等と意見交換を実施。	①1回 ②2回	①圏域の介護支援専門員と主任介護支援専門員と連携しながら活動していく。 ②地域との連携として、各地区の民生委員との意見交換会を開催予定としている。	
ウ	日常的個別指導・相談	地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気づきや学びが得られるよう支援する。	介護支援専門員相互、多職種からの助言を得られるよう地域ケア個別会議を開催する。	年6回	自立支援に向けた定期開催を実施することができた。	6回	定期開催の他、介護支援専門員から依頼があれば必要に応じて随時開催を実施していく。	
エ	支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	①同行訪問、関係機関とのネットワークを活かし、具体的な支援方針を検討、後方支援を実施する。 ②困難事例については、地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。	①随時	①2件の同行訪問、虐待再発防止のためカンファレンス2件あり。 ②被害妄想、金銭管理が必要なケースについて1件開催。	①4件 ②1回	①ケースの状況に応じ、同行訪問等の支援をして介護支援専門員をサポートしていく。 ②必要時、介護支援専門員が多角的な視点での支援ができるよう、地域ケア個別会議を提案、実施する。	

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症疾患医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。 ②認知症初期集中支援チームと連携する。	①年4回 ②随時	①圏域内各4地区民児協定例会、認知症カフェ(事業名:『燈燐カフエ』)4回にて認知症施策などの広報を行った。 ②認知症初期集中支援チームへ相談するケースはなかった。	①年8回 ②0回	①認知症疾患医療センターと共同で認知症カフェ(事業名『燈燐カフエ』)を実施し、連携を図ることができている。また、困難事例等の対応で必要時医療機関や金融機関、警察等の関係機関と連携を図るケースも多い。 ②必要時認知症初期集中支援チームへ繋がっていく。	①各地区民児協定例会、認知症カフェ(事業名:『燈燐カフエ』)にて広報を行う。また、引き続き認知症疾患医療センターと連携を図っていく。 ②支援困難ケースにおいては、地域ケア個別会議等を開催、整理した上で、認知症初期集中支援チームへ相談する。
イ 認知症の人やその家族、地域住民が集い、学びや情報交換できる場を提供する。	①ア・弘前学院大学にて認知症カフェ(事業名:『燈燐カフエ』)を定期開催する。 イ・認知症カフェの振り返り・評価を実施する。 ウ・より広く地域住民に認知症を正しく理解してもらうために、公民館等を利用して認知症カフェを開催する。	①ア・年3回 イ・年3回 ウ・年1回	①ア・弘前学院大学にて3回実施し、実施後に振り返り、評価も協力機関と実施している。 ウ、11月に住民主体の集いの場で学生ボランティアサークルと協働で出張型の認知症カフェを開催。	①ア・年3回 イ・年3回 ウ・年1回	①ア、イ、ウ、11月の認知症カフェでは中高生調理部に参加してもらい、カフェの提供の再開ができ、より若い世代と一緒に認知症について考える機会となった。また、10月と3月の認知症カフェでは学生ボランティアサークルが主体で実施、参加者と一緒に認知症予防について学び、体を動かすことができた。地域の集いの場での開催により、これまで参加したことがない方が参加することができた。	①認知症カフェ(事業名:『燈燐カフエ』)を弘前学院大学で年3回開催予定。多世代が交流を持ちながら認知症について知り、専門職と関わる機会を提供。認知症についての正しい理解と支援方法の習得を図る。また、より広く認知症の方や家族等へ認知症について興味を持ち、理解を深めてもらうために他地区の集いの場を活用し、年1回開催予定。
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座等について、広報、開催の働きかけを実施。 ②若い世代に認知症の理解を広げ、地域の高齢者に認知症を持ってもらえる取り組みを企画・実施する。	①ア・年2回以上 イ・目標人数20人 ②ア、1回 イ、随時	①認知症カフェ(事業名:『燈燐カフエ』)へ参加する弘前学院大学のボランティアサークルの学生。毎年実施している弘前実業高等学校学生。デイサービス介護職員へ実施。 ②ア、圏域内小学校4カ所、中学校1カ所へ広報、周知。 イ、認知症カフェ(事業名:『燈燐カフエ』)にて学生と企画運営等を協働で実施。	①ア、3回 イ、学院大22人、実業高校20人、デイサービス介護職員8名計50人 ②ア、1回 イ、4回	①ア、イ、若い世代へ認知症サポーター養成講座を実施し、認知症について正しく知り、認知症カフェや生活の中での関わり方について自信を持つてもらえるきっかけとなった。 ②ア、教育機関5カ所へ周知でき、興味を持ってもらえているが、開催には至らず。 イ、ボランティアサークル学生から振り返りを活かした認知症カフェ会場の改善点や学生主体の認知症カフェの企画など、積極的な提案があった。	①ア、イ、地域住民等へ広報、周知し、要望があれば、随時開催していく。 ②ア、教育機関へ広報、周知していく。 イ、引き続き弘前学院大学のボランティアサークル学生と協働で認知症カフェ(事業名:『燈燐カフエ』)を実施していく。

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
<p>①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定。個別支援と地域課題の抽出を図る。</p> <p>②地域ケア推進会議は、目的別に関係者を招集し実施する。</p> <p>③地域住民、民生委員等関係組織に会議参加の呼びかけを行う。</p> <p>④積極的に自立支援に向けたケースの検討を促す。</p>	<p>①地域ケア個別会議</p> <p>②地域ケア推進会議</p> <p>③地域の関係組織、会議参加者に趣旨説明を丁寧に行う。</p> <p>④圏域の介護支援専門員へ呼びかけを行う。</p>	<p>①年7回</p> <p>②年5回</p> <p>③随時</p> <p>④年6回</p>	<p>①定期開催実施。ケースの内容に合わせた多種多様な専門職が参加し実施。</p> <p>②地域課題の整理や対応策を検討する会議を実施。</p> <p>③会議の参加依頼文書と共に地域ケア会議の趣旨や目的を示した運営方針を送付している。</p> <p>④事例提供の際にお願いしている。</p>	<p>①年7回</p> <p>②年5回</p> <p>③随時</p> <p>④年6回</p>	<p>①多種多様な専門職の参加協力も得られ、地域課題の整理にもつながっている。</p> <p>②地域課題の整理をし解決に向けた事業運営に繋がっている。</p> <p>③④今後も継続的に周知依頼をしていく。</p>	<p>①計画通りに実施、随時開催も積極的に開催していく。</p> <p>②地域課題を整理、対応方法を検討し事業運営に反映していく。</p> <p>③④同様実施していく。</p>

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ①地域住民へ介護予防の重要性や認知症の正しい理解や対応方法が周知されていない。
- ②地域と孤立化した世帯は、支援機関等の情報が届きにくく、セルフネグレクト等の課題が深刻化しやすい。
- ③身寄りのない世帯や多頭飼育等、多種多様な課題を持つ世帯が増えている。

【地域課題】

- ①地域住民に認知症予防、介護予防の重要性が周知されていないと、症状が重症化・深刻化し在宅生活が困難となる。
- ②地域住民等に対して地域包括支援センターが相談窓口、特に支援機関であることの周知が不足。
- ③身寄りのない方への支援や多頭飼育世帯等の様々な課題をもつ世帯があることから、支援者の対応力の向上を図る必要がある。

【地域での対応方針】

- ①地域の公民館等で介護予防教室を開催し、介護予防の重要性を周知する。認知症カフェ(事業名『橙燦カフェ』)を開催、より地域へ理解を広めるため公民館等でも開催し、認知症への正しい理解、対応方法の周知を図る。早期に専門職と関わる機会を持つことで、介護予防や認知症予防を継続できる地域を目指す。
- ②地域住民やマンション住民、地域住民組織等の各関係機関に対して地域包括支援センターの広報活動を行い、早期相談を促す。各関係機関と連携し、課題の深刻化を防ぐ。
- ③様々な課題に沿った研修会等を開催することで支援者の対応力が向上する。

【市、関係団体への提言】

- ①若年層の相談の窓口の明確化
- ②認知症の方の早期受診・早期介入・情報発信
- ③身寄りのない方の施設入所の仕組み
- ④ペットの多頭飼いにに対する支援
- ⑤社会資源の充実
- ⑥セルフネグレクトに関する多職種連携と支援体制の構築

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

保健師	3人	予防給付プラン担当	2人	プラン手数
社会福祉士	2人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	2人	2
主任ケアマネ	1人			箇所

令和5年度の活動方針(地域課題・目標)		令和5年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態	<p>①外出の機会や意欲が減少し自宅に閉じこもりになっている高齢者が多い。</p> <p>②介護予防、フレイル予防への関心が低い。</p> <p>③一人暮らし世帯や老々介護世帯等、高齢者の生活課題が複雑化している。</p>	<p>①圏域内237箇所へ広報活動を実施し事業の周知を図った。総合事業と地域包括支援センターの役割について説明し、介護予防に向けセンターの活用を促した。また地域の方の座談会や出前講座においては地域住民に対し直接説明する機会を得た。パンフレットだけでなく、直接事業説明を行うことが理解を得る為には必要であり、介護予防への動機付けにつながっていると感じている。次年度も継続して広報活動を行っていく。</p> <p>②認知症介護者教室、地域の方の座談会、高齢者ふれあいの居場所(ニコニコサロン)、認知症カフェを開催。医療関係者(薬剤師、理学療法士、精神保健福祉士、栄養士)など関係機関、多職種の協力を得て、地域住民に対し介護予防や健康増進につながる企画を実施できた。参加者から次回開催希望の声も聞かれており地域住民のニーズに応じ次年度も開催を計画していく。介護予防、健康増進、自立支援への関心を高める為、内容や頻度、開催場所など企画を見直しながら地域資源としての定着を目指していきたい。</p>	<p>①圏域内の総合事業のパンフレットを配布し周知を図った。総合事業について出前講座で地域住民に直接説明することができた。</p> <p>②総合相談の中で総合事業の利用が適切な方には事業を十分に説明し支援につなげた。</p>
地域課題	<p>①自宅に閉じこもりとなることで心身機能低下や社会からの孤立をきたす悪循環が懸念されることから高齢者の社会参加、活動を支援する必要がある。</p> <p>②特定健診の未受診や認知症の疑わしい方の専門医の未受診、高齢者自身が栄養面や健康状態を把握していない等、介護予防やフレイルに対する関心が低いことから、知識や対処について普及啓発が必要である。</p>	<p>①広報活動の中で総合事業について説明、理解を得た。また、地域包括支援センターの役割と活用を説明。</p> <p>②希望者には速やかに対応し支援に繋がった。</p>	<p>①237ヶ所。</p> <p>②随時。112件。</p>
目標	<p>①総合事業の周知、普及啓発を行い活用を促す。</p> <p>②関係機関、多職種の協力を得て地域で住民を対象とした認知症介護者教室や座談会、高齢者ふれあいの居場所を開催し介護予防を推進する。</p>	<p>①50ヶ所以上1年1回</p> <p>②随時</p>	<p>R6年度の計画、取組</p> <p>介護予防日常生活支援総合事業の広報活動を継続する。相談に応じ、必要に応じて適切に介護予防ケアマネジメントを開始する。</p>

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)	<p>①必要な方が総合事業を利用できる様に、圏域内の様々な場所での総合事業の周知をする。</p> <p>②希望者には基本チャットリストを実施し該当者には適切な支援を行う。</p>	<p>①50ヶ所以上1年1回</p> <p>②随時</p>	<p>①広報活動の中で総合事業について説明、理解を得た。また、地域包括支援センターの役割と活用を説明。</p> <p>②希望者には速やかに対応し支援に繋がった。</p>	<p>①237ヶ所。</p> <p>②随時。112件。</p>	<p>①圏域内の総合事業のパンフレットを配布し周知を図った。総合事業について出前講座で地域住民に直接説明することができた。</p> <p>②総合相談の中で総合事業の利用が適切な方には事業を十分に説明し支援につなげた。</p>	<p>介護予防日常生活支援総合事業の広報活動を継続する。相談に応じ、必要に応じて適切に介護予防ケアマネジメントを開始する。</p>

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	地域の関係機関、住民組織と連携し地域の社会資源の活用、開発、ネットワークの構築を図る。	①豊田地区、東地区、掘越地区、石川地区に年1回 ②年12回 ③年3回	①圏域内の民生委員・児童委員協議会定例会に参加。 ②高齢者ふれあいの居場所を開催。 ③関係機関と共に既存の住民主体の活動に参加する。	①4箇所に各1回参加。 ②22回開催。参加者延べ441名。 ③4回。計65名参加。	①定例会に参加し広報活動、意見交換を行った。相互理解と連携強化を図った。 ②地域住民に介護予防に資する学び、楽しみの場を提供。意見交換により地域の実態理解につながった。 ③介護予防等についての情報提供を行う。地域包括支援センターの広報活動にもつながった。	①定例会への参加を継続し連携強化を図る。 ②継続して開催。 ③継続して講座の開催を呼びかけ、希望に応じて出前講座を開催する。
イ 実態把握	支援を要する高齢者の早期発見・介入に向け、ネットワークの構築を図る。	①圏域内の関係機関に実態把握の説明を行い、気になる高齢者を把握した際には、地域包括支援センターにつないでもらえる様に協力を依頼する。 ②相談受け付け後速やかに実態把握を実施する。	①広報活動の中で実態把握業務について説明、理解を得て協力を依頼した。 ②相談受け付け後速やかに実施。	①237ヶ所。 ②277件。	①地域包括支援センターの役割と活用について理解を得た。 ②速やかに訪問し実態把握を実施。支援を開始した。	①②継続。相談に応じ速やかに対応する。
ウ 総合相談	地域包括支援センターの広報活動を行い、住民、地域のネットワーク等に対して地域包括支援センターの周知を図る。	50ヶ所以上に年1回 ②年150件	広報活動の中で総合相談業務について説明、理解を得て協力を依頼した。	・広報先は237ヶ所。 ・相談件数は585件。	パンフレット配布による広報の他、出前講座や座談会、介護者教室等の地域でのイベントにて説明し、地域包括支援センターの役割と活用について理解を得た。	広報活動を継続。相談に応じ速やかに対応する。家族介護者の相談に応じ、介護離職防止のための情報提供を行う。

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	R5年度計画内容 回数等	R5年度実施内容 回数等	R5年度実施内容 回数等	R5年度実績 回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	制度の普及啓発を行い、医療と福祉関係者を対象とした研修会を開催し理解を深める。	①関係機関に制度の周知を図る。 ②医療と福祉関係者を対象に研修会を開催して制度の理解を深める。また活用促進を図る。 ③制度の利用が必要な事例に対しては、申し立ての支援をする。	①50ヶ所以上 ②1回 ③随時	①広報活動の中で成年後見制度について、また地域包括支援センターの役割について説明。 ②12月に研修会を実施。 ③相談対応実施。1件申し立て支援。1件の市長申し立て支援。	①成年後見制度の広報活動と併せて地域包括支援センターの申し立てについて説明、理解を得た。 ②医療・福祉関係者を対象に研修会を開催。申立から審判後の後見人業務について、講義と質疑応答を行い理解を深めた。 ③相談内容に応じ、他の支援策が適当な場合を除き申し立て支援を行った。	①③継続。 ②開催予定。研修会を通じて地域課題の把握に努める。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合、市の関係部署と協議、連携し対応する。	①関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握し、気になった際の協力を依頼する。 ②関係部署と連携を図りながら対応する。	①50ヶ所以上 ②随時	①広報活動の中で権利擁護と地域包括支援センターの役割について説明。 ②該当ケースなし。	①権利擁護と地域包括支援センターの役割について広報活動を行った。 ②措置を要するケースがなかった。 ③必要に応じて関係部署と連携し対応する。	継続。
ウ 高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止の周知を図る。	①関係機関に地域包括支援センターの周知を行い、気になる高齢者を把握した際の協力を依頼する。 ②高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応をする。	①50ヶ所以上 ②随時	①広報活動の中で権利擁護について地域包括支援センターの役割について説明。 ②虐待相談は4件。内虐待の認定受けたケースは1件。	①権利擁護と地域包括支援センターの役割について広報活動を行った。 ②相談受け付け後速やかに訪問し本人、虐待疑いの養護者と面談している。マニュアルに沿って市と協議の上対応した。	継続。
エ 困難事例への対応	課題の困難性を明らかにし、センター内外の専門職、関係機関と相互に連携し対応する。	地域ケア会議を活用し個別課題の解決と対応力の強化を図る。	随時	センター内外の専門職、関係機関と連携し対応した。地域ケア個別会議を開催した。	相談受け付け後、センター内外の専門職、関係機関の協力を得て対応した。また、地域ケア個別会議を開催し、相談者の課題解決を支援している。	継続。
オ 消費者被害の防止	最新の動向を把握し関係機関へ情報提供することで消費者被害の防止に努める。	①市民生活センターから最新の情報を得て、関係機関へ情報提供する。 ②消費者被害に関する相談には、市民生活センターと連携して対応をする。	①50ヶ所以上 ②随時	①年度当初に市民生活センターから情報提供で消費者被害及び市民生活センターについて情報提供している。 ②相談1件。	①消費者被害及び市民生活センターについて情報提供を行った。 ②相談受け付け後、市民生活センターと連携し速やかに対応していく。	継続。被害の防止の為市民生活センターとの連携に努める。

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数	実施内容	回数		
ア	<p>介護支援専門員に必要な関係機関との連携体制を構築し円滑な活用を支援する。</p> <p>①圏域内の介護支援専門員を把握する。</p> <p>②ケア支援専門員連絡会が中心となって研修会を開催する。</p> <p>③イ多職種他機関との意見交換会を開催する。</p>	<p>①9月までア年5回</p> <p>②イ年1回</p>	<p>①年度当初に圏域内の介護支援専門員を把握。</p> <p>②ア研修会を開催。</p> <p>③イ2月に開催。</p>	<p>①把握済み。</p> <p>②ア5回</p> <p>③イ1回</p>	<p>①年度当初に圏域内の居宅介護支援事業所に確認している。</p> <p>②ア居宅介護支援事業所をグループ分けし、各グループ毎に行う研修の話し合いの場を設け、研修を実施している。</p> <p>③イ介護支援専門員のニーズに基づき多職種意見交換会を実施。言語聴覚士会、作業療法士会から専門職に参加いただき在宅支援について意見交換を行った。</p>	<p>①年度当初と随時把握に努めている。</p> <p>②アイ介護支援専門員のニーズを把握しながら研修会、多職種意見交換会を開催する。</p>
イ	<p>①介護支援専門員のネットワークを活用して、地域ケア会議を開催する。</p> <p>②地域住民に対して介護予防・自立支援に関する知識の普及啓発活動を行う。</p>	<p>①年4回</p> <p>②ア年4回</p> <p>③イ年4回</p>	<p>①ネットワーク構築を支援し、また活用し地域ケア会議を開催した。</p> <p>②ア認知症介護者教室を開催した。</p> <p>③イ座談会を開催した。</p>	<p>①4回。</p> <p>②ア4回。</p> <p>③イ5回。</p>	<p>①圏域内の居宅介護支援事業所を招集し連絡会を開催。情報交換、意見交換の機会となつている。またそのネットワークを活用し地域ケア個別会議を開催している。</p> <p>②ア地域の集会所5か所で認知症介護者教室を開催。</p> <p>③イ地域の集会所5か所で座談会を開催。</p> <p>④アイ地域住民に対し介護予防・自立支援に関する知識の普及啓発活動を実施できた。</p>	<p>①継続。地域の全世代を対象に介護予防、健康増進、自立支援、認知症への理解を促すことを目的として計画していく。</p>
ウ	<p>専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。</p>	<p>①5月まで</p> <p>②随時</p>	<p>①書面で通知済み。</p> <p>②相談を受け付け、個別指導を行っている。</p>	<p>①通知済み。</p> <p>②38件。</p>	<p>①介護支援専門員に対し書面で通知することや相談窓口を明らかにしている。また連絡会において地域包括支援センターの相談窓口の役割について説明している。</p> <p>②相談に応じ適切に個別指導を実施。</p>	<p>①年度当初と必要に応じて随時行う。</p> <p>②継続。</p>
エ	<p>介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して支援する。</p>	<p>随時</p>	<p>相談を受け付け、個別指導を行っている。必要に応じて地域ケア個別会議を行うこととしている。</p>	<p>随時</p>	<p>介護支援専門員の相談に応じ、必要があれば同行し課題解決に向け支援を行っている。</p>	<p>継続。</p>

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	内容	回数	実施内容	回数		
ア	地域や関係機関と連携を図り認知症高齢者やその家族の支援を行う。	50ヶ所以上に年1回	関係機関に認知症ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ、認知症サポーター養成講座、認知症介護者教室の説明をする。	237ヶ所。	訪問事業について十分に理解いただけるよう説明した。また、地域包括支援センターの役割と活用について理解を得た。相談に応じて認知症疾患医療センターや専門医療機関の紹介、連絡調整を行った。また、認知症疾患医療センターと協働で認知症サポーター養成講座を開催した。	関係機関と連携を取りながら支援を継続する。
イ	認知症について情報交換や相談ができる他、学びの場となる企画を開催する。	①年4回 ②年4回	①認知症カフェを開催する。 ②認知症介護者教室を開催する。	①10回。 ②4回。	①今年度から月1回計画し開催している。参加機会を増やすことができたが参加者を増やすためにも地域資源として定着させていく必要がある。 ②認知症、介護予防等について地域住民に理解を得ることができた。意見交換や地域の実態を知る機会となった。	①②継続して開催する。
ウ	認知症サポーター養成講座の普及啓発活動を行い、講座を開催する。	①50ヶ所以上に年1回 ②3回開催。 90名養成。	①認知症サポーター養成講座を周知する。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。	①237ヶ所。 ②5回。計333名養成。	①訪問し事業について十分に理解いただけるよう説明した。 ②大学、一般企業、中学校の5か所で開催した。大学からは例年開催依頼をいただけており、若年層に普及啓発活動できる機会となっている。今年度中学校で初開催となったが今後も継続的な開催を予定している。	認知症サポーター養成講座の周知に努め、希望に応じて講座を開催する。

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	R5年度計画内容	回数等	R5年度実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	<p>多職種他機関の参加を得て地域ケア個別会議を開催し介護支援専門員の個別事例解決を図る。また同様に地域ケア推進会議を開催し地域課題の抽出と共有を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進する。</p>	<p>①年3回 ②年3回</p>	<p>①地域ケア個別会議を開催する。介護支援専門員に地域ケア会議の活用を促す。 ②地域ケア推進会議を開催する。</p>	<p>①6回開催 ②3回開催</p>	<p>①相談者と面談し地域ケア個別会議を開催している。課題を整理し他職種他機関の支援者の参加を得て開催。相談者の課題解決策を検討している。 ②医療、福祉、地域の代表者などの参加を得て開催。地域の実態、地域課題について共有し支援策を検討した。</p>	<p>①計画通りに実施していく。また随時開催も必要に応じて検討していく。 ②把握した地域課題を来年度の計画に反映し地域課題に対応していく。</p>

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】
 (令和5年度地域ケア推進会議から)
 ・利便性から公共交通機関を利用できない為に買い物や通院、他者との交流など外出に困難を感じている高齢者がいる。
 ・支援を要する高齢者が自ら助けを求められず、また支援者もキーパーソンを把握できない等不安を抱えているケースがみられる。キーパーソンの把握や主介護者不在時の対応に支援者が苦慮している。
 ・意欲や心身状態、移動手段などの様々な要因によって他者との交流機会がない高齢者がいる。
 ・介護予防、健康増進、自立支援の普及啓発において、高齢者世帯だけでなく全世代に対し発信する必要がある。
 ・認知症の人に対する理解が地域住民に不十分と感じる。認知症の方が地域で継続して暮らす為に、高齢者世帯だけでなく全世代に対し認知症への理解を促す必要がある。

【地域課題】

(令和5年度地域ケア推進会議から)
 ・支援が不足、不十分であり高齢者が外出に困難を感じている。
 ・支援を要する高齢者の情報共有と支援者間の連携を強化する必要がある。
 ・高齢者が安心して通いつづけられる交流の場所がない。
 ・地域で暮らす全世代を対象に介護予防、健康増進、自立支援の理解を促す必要がある。
 ・地域で暮らす全世代を対象に認知症の理解を促す必要がある。

【地域での対応方針】

・地域課題の詳細なニーズの確認と多職種他機関との連携を強化する為、意見交換の場をもうける。
 ・生活支援コーディネーターと協働し高齢者の交流の場づくりを推進する。
 ・地域の全世代を対象に介護予防、健康増進、自立支援、認知症への理解を促す。

【市、関係団体への提言】

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

保健師	1人	予防給付プラン担当	2人	ランチ数
職員配置 (R5.4.1現在)	2人	その他(センターの他職種業務以外のもの)	1人	2
主任ケアマネ	1人			箇所

令和5年度の活動方針(地域課題・目標)

地域の実態
 ①認知症という言葉は周知されつつあるが、実際に家族に問題がでて受入れできず、早期診断に繋がらない。
 ②大雨の際、防災無線が雨の音で聞き取れず、避難情報や緊急性などを状況把握できなかつた為、避難行動が出来なかつた地域住民がいた。
 ③精神疾患や知的障害など複合的な課題を持つ世帯の相談が増えている。
 ④安心カードが周知されていない。

地域課題

①家族が認知症について理解できないことで、早期発見・診断に結びつかず、重症化している。
 ②関係機関が、災害時の避難の仕方や安否確認等の対応について分らないことが多い。
 ③複合的な課題を持つ世帯が、相談窓口を知らないことが多く、適切な相談窓口へつながるような仕組みが必要である。
 ④安心カードが周知されていないことにより、救急搬送時、民生委員や町会長が救急車への同乗を求められることにつながっている。

目標

①認知症サポーター養成講座の広報を強化する。また、認知症の早期発見、早期診断につながる方策を話し合うため地域ケア推進会議を開催する。
 ②関係機関対象に研修会(防災課の出前講座)実施し、地域の防災についての知識を習得する。
 ③介護支援専門員が多様な機関と連携できるように後方支援体制を強化する。(地域ケア個別会での検討や研修等の実施、西部地域ケアマネ連絡会での対応など)
 ④連絡会や会議等を通じて安心カードの説明や周知を行う。

令和5年度目標に対する取り組みの評価

① 包括支援センターの広報誌(包括だより)を上半期、下半期(年2回)で作成して、小学校での認知症サポーター養成講座や健康教室の様子など掲載し包括支援センターの役割等周知に努めることができた。
 ② 令和4年度、圏域小・中学校へ周知していたことで、東目屋小学校から依頼があり講座を実施することができた。また、地域からの依頼、実習生受け入れ時、法人新入職員へも実施し、今年度は4回の講座開催となった。
 ③ 民生委員の定例会や町会長会議等で各町会での認知症サポーター養成講座開催をお願いした。
 ④ 早期発見、早期診断につながる方策として、推進会議で対策を検討し、ワーキングチームを立ち上げ地域に配布する健康チェックシートを作成し毎月配布することができた。配布後、住民から「チェックをつけてみたが、ここからどうすればよいか」という声も聞かれ、再度検討していく必要がある。
 ⑤ 9/14に「防災マップの活用仕方」についてハイブリット形式で講座を開催した。圏域の事業所から多くの参加希望あり、実施後は、防災マップの見方や活用、また、自分の地域の危険性や避難の仕方、避難所の仕組みなどたくさんのお話を学ぶことができたことと感想聞かれた。民生委員へは、定例会参加時、学んだ情報をお伝えし情報共有した。また各圏域ごとに再度実施していきたいと依頼をした。BCP作成にあたって講座を受けていたことで役立てることができた。
 ⑥ 困難事例については、介護支援専門員へ引継ぎの際、一緒に支援することをお伝えし、随時、問題なかが確認し、共有するよう努めた。また、地域ケア会議への参加メンバーとしてPT、OT、ST、事例に関係している民間企業など多機関へ依頼し、ネットワークを広げ、後方支援していただけるよう努めた。
 ⑦ 民生委員定例会で日中独居の高齢者への配布も認められたことを説明したところ、救急搬送の際、活用したい、安心につながると配布数が増えている。

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和5年度計画		実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	事業所、民生委員、町会長等との連携を図り、対象者の状態把握に努め、自立支援に向けて、介護予防の必要性の周知、多様なサービスの情報提供を行っていく。	1) 都度(相談受付・対応) 2) 随時(社会資源のりサーチ)	R5年度計画内容 回数等	R5年度実績 回数等		
基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント	事業所、民生委員、町会長等との連携を図り、対象者の状態把握に努め、自立支援に向けて、介護予防の必要性の周知、多様なサービスの情報提供を行っていく。	1) 都度(相談受付・対応) 2) 随時(社会資源のりサーチ)	新規相談 246件	随時 新規介護相談 246件	アセスメントをしっかりと行い、必要性を確認し対応できた。早急に対応が必要な方もあり、事業対象者での申請が有効なケースもある。介護申請が必要だが、受診拒否等で手続きが困難な方もあり、相談内容に応じた対応が必要である。	自立に向けた支援や一般介護予防事業も視野に入れたサービス導入が適切に行えるよう相談者への情報提供を行い、ケアマネジメントを実施していく。相談内容に応じた対応を行っていく。

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	関係機関との顔の見える関係づくり強化。 (コロナ禍で対面での会議等参加できなかったため)	関係機関への包括支援センターの会議等案内を行う。 ・開催される行事等の情報を収集して、参加の依頼をしていく(文化祭や敬老会、老人クラブなど)。 ・町会長、民生委員の会議への参加する。 ・パンフレット設置場所へ訪問する。 ・包括だよりの配布する。	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築				1) 全機関への包括支援センターの会議等案内を行う。 ・開催される行事等の情報を収集して、参加の依頼をしていく(文化祭や敬老会、老人クラブなど)。 ・町会長、民生委員の会議への参加する。 ・パンフレット設置場所へ訪問する。 ・包括だよりの配布する。	毎月 (随時)	・圏域機関へ会議の案内を配布した。 ・敬老会に包括ブースを設け参加することができた。 ・各町会長会議へ参加し、包括の案内をした。 ・民生委員定例会は、毎月出席できた。 ・パンフレット設置場所への訪問はできなかった。 ・包括だよりの作成し配布した。	・会議や研修、イベントが開催できるようになり、顔の見える連携ができていくようになった。 ・町会長会議でも新しい町会長と接点を持つことができた。 ・包括と何かをわががらない町会長もいて、「支援が必要ない高齢者も増えている。相談していきたい」との声があった。 ・包括支援センター、在宅介護支援センターのメンバー変更や包括支援センターの活動を載せた包括だよりを発行できた。包括だよりを見たと声聞かれ広報につながっている。	・パンフレットの設置場所への訪問、広報の配布に力を入れて地域周りをやっていく。 ・町会長や民生委員との連携強化のために、イベントや会議へ積極的に参加していく。 ・包括だよりを年2回発行する。
イ 実態把握	在宅介護支援センター(プランチ)との連携を強化し、実態把握に努める。 (市で行っている事業の周知)		1) 実態把握にて必要な高齢者へ安心カードの配付やゴミ出しサポート事業、たぐいまるサポート事業、これからノートなどを広報する。 2) 独居高齢者、高齢夫婦世帯を把握する。 3) プランチと定期的に連絡会を行い、情報共有を図る。	1) 2) 毎月 (随時) 3) 2回	1) 実態把握 圏域全体 518件 定期的に訪問できた。 安心カード、ゴミ出しサポート、これからノートについて、必要な方に説明することができた。 2) 圏域在介からの報告で訪問者の確認し、データ入力している。 3) 在介連絡会を開催し、情報共有できた。	1) 2) 以前、訪問したケースで介護サービス導入が必要になり介護申請に至るケースが増えている。早期介入で、相談場所の周知していたことと、「パンフレットをもらっていただけから相談しやすかった」と声も聞かれた。安心カードやゴミ出しサポート、これからノートの相談があれば説明を行っている。東目屋地区は、在介と同行で訪問を実施し地区の状況と共有できた。 3) 在介との連絡会を通じ、実績報告を行っている。今後の活動について共有できた。	1) 2) 定期的な訪問を継続していく。 訪問時、必要に応じて安心カードの配布やゴミ出しサポート、これからノートの説明を継続していく。 3) プランチとの連携でスムーズに相談対応できるようにする。	
ウ 総合相談	1) 包括内の情報共有強化。 (困難ケース等は随時カンファレンスも行って対応策を検討し、他機関との連携を図る。) 2) 窓口の周知。		1) 毎朝のミーティングとシステムの活用で包括全体の情報を統一し、内容に応じて他機関との連携を図る。 2) 圏域施設、関係機関等、包括を周知できる窓口へパンフレットを配付し協力を依頼していく。	1) 毎日 2) 随時	1) 毎朝ミーティング実施し、必要時はカンファレンスを行い、対応の統一を図った。 2) 圏域施設、関係機関や公共機関等訪問しパンフレットの設置や包括案内、協力依頼を実施した。	1) 他職員の動きや対応、また、困難ケースの対応の仕方、決定事項など情報共有でき、担当不在でも、スムーズに対応できている。 2) ガソリンスタンドへのパンフレット残数確認はできたが、市役所等残数確認はできなかった。パンフレットを置いたことで、圏域の公共機関等からの相談は多くなってきている。必要ならの相談は多く見せて説明しているとのこと。	1) 継続していく。 2) 各所に置いた包括パンフレットの残数確認を行いながら、地域周りを行っていく。また、広報誌を配布することで、周知の強化に努める。	

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	1) 成年後見制度、意思決定支援など権利擁護についての知識向上と安定した情報提供ができる環境を構築する。 2) 制度の普及啓発活動を継続する。	1) 随時 2) 随時	1) 研修会へ参加して知識を習得し、正しい情報を提供できるようにする。 2) 資料を活用し、各会議や集会等で周知する。 各事業所へ出前講座の案内をする。	1) 2回 ・1/12 ・1/18 2) 1回 ・9/2 (7名参加) ・随時	1) 今までの研修をまとめ成年後見制度説明用の資料を作成した。それを活用し研修会を実施した。参加者から、わかりやすかったと話が聞かれた。相談は増加傾向である。 2) 成年後見制度の講座は、とても理解できたと評価いただいた。 ・事業所へも出前講座の案内を配布し相談先を周知できた。	1) 相談者に適切な情報提供を行うため、適宜研修等に参加し、包括社会福祉士のスキルアップを継続する。 ・弘前圏域権利擁護支援センターとの連携を継続する。 2) 民生委員や事業所等へ成年後見制度について広報する。 ・出前講座等の情報を、包括日より掲載周知する。 ・措置支援が必要なる事案が発生した場合、必要性の要否を確認しながら、関係機関と連携を図り対応する。		
イ 老人福祉施設等への措置の支援	弘前市担当課、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。	随時	措置の必要性の要否を随時、市と確認しながら対応する。	0回	措置支援の案件はなかった。 身寄りがいなかったり家族が関わり拒否するケースが増加している。市と密に連携を図り対応していく必要がある。	1) 市と密に連携し、スムーズな対応を行っていく。 2) 出前講座の広報を継続する。		
ウ 高齢者虐待への対応	1) 速やかに市やその他の機関等と綿密な連携を図る。 2) 虐待に関する知識普及のため、地域住民や圏域事業所へ広報を行う。	1) 随時 2) 随時	1) 虐待対応時は市と密に連携を図り対応する。 2) 包括日より等で虐待について取り上げ、早期発見・防止できるようにする。 ・圏域事業所へ出前講座のチラシを配布する。	1) 計6件 《内訳》 ・該当1件 ・非該当5件 2) 随時	1) 被虐待者が虐待者への面接を希望しないため、事実確認が困難なケースが多かった。1ケース1ケースしっかりと市と協議して対応していく必要がある。 2) 包括日よりの下期号で、高齢者虐待防止についての記事を掲載し、地域住民向けにPR活動をしたことができた。	1) 支援困難ケースでは、関係機関と適宜連携を図り対応を継続する。また、必要時地域ケア個別会議を開催し支援方法を検討していく。 2) 各種研修会へ積極的に参加し知識を習得する。 ・圏域社会福祉士の有資格者を対象とした勉強会を開催する。		
エ 困難事例への対応	1) 関係機関との連携を図り、役割分担を明確にして支援対応する。 2) 関連制度について知識習得する。(包括職員のスキルアップ)	1) 随時 2) 随時	1) 包括内カンファレンスで課題を整理し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催し支援策を検討する。 2) 各種研修会へ参加する。	1) 1回 (4/19) 2) 1回 (7/29)	1) 適宜、カンファレンスを開催し課題整理や解決策を検討し方向性を定めて対応できた。包括内で困難なケースは市へ相談し対応できた。 ・多職種個別会議が必要なケースは、地域ケア個別会議を行い支援策を検討し対応できた。 2) 他職種の課題整理の考え方や視点などを学び、多角的な支援を学ぶ機会となった。	1) 支援困難ケースでは、関係機関と適宜連携を図り対応を継続する。また、必要時地域ケア個別会議を開催し支援方法を検討していく。 2) 各種研修会へ積極的に参加し知識を習得する。 ・圏域社会福祉士の有資格者を対象とした勉強会を開催する。		
オ 消費者被害の防止	1) 地域住民へ情報提供を実施する。 2) 各サービス事業所へ情報の周知を図り、早期発見に努める。	1) 随時 2) 随時	1) 民生委員定例会や集いの場で新聞記事や国民生活センターの情報を提供した。 2) 消費生活センターの研修やWeb等で情報収集し、サービス事業所へ周知する。	1) 随時 2) 1回 (5/25) ・随時	1) 民生委員定例会や集いの場で話題提供をすることで「こんな被害もあるのか」との声が聞かれた。 2) 集いの場や民生委員定例会、各種研修会、地域周りでチラシを配布したことで定期的な注意喚起につながった。いろいろな情報を教えてもらって助かると評価いただく。	1) 会議参加時や集会等で、啓発を目的に、最近発生している消費者被害の情報を提供し、消費者被害の意識づけを行う。 2) 国民生活センターの情報を迅速に配信し、最新情報を共有できるようにする。		

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画・取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の4第2項第3号)						
ア	<p>1) 地域ケア会議を開催する。(他職種、他機関へ参加の声掛けを行い、多方面からの意見が聞けるようにする)</p> <p>2) 介護支援専門員が抱えている課題を把握し、必要な機関と連携する。</p>	1) 9回 2) 随時	<p>1) 地域ケア個別会議・臨時地域ケア個別会議・地域ケア推進会議を実施した。</p> <p>2) 各居宅介護支援事業所訪問や電話にて、介護支援専門員への声掛けを実施した。</p>	1) 9回 2) 随時	<p>1) 2) 各事業者への声掛けを継続していることで、介護支援専門員が抱えている課題を聞くことができた。ケースの実情に合わせて金融機関、消費者センター、医療専門職(PT、OT、ST)、弁護士も参集し個別会議を開催することができた。介護支援専門員が他職種と連携できる機会となり、意見を聞くことで支援の幅を広げることができている。</p>	<p>1) 地域ケア会議の内容に応じ、他職種、他機関へ参加の声掛けを行い、連携しやすい体制作りを行っている。</p> <p>2) 関係機関からの相談に応じて、臨時地域ケア個別会議を開催している。</p>
イ	<p>1) 西部圏域のケアマネネットワークに参加して、情報交換・情報収集をする。</p> <p>2) 介護支援専門員へ紙面アンケートを実施する。</p> <p>3) 主任介護支援専門員連絡会を実施する。</p>	1) 2回 2) 1回	<p>1) 西部圏域ケアマネネットワークへ参加した。</p> <p>2) 各居宅介護支援事業所へアンケートを実施した。</p> <p>3) 主任介護支援専門員連絡会を実施した。</p>	1) 2回 2) 1回	<p>1) 特別養護老人ホームと老人保健施設の特色について巡回型訪問介護と地域型ヘルパーサービスの講義を受けサービスタについて再確認できた。介護保険で無いきれない問題も多くケースに応じ利用していた。</p> <p>2) アンケートでは身元保証人問題が毎年あがっている。また今年度はペット問題の課題が初めて抽出された。</p> <p>3) アンケート結果をもとに課題について話し合いを行った。再度各居宅事業所で話し合いをし、解決困難な事例は包括と連携を図っていく。</p> <p>4) 事業継続計画の勉強会実施し、災害や感染症の対応について学ぶことができた。</p>	<p>1) 西部圏域ケアマネネットワークと連携を密にし、介護支援専門員が相談しやすい環境を作り後方支援できる体制を構築する。</p> <p>2) 圏域の介護支援専門員の抱えている問題や要望などを聞く機会を設けていく。</p>
ウ	<p>ケアマネネットワークやケア会議の事例提供等を通じて、居宅介護支援事業所と連絡を取り合い、いつでも相談できるように声掛けをする。</p>	1回	<p>西部圏域ケアマネネットワークの参加や地域ケア個別会議を通じて、各事業所介護支援専門員へ声掛けをすることができた。</p>	適時	<p>各会議や勉強会の開催で包括からアドバイスする機会も増え、他職種との連携もスムーズにできるようになっている。支援困難事例は臨時で地域ケア個別会議を開催してほしいと依頼あり開催できた。</p>	<p>居宅介護支援事業所訪問や西部圏域ケアマネネットワーク、主任介護支援専門員連絡会、各研修等を通じてでも相談できるように声掛けを行っていく。</p>
エ	<p>1) 各専門職や関係機関と連携しながら支援方法を検討し、後方支援を行う。</p> <p>2) 必要に応じて地域ケア個別会議や事例検討などを実施する。</p>	1) 随時 2) 随時	<p>1) 地域ケア個別会議のモニタリングや相談対応で同行訪問など実施した。</p> <p>2) 臨時地域ケア個別会議を開催した。</p>	1) 随時 2) 1回	<p>1) 各関係機関との調整、同行訪問などを通し後方支援することができた。介護支援専門員から不安が解消できたことと評価をいただいた。</p> <p>2) 医療専門職(PT、OT、ST)や金融機関など他職種の視点で検討することで後方支援に繋がった。</p>	<p>1) 各専門職や関係機関と連携しながら支援方法を検討し対応していく。</p> <p>2) 必要に応じて地域ケア個別会議を開催し、支援方法などの検討を行い、包括的に支援していく。</p>

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和5年度計画		R 5年度実績		課題・評価	R 6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	1)認知症地域支援推進員の活動を周知する。 2)各関係機関と顔の見える関係作りを行い、ネットワークを強化する。 3)認知症初期集中支援チームとの連携体制を構築する。	1)2) ・40件 ・2回 ・適宜 ・適宜 3)随時	1)2)・圏域の企業回りを実施した。(相馬地区は初めて実施) ・包括だよりを地域へ回覧した。 ・ガソリンスタンドとの関係性をアンケートにて確認して新しいポスターを掲示した。 ・各種研修に参加した。 3)認知症初期集中支援チームと情報共有を実施した。	1)2) ・24件 ・10月、1月 ・1回 ・5回 3)1件	1)2)・圏域企業への挨拶とパンフレット、認知症推進員のチラシ等配付する事ができた。心配な高齢者がいるが相談先がわからないという意見やガソリンスタンドからは包括との連携の必要性を感じていることを確認できた。また相談もあつた。定期訪問にて顔の見え関係作りが必要であることがわかった。 ・認知症推進員の役割を再確認できた。認知症の相談が増えている為、地域への広報が重要である。 3)アドバイスをもらうことでケースの対応がスムーズにできた。	1)2)認知症ガイドブック概要版等の配付を継続し周知と連携強化を図っていく。 ・地域住民への周知を継続していく。 ・今後もガソリンスタンドとの連携の有益さや課題等を明確にし連携を図っていく。 3)今後も必要に応じてチームへ相談をし連携強化を図っていく。
	認知症の人やその家族が相談しやすい環境作り努める。	1)2回 2)適宜	1)認知症の人と家族のつどいに参加し、顔の見ええる連携体制を構築する。 2)実態把握等を通し、ただいまサポート事業や安心カード等の各種事業の紹介や、相談窓口の情報提供を行う。	1)認知症の人と家族のつどいに参加し、情報共有・情報収集を行った。 2)実施内容通り情報提供を行った。また、相談ツールとして健康チェックリストを作成し毎戸配布した。	1)3回 2)毎戸配布	1)今後もつどいへ参加し情報収集と連携体制の構築に努めていく。 2)勉強会や研修会等を通して、健康チェックリストの活用方法について説明や周知を行い、今後の活用状況を確認していく。
イ 認知症の人や家族への支援	1)認知症サポーターやその家族が相談しやすい環境作り努める。 2)認知症サポーターのフォローアップ研修を行う。 3)地域住民の認知症に対する理解を深める。	1) ・随時 ・3回 2)1回 3)2回	1)・企業回りや町会へのチラシ配布を通して周知した。 ・学校、生協、実習生や当法人の新人職員へ実施した。 2)・圏域での実施はなし。 ・弘前医療福祉大学の講座に参加した。 3)全町会へ回覧を実施した。	1) ・4回 2)0回 3)2回(10月、3月)	1)東目屋小学校と津軽保険生活協同組合岩木支部、実習生や新人職員へサポーター養成講座を実施する事ができた。町会や企業からの依頼は今年度もなかった。 2)対象となる企業や事業所へ案内をしたが今年度の開催には至らなかった。 3)包括だよりへ認知症サポーター養成講座の様子や認知症地域支援推進員の案内を載せて回覧する事ができたが、今年度も地域から依頼はなかった。	包括だより、企業回り等を通して今後も認知症サポーター養成講座、認知症地域支援推進員の周知、案内を継続していく。
ウ 知識の普及	1)認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを増やす。 2)認知症サポーターのフォローアップ研修を行う。 3)地域住民の認知症に対する理解を深める。	1) ・随時 ・3回 2)1回 3)2回	1)・小中学校や町会、企業、団体等へ各種チラシを配布して周知する。 ・認知症サポーター養成講座を開催する。 2)認知症ステップアップ講座を開催する。 3)年2回包括だよりに認知症についての記事を載せて全町会へ回覧する。(認知症について地域に情報を発信する)	1) ・4回 2)0回 3)2回(10月、3月)	1)認知症の人と家族のつどいへ参加し介護する家族や圏域外の関係機関とも情報交換を行い、対応方法を学ぶ事ができた。 2)認知症早期発見、フレイル予防を目的にした健康チェックリストを作成し、自分事として捉え早期相談へと繋がるよう地域へ毎戸配布を行ったが、現在、相談はない。これからどう活用すればよいかという意見が聞かれた。	1)今後もつどいへ参加し情報収集と連携体制の構築に努めていく。 2)勉強会や研修会等を通して、健康チェックリストの活用方法について説明や周知を行い、今後の活用状況を確認していく。

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和5年度計画		令和5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別支援と地域課題の把握	1) 地域ケア個別会議は定期開催を計画する。必要時は臨時でも会議を開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。 2) 地域ケア個別会議から抽出された課題に応じて関係者を招集し、会議を開催する。 3) 主任介護支援専門員連絡会と西部圏域ケアマネ連絡会を通し、地域課題の把握に努める。 4) 在宅介護支援センター主催のふれあい介護者教室・座談会を補助する。	1) 6回 2) 3回 3) 3回 4) 3回 (岩木地区、東目屋地区、相馬地区)	1) 地域ケア個別会議を開催する。 2) 地域ケア推進会議を開催する。 3) 地域の現状を把握する。 4) 在宅介護支援センター主催の介護者教室運営、企画の支援を行い、地域住民の声を聴く。	1) 7回 2) 2回 3) 1回 4) 0回 (岩木地区、東目屋地区、相馬地区)	1) 介護支援専門員の地域ケア個別会議を活用する意識が徐々に広がってきた。また、他職種の方も積極的に参加する傾向がみられている。民生委員からも、会議の必要性について「大事だ」と話し、毎回意欲的に参加してくれている。 2) 認知症の早期発見、フレイル予防、家族の理解を促すため、健康チェックシートを作成し、每户配布してきた。 3) 身寄りのない高齢者への支援が困難だと話が聞かれていた。 4) 感染症拡大防止のため未実施となった。	1) 予定にある会議に加え、各事業所へ臨時ケア個別会議を案内し、相談があれば開催していく。 2) 各事業所へ、健康チェックシートを配付し、活用性を確認する。 3) 主任介護支援専門員連絡会で地域課題を共有する。 4) 感染症拡大防止のための対策について協議する。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ①訪問しても意思疎通困難な高齢者や地域とかかわりを持たず孤立している高齢者が増えている。民生委員の欠員やマンパワーの不足で見守りが不十分になっていて、地域に相談にのってくれる人がいない。見守りがあれば、自宅に退院できる独居高齢者が施設入所に至ってしまう現状がある。
- ②地域住民、介護支援専門員等の介護予防・フレイル予防に対する意識の変化が進んでいない。
- ③迷子になって問題がおきてからただいまサポーターに登録する人が多い。

【地域課題】

- ①地域住民へ認知症の理解を促し、専門職とつながる機会を作る必要がある。
- ②集いの場を広報し孤立防止していく必要がある。
- ③ただいまサポーター事業を早期利用できるように普及啓発が必要である。
- ④介護予防・自立支援(フレイル予防)に対する意識づけが必要となっている。

【地域での対応方針】

- ①西部圏域の事業所一覧や包括広報誌を作成し、集いの場の周知や民生委員、町会長、地域の方が相談しやすい環境づくりをする。
- ③各種研修、連絡会等でただいまサポーター事業の説明や認知症サポーター養成講座の広報をする。
- ④地域へ介護予防、フレイル予防に対する情報発信、意識の啓発をする。

【市、関係団体への提言】

- ・民生委員の欠員の解消

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

保健師	1人	予防給付プラン担当	3人	プラン手数
職員配置 (R.5.4.1現在)	4人	社会福祉士	1人	1
	2人	主任ケアマネ		箇所

<p>地域の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受診や支援を拒否したり、家族関係が複雑もしくは身寄りがない方が増えている。 ・介護保険や認知症の相談をどこにすればいいかわからないという声がある。 ・除雪や買い物等、介護保険で対応できない事で困っている人が多い。 <p>地域課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 独居世帯や問題を多く抱える世帯が増えているため、地域や複数機関での連携が必要である。 ② 高齢者の相談窓口情報が行き届いていない。 ③ 保険外サービスや社会資源等の情報が地域に行き届いていない。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 支援困難な事例に対して関係機関と連携を図り対応する。 ② 地域包括支援センターの周知に向けた取り組みとして広報活動を行う。 ③ 地域の社会資源を把握しボランティア団体と連携を図り支援に結びつける。 	<p>令和5年度の活動方針(地域課題・目標)</p>
---	----------------------------

<p>令和5年度目標に対する取り組みの評価</p> <p>① 関係機関や行政と連携し、対応したケースが多かった。世帯の中で複数の課題を抱えるケースでは地域ケア会議を開催し支援方法を検討し、独居世帯のケースでは民生委員や在介と同行訪問し対応した。1月には弘前市地域自立支援協議会に出席し、包括の役割や障害福祉分野との連携等について話し合いができた。</p> <p>② 広報誌を作成し、8月に500部、2月に700部圏域の町会へ回覧した。また、朝陽地区の民生委員と千年地区の障害者施設から、センターのパンフレットを独居世帯に配布したいと依頼を受け、配布してもらった。広報誌には包括の活動予定を記載した事で、「認知症カフェ」や「介護予防教室」には広報誌を見たと言った方が複数名いた。また、配布以降回覧やパンフレットを戻すと電話での相談があり、一定の効果をj感しているが、回覧ができていない地区へ取組が必要。</p> <p>③ 生活支援コーディネーターと情報共有し高齢者の集まり等、居場所を把握し新たな社会資源の情報収集に努めた。買い物や受診の付添いなど、介護保険で対応できず困っている方には、保険外のサービスに繋げ支援した。また、新たな社会資源の一つとして認知症の方やMCIの方の外出支援や見守りを行うためのチームオレレンジを立ち上げる事ができた。今年度チーム員として6名登録。次年度の活動について地域ケア推進会議を開催し話し合う事ができた。</p>	<p>令和5年度実績</p> <p>R5 実施内容</p> <p>対象者宅へ訪問し、相談内容を確認した上で、介護保険制度や一般介護予防事業等の説明をした。基本チェックリストを實施し、総合事業申請に繋げた。必要に応じて自費サービス等の紹介も行っている。</p> <p>R5 回数等</p> <p>回数等</p> <p>事業対象者数:実231名(3月未)</p>	<p>課題・評価</p> <p>対象者の抱える課題を適切に捉え必要なサービスに繋ぐことができず、様々な事情を抱えた対象者が増えていたため、状況に応じて各関係機関や専門職と連携できるようにしていく必要がある。</p>	<p>R6年度の計画、取組</p> <p>基本チェックリストの實施と対象者の抱える課題を適切に捉え、必要な介護サービスや社会資源等を活用し自立した生活を送れるよう支援する。</p>
--	---	---	--

<p>令和5年度計画</p> <p>基本チェックリスト該当者へ総合事業、一般介護予防事業を含めた介護サービスの情報提供を行い、適切なケアマネジメントの下、自立に向けた支援をする。</p>	<p>R5年度計画内容</p> <p>実施内容</p> <p>対象者の心身、生活状況等の確認、アセスメントを行い、チェックリストの實施や社会資源を含めたサービスを提供する。</p> <p>随時</p>	<p>令和5年度実績</p> <p>R5 実施内容</p> <p>対象者宅へ訪問し、相談内容を確認した上で、介護保険制度や一般介護予防事業等の説明をした。基本チェックリストを實施し、総合事業申請に繋げた。必要に応じて自費サービス等の紹介も行っている。</p> <p>R5 回数等</p> <p>回数等</p> <p>事業対象者数:実231名(3月未)</p>	<p>課題・評価</p> <p>対象者の抱える課題を適切に捉え必要なサービスに繋ぐことができず、様々な事情を抱えた対象者が増えていたため、状況に応じて各関係機関や専門職と連携できるようにしていく必要がある。</p>	<p>R6年度の計画、取組</p> <p>基本チェックリストの實施と対象者の抱える課題を適切に捉え、必要な介護サービスや社会資源等を活用し自立した生活を送れるよう支援する。</p>
---	--	---	---	--

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	内容	回数等	実務内容	回数等	実務内容	回数等		
2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
ア	①高齢分野以外の専門機関やサービス事業所との連携を図る。 ②出席が途絶えている民生委員定例会出席に努める。	①個別会議: 定例4回 随時3回以上 推進会議: 2回 ②年5回	①地域ケア会議は随時開催を強化し、課題解決に向けた新たな関係機関との構築を目指す。 ②積極的に民生委員に声をかけし定例会に呼んでいただけられるように依頼する。	①個別会議: 定例4回 随時3回以上 推進会議: 2回 ②年5回	①個別会議: 定例4回 随時2回 推進会議: 2回 ②年3回	①セルフレポート会議では、個別事例や地域課題の検討を通して多職種や地域の支援者が連携する機会となり、今後の連携に向けた基盤をつくることのできた。新たな連携先として、チームオレンジのチーム員からも協力を得ることができた。随時開催の回数は予定より少ないが、必要に即して柔軟に行える体制を維持している。 各地区の民生委員定例会に出席しまた個別に連携したことで、お互いの活動について理解を進め、今後の協力体制を作ることができた。	地域の関係機関や地域住民等、多様な支援者との連携を図り、協力体制をつくることで、複合的な課題への地域の対応力を高める。 また、民生委員との連携、協力体制を維持する。	
イ	地域住民や民生委員、その他関連機関からの情報提供により、65歳以上の高齢者の実態把握に努める。 また、地域住民や民生委員、関係機関との連携の場を持ち、互いに相談し合える関係づくりを進める。	①在宅介護支援センターやシルバーハウス援助員と協力し、情報共有を行う。 ②地域住民、民生委員などからの情報提供により迅速に訪問する。	①会議や毎月の報告書を通じて見守りを要する高齢者や困難ケースの情報共有を実施。 ②関係機関からの相談を受けての対応や1年に1回の定期の訪問を中心に実施。	①会議: 2回 情報共有随時 ②南部包括98件、静風苑169件、計267件	①セルフレポートなどの緊急性の高いケースは在介や民生委員と同行訪問し、必要な医療やサービスに繋いでいる。 ②訪問者のうち、4割弱が独居世帯。相談を受けてその後介護認定や事業対象者等に繋がった方が約3割程度。その他金融機関からの介入の依頼も散見された。	各関係機関からの相談に対し迅速に対応し、支援が必要な高齢者の把握に努める。 また、民生委員や在介と円滑に連携を図ることができるよう会議等を通じて、関係強化に努める。		
ウ	総合相談窓口としての地域包括支援センターの役割をわかりやすく周知する。	簡素化かつ見やすい概要版の包括パンフレットを作成し、地域の関係機関や住民に配布する。	①概要版パンフレットを朝陽地区の独居高齢者へ400部毎戸配布した。 ②広報誌を作成し8月に清水地区、桔梗野地区、上松原地区、朝陽地区一部、千年地区一部へ回覧。2月以上記地区に加え千年地区全体に回覧することができた。	①概要版パンフレット1回 ②広報誌2回(8、2月)	①朝陽地区民生委員からの依頼で概要版パンフレットを独居世帯へ毎戸配布することができた。 ②各町会の協力のもと広報誌の回覧を行うことができた。2月には千年地区の町会全体の協力を得ることができた。	地域包括支援センターの役割周知のため、概要版パンフレットの配布や広報誌の回覧を継続できるように各町会等と協力していく。		

令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度計画内容		R 5 年度実績		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等				
ア	<p>圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を作る。</p>	<p>圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を作る。</p>	<p>他職種・他機関と連携を図るため、地域ケア個別会議を開催する。</p>	<p>個別会議：年4回以上 推進会議：年2回</p>	<p>地域ケア個別会議を開催。 地域ケア推進会議を開催。</p>	<p>定例4回 随時2回 推進会議2回</p>	<p>専門職や関係機関に出席して頂きたい支援専門員が抱える問題を検討し他職種、他機関と連携しやすい関係作りに繋げることができた。</p>	<p>圏域の介護支援専門員が抱えている問題等に対して他職種・他機関と連携しやすい体制を作る。</p>
イ	<p>地域における介護支援専門員のネットワークの活用</p>	<p>圏域の介護支援専門員同士が意見交換ができる場として、定期的に連絡会を開催し相互の連携を図る。</p>	<p>介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。</p>	<p>連絡会：年3回</p>	<p>介護支援専門員が企画し開催。 「障害福祉サービスについて」の勉強会と意見交換会。 「救急講話～緊急時の対応」とAED実演。 地域ケア個別会議の振り返りと「虐待対応について」の勉強会。</p>	<p>3回(5月、10月、2月)</p>	<p>10月に開催した「救急講話～緊急時の対応」では圏域の介護事業所にも声をかけ11か所14名の参加があり圏域の居宅介護支援事業所と介護事業所のネットワークに繋がる場となった。また意見交換会では、介護支援専門員の業務に活かせる話し合いが来た。</p>	<p>圏域の介護支援専門員のニーズにあった勉強会の開催と意見交換を行う場を設定しネットワークの構築に繋げる。</p>
ウ	<p>日常的個別指導・相談</p>	<p>地域の介護支援専門員への日常的個別指導・相談等を行う。</p>	<p>①相談窓口を設置し、介護支援専門員からの相談に対応する。 ②介護支援専門員に対する情報提供を行う。</p>	<p>①随時 ②連絡会年3回</p>	<p>①専門的な知識や経験から個別指導、相談への対応を行った。 ②知識の習得やネットワークづくり、情報交換のため介護支援専門員連絡会を開催。</p>	<p>①随時 ②介護支援専門員連絡会3回</p>	<p>介護支援専門員連絡会で勉強会や情報交換、専門性を活かした助言、提案を行うことで課題解決や介護支援専門員の不安軽減に努めることができた。</p>	<p>地域の介護支援専門員に対する相談窓口の継続と日常的業務の実施に関して指導や相談、情報提供の実施に取り組んでいく。</p>
エ	<p>支援困難事例等への指導・助言</p>	<p>地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等について専門職や関係機関との連携の下で支援方針を検討し指導・助言を行う。</p>	<p>①支援困難事例を担当する介護支援専門員への支援。 ②地域ケア個別会議を開催する。</p>	<p>①随時 ②随時</p>	<p>①支援困難事例に対して多職種や地域関係者、関係機関と連携し具体的な支援方針の検討、助言等を行う。 ②支援困難事例に対して地域ケア個別会議を開催。</p>	<p>①随時 ②地域ケア個別会議2回</p>	<p>地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等について多職種や圏域の関係者、関係機関との連携して取り組んでいく。</p>	<p>地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等について多職種や圏域の関係者、関係機関との連携して取り組んでいく。</p>

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和5年度計画		R5年度実績		課題・評価	R6年度の計画、取組
	内容	回数等	内容	回数等		
ア 関係機関との連携	認知症地域支援推進員が中心となり、地域の関係機関と連携を図り、ネットワーク作りを行う。 ①認知症高齢者たぐいまサポート事業、安心カードについて説明する。 ②認知症地域支援推進員連絡会や認知症関連の研修会などに出席する。	①随時 ②随時	①包括ケアや出前講座で説明をした。 ②市役所主催の連絡会に出席。 認知症地域支援推進員研修会参加。	①カフェ3 回 ②連絡会2 回 研修1回	出前講座や認知症カフェで安心カードやたぐいまサポートの説明を行い一人暮らしや高齢者世帯に安心カードを配布した。まだまだ固執されていないため、色々な場所で発信し必要な方に配布できるよう取り組んで行く。	チームオレンジ員や民生委員、地域で活動する方々と連携を図り、認知症関連の集まりに参加してもらう。
イ 認知症の人や家族への支援	認知症の人やその家族、地域住民が集まり情報交換が出来る場所を設ける。	年3回 6月、9月、11月	認知症カフェ「みなみカフェ」実施。	3回 (6月19名、9月25名、11月19名)	3回実施の中でお薬や相続、川柳での脳トレなど幅広い内容で開催した。生活に身近なコンテンツが対象者の興味を引き、より多くの参加者がたぐいまサポートの参加に交通手段が脆弱なため決まった地区(清水)・会場での開催にとどまっている。また、講話が終わると参加者が退出する傾向にあり、居心地の良い空間づくりにより努める必要があると感じた。	昨年度発足した「チームオレンジ」に会場までの送迎の協力を仰ぎ、初の千年地区での開催に繋げたい。それに伴い回数も大幅に増やす予定。また、飲み物や菓子の提供方法も工夫し、リラクセスできる環境づくりを目指したい。
ウ 知識の普及	①認知症サポーター養成講座開催の働きかけを行う。要請に応じて計画、実施していく。 ②地域住民へ認知症についての知識の普及を図る。	①年3回以上 ②年5回、随時	①弘前珠算連盟、千年地区高齢者教室、千年地区家庭教育学級でサポーター養成講座を開催した。 関係機関、地域住民に対してステツプアップ講座開催した。 ②文京、千年、桔梗野地区民生委員会出席。暮らしの保健室、津軽保険生協南支部で出前講座実施。	①サポーター養成講座名 3回、34名 ステツプアップ講座名 2回、7名 ②定例会3回 出前講座2回	①サポーター養成講座を開催し認知症の人の対応の仕方などを講話や寸劇を通して理解していただけた。またステツプアップ講座終了者と協力してチームオレンジを立ち上げる事ができた。 ②民生委員定例会では認知症カフェやサポーター養成講座等の活動報告と認知症高齢者の事例から地域での見守りについて話した。出前講座では認知症予防、フレイル予防、包括の役割の講話を行った。	小学生対象のサポーター養成講座開催を働きかけ、地域のみんなが認知症の人を見守り、声掛け出来る環境を整える。 圏域内の定例会に出席し包括の活動の周知を行う。 依頼があれば、出前講座への出席をする。

令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度実績		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
個別ケアと地域課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースから同様の課題を見出し、分析を行うことで地域課題の把握をする。 ・地域関係者の連携を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ①年4回、随時 ②年2回 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域ケア個別会議を行う。 ②地域ケア推進会議を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ①年4回、随時 ②年2回 	<ul style="list-style-type: none"> ①関係機関に出席していただき会議を開催。専門的な立場からの意見や助言を頂くことで課題解決や地域課題候補抽出に繋いでいる。 ②関係機関が連携し地域課題について地域の実態や課題解決に向けて情報を交換し、話し合いや検討ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域ケア個別会議を開催し、個別ケースについて多職種で検討を行うことにより個別支援に活かし、課題解決を支援する。 ②個別ケースから地域間で共有できる課題と地域間で検討していく必要がある課題を地域課題として把握・対応方針を検討する。 ③地域のネットワーク作りを行い地域関係者の連携を深める。

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

- ・複合的な問題を抱えている世帯や支援を必要としている人が、相談窓口が分からない事で支援に繋がらず重症化してしまう場合がある。
- ・相談窓口が分からない。地域包括支援センターは何をする所なのか分からないと言声がある。
- ・認知症の理解不足や対応方法が分からず、早期受診に繋がらなかったり、虐待に発展しそうなケースもある。

【地域課題】

- ・相談窓口が分からない事で支援が必要な方や問題を多く抱える世帯等、相談や支援に繋がっていない。
- ・認知症の理解不足や対応方法が分からず、早期受診や治療に繋がっていない。

【地域での対応方針】

- ・広報誌を作成し相談窓口や地域包括支援センターの役割を周知する。
- ・関係機関と連携し地域全体で支援に繋げる取組を行う。
- ・地域や学校へ認知症サポーター養成講座の周知活動を行う。
- ・チームオレージと協力し認知症カフェを行い認知症の人と家族を支援する。

【市、関係団体への提言】

- ・様々な事由により、行き場のない高齢者を一時的に保護するシエルトー的機能を持つ資源を整備して欲しい。

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

職員配置 (R.5.4.1現在)	保健師 1人 社会福祉士 1人 主任ケアマネ 2人	予防給付プラン担当 2人	プラン手数 4箇所
		その他(センターの他職種兼務以外のもの) 0人	

令和5年度の実態		令和5年度目標に対する取り組みの評価	
<p>地域の現状</p> <p>①免許の返納や病氣、体力の衰えなどの事情で外出時の移動手段がない高齢者が多い。そのような状況から家で過ごす時間が多くなりフレイルや認知機能の低下、栄養状態の悪化など心身機能の低下に繋がってしまう高齢者も存在する。</p> <p>②親戚や近所付き合いなどの地域でのインフォーマルな関わりも希薄となり、このような状況から次世代の地域の担い手も不在であり、町会などの地域自治に関わる担い手も高齢となっている。</p> <p>地域課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族や地域住民同士が協力し合う『互助』体制が脆弱になってきている。 ・地域全体の健康に関する意識が低い。 ・社会資源に乏しく、住民の日常生活へも強く影響している。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護や認知症、健康増進に関する地域住民への意識啓発を推進する。 ・民生委員、町会長、町会で活動する専門職や担い手となる住民との連携強化を図る。 	<p>高齢者教室において活動前体操指導及び介護や健康に関する相談の対応、消費者被害等の講話、瑞風園では健康教室、三和地区において消費者被害における講話を実施。講座を通して介護予防や健康増進の意識啓発に繋がっている。また、地域踏査において保健活動の健康増進の視点で課題を見極め捉えることを意識し、在宅介護支援センターの実態把握と照らし合わせた活動を行った。地域高齢者への特定健康増進の受診勧奨や健康状態不明者を把握することができた。今後もこのような活動を継続すること健康増進及び介護予防の更なる普及啓発に繋がっていくものと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高杉小学校はじめ高齢者教室参加者に対し認知症サポーター養成講座を実施。このことにより、幅広い世代へ認知症に関する知識啓発となり、新たな地域関係者とのネットワーク構築にも繋がっている。 ・地域住民や地域関係者の地域包括支援センターの活用促進に向け、活動周知の一環として今年度も引き続き各地区の町会(計460班)に年3回広報誌を回覧。広報誌の内容としては在宅介護支援センターの実態訪問活動、地域包括支援センターでの地域ケア会議における内容、地域住民活動、各専門職種からの情報などを記事に回覧している。 ・各専門職及び地域住民などと地域ケア個別会議を開催し、対応を検討することで地域特性や個々における課題抽出がなされ、それぞれの立場における役割や取り組みなどを考察する機会にもなり、地域づくりの側面からも連携体制が構築されている。 ・居場所づくりの一環として新和地区(小友町会)においてホットカフェインレジュを月1回開催。今後住民主体の通いの場になるように徐々に徐々に地域移行することで住民同士のネットワーク構築に繋がると思われる。 		

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)			
項目	令和5年度計画		R6年度の計画、取組
	実施内容	回数等	
<p>介護予防サービスだけでなく、一般介護予防事業やインフォーマル資源を活用しながら、介護予防に向けたケアマネジメントを実施する。</p> <p>基本 チェックリスト該当者に係るケアマネジメント</p>	<p>アセスメントによる対象者の状態把握、基本チェックリストの実施、サービス利用支援、介護予防ケアマネジメントの実施する。</p>	<p>随時</p>	<p>介護予防の視点で必要なマネジメントを実践できた。</p> <p>総合事業だけでなく、一般介護予防事業の活用というところも視野に入れたマネジメントを実施する。</p>

令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度実績		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	①民生委員、町会長などの地域関係者や地域における担い手となる住民との連携体制を構築する。 ②地域住民へ介護や認知症、健康増進に関する知識啓発を行う。	①年1回以上 ②年間4回	①各地区において民生委員定例会で意見交換を実施。 高杉公民館活動員と意見交換を実施。 船沢地区民生委員には介護施設の見学を実施。 裾野地区民生委員とは認知症と思われる高齢者について意見交換を実施。 ②介護予防及び健康増進に関する知識啓発活動を実施。	①計10回 (高杉3回、船沢1回、新和4回、裾野2回) ②体操教室4回、健康相談室全6回	①定例会において意見交換をしたことと地域の実情を知る機会となった。また地域包括支援センターの役割周知や地域関係者とのネットワーク構築にも繋がっている。 ②介護予防体操、健康講話、健康教室などを開催することで、参加者から他地区においても開催して欲しいという要望が聞かれ、介護予防や健康増進に関する知識啓発ができたことと移動手段の確保が困難となり参加者2名と予想より少なかった。	①地域関係者のニーズに合わせて例会への参加継続及び意見交換や地域の情報を共有していく機会を設けて更なるネットワーク構築につなげていく。 ②介護、認知症、健康増進に関する活動実施を通じ担い手発掘につなげていく。
イ 実態把握	過去の実態把握訪問から時間経過している高齢者世帯へのアウトリーチを実施する。	①前回訪問から2年以上経過している高齢者世帯への実態把握を実施する。 ②実態把握に関する個別訪問について、各町会へのチラシ閲覧により、地域住民への周知と理解を図る。	①新規相談から実態把握を実施しその中で2年以上経過している世帯を抽出する。 ②広報誌にて住民周知を図る。	①年間168世帯の実態把握のうち39世帯が2年以上経過している。 ②5月広報誌にて周知。(毎年周知)	①新たな相談者が大幅となり介護相談が最も多くなっている。2年経過していた高齢者については未受診及び受診拒否、認知症など健康状態の悪化からの相談となり専門職種が介入し健康状態不明者を把握することができた。 ②広報誌及び柳章着用品で住民周知を図っている。	①現在の取り組みを継続していくとともに地域関係者からの情報等に応じて訪問していく。 ②現在の取り組みを継続していく。
ウ 総合相談	地域住民へ地域の相談機関としての周知を図る。 複合的相談に対して状況把握を行い、必要に応じて適切な支援機関への繋ぎの支援を行う。	①住民主体のサロンなどで認知症や介護、健康に関する講座などのイベントや出張相談を行う。 ②地域包括支援センターに関する住民向けのポスターや通信を作成し、地域へ相談機関としての周知を図る。	①高杉公民館イベントとの合同開催、瑞風園では健康講座、新和地区ではサロンを開催。 ②4地区へ広報誌を回覧し周知を図る。	①高杉地区5回、新和地区3回 ②3回 (5月・10月・2月)	①認知症や介護、健康に関する講座開催において相談機関としての周知を図ることができた。 ②広報誌の中で相談機関としての周知を図り、地域住民の活動内容、各専門分野から情報等を掲載することで少しずつではあるが地域包括支援センターの役割周知に繋がっている。	①現在の取り組みを継続していく。 ②現在の取り組みを継続していく。

令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度計画内容		R 5 年度実績		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 成年後見制度の活用促進	成年後見制度の利用が必要と判断されるケースについては、申立支援を進める。 成年後見制度や任意後見制度に関し地域住民や相談専門職への知識普及のための活動を行う。	随時	弘前圏域権利擁護支援センターと連携しながら申立て支援を行う。 相談者やその家族に対し、必要に応じて制度の説明を行う。	随時	後見申立て支援4件、内1件は申立てを行い、他3件は相談援助対応中となっている。	0件	後見申立てが必要と思われる案件は、弘前圏域権利擁護支援センターや社会福祉協議会に相談・連携しながら、支援に繋げている。	総合相談の受付から、後見申立て支援が必要な案件に対して、現在の取り組みを継続する。
イ 老人福祉施設等への措置の支援	対象案件の発生時には介護福祉課と連携して対応する。	随時	要措置と判断される事案が発生した場合には、介護福祉課へ報告、相談のうえ、必要な対応を速やかに行う。	随時	対象となる案件なし	0件	対象となる案件なし。	対象案件の発生時には弘前市と連携しながら速やかに対応する。
ウ 高齢者虐待への対応	『弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル』に基づき対応する。	随時	高齢者虐待に関わる事案が発生した場合には、介護福祉課と連携しながら、マニュアルに基づいた対応を速やかに行う。	随時	弘前警察署受付案件1件対応し終結、担当介護支援専門員より案件1件対応中。	2件	弘前警察署で案件受付し、弘前市への報告から対応に至った虐待案件で終結している。 担当介護支援専門員からの案件については、精神科受診が必要と思われることから受診調整している。	虐待案件の発生時には、虐待対応マニュアルに従い対応するとともに、行政との連携を図りながら対応していく。
エ 困難事例への対応	①連携が必要な職種、機関と協働しながら支援を行っていく。 ②他職種での検討が必要な事例については、地域ケア個別会議にて対応を協議する。	①随時 ②随時	①三職種にてケース検討を行い、必要な職種、機関と連携しながら対応をする。 ②地域連携や多職種での連携が必要なケースにおいては、地域ケア個別会議にて事例検討を行う。	①随時 ②随時	①②必要に応じて他の専門機関や職種と情報共有しながら連携対応している。	①②地域ケア個別会議の臨時開催1回	①担当介護支援専門員及び三職種間で情報共有を図り、共通認識を持ち支援対応を行う。 ②支援者が困難と思うケースであり地域ケア個別会議を臨時開催。関係者間で緊急性の高い問題や課題、具体策について検討することができた。	現在の取り組みを継続する。
オ 消費者被害の防止	①消費者被害に関する情報収集を行い、その情報を地域へ発信することで被害の未然防止を図る。 ②地域住民等からの消費者被害相談に対応する。	①随時 ②随時	①消費者被害に関する情報があれば、町会、民生委員、介護支援専門員等へ情報提供を行う。 ②消費者被害相談への連携した対応を行う。	①随時 ②随時	①必要関係機関からのチラシを活用し地域や関係機関へ消費者被害の注意喚起実施。三和地区では消費者トラブルについて講座実施。 ②個別相談はないが、市民生活センターと情報共有している。	①地区定例会や介護サビス事業所へ配布。3/8講座実施。 ②4月1回	①定期購入、訪問購入トラブルをはじめ特殊詐欺案件について地域や関係機関に情報提供を実施。また三和地区において消費者被害に関する出前講座を開催。 ②4月に市民生活センターへ出向き、相談内容の傾向等について共有し、消費者被害の防止活動に役立てることができた。	①②現在の取り組みを継続する。

令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度計画内容		R 5 年度実績		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	必要な職種が連携しながら個別支援を展開していき、地域での多職種連携ネットワークの構築を進める。	①地域ケア会議への専門多職種を招集する。 ②地域ケア会議での介護支援専門員と専門職の交流を通じ、相互の継続的なネットワーク構築を図る。	①地域ケア個別会議(年間予定のもの):5回 ②随時対応(必要時)	①定例の地域ケア推進会議及び地域ケア推進会議を全8回実施。多職種検討形式での会議を通じて、介護支援専門員ら他職種ネットワーク構築を図っている。	①地域ケア個別会議: 定例5回、地域ケア推進会議: 2回 ②地域ケア個別会議: 臨時1回	①医療系専門職、リハビリ専門職、福祉専門職、介護専門職などの専門多職種を招集して会議を開催している。 ②多職種検討による会議を通じ、さまざまな専門職種と顔なじみになることで、支援ネットワークの構築に繋がっている。	①②現在の取り組みを継続する。	
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	北部圏域で活動する介護支援専門員が相互に情報交換や相談ができる機会を提供することで、介護支援専門員間のネットワーク強化を図る。	年間5回 (4/21、6/22、8/18、10/19、1/11)	北部圏域ケアマネ会議を開催する。	社会資源についての意識交換、薬剤師を講師としてとする勉強会、介護支援専門員による事例検討会、医療連携についての検討を実施。1/11については地域ケア推進会議(課題抽出)として開催。	年間4回 (8/18→8/23へ変更実施)	圏域の介護支援専門員アンケータ調査結果を反映し勉強会や事例検討、情報交換等を実施。相互の情報意見交換が多職種とのネットワーク構築の一助となっている。	定例で会議を継続することにより、地域の介護支援専門員同士が相互に情報交換や相談ができるようなネットワーク強化を目指す。	
ウ 日常的個別指導・相談	介護支援専門員としての業務遂行に必要な知識やスキル向上に向けた支援体制を整備する。	年間4回(勉強会または事例検討会)	地域で活動する介護支援専門員を対象とした勉強会や事例検討会を実施する。	社会資源に関する情報交換、薬剤師による勉強会、事例検討会を実施。身寄りのない方への支援として各専門職種や地域住民とさまざまな視点で意見交換を行った。	年間4回 (8/18→8/23へ変更実施)	他分野の学び、事例検討会を実施することで知識向上につなげられている。個別相談から支援の働き掛けを行うことで介護支援専門員としてのスキル向上にも繋がっている。	地域で活躍する介護支援専門員を対象とした勉強会や事例検討会を企画、実施することで、介護支援専門員としての業務遂行に必要な知識やスキル向上に向けた支援体制を整備する。	
エ 支援困難事例等への指導・助言	地域で活動する介護支援専門員からの個別事例に関する相談に対応することで、課題解決に向けた後方支援を行う。	地域ケア会議(年間予定以外のもの):随時	個別事例に関する相談を受けた場合には、必要に応じて地域ケア個別会議を設定し、多職種、多機関での事例検討の場を設けることで、課題解決と相互のスキルアップを目指す。	地域ケア個別会議を1回臨時開催。	地域ケア個別会議 臨時: 1回 同案件 モニタリング3回	介護支援専門員からの個別相談内容に合わせ必要関係機関から参加者を招集し課題解決に向けた会議を設定することで、各専門職種からの迅速な指導、助言に繋がっている。	地域で活躍する介護支援専門員からの個別事例に関する相談に対応することで課題解決に向けた後方支援を行う。	

令和 5 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 5 年度計画		R 5 年度計画内容		R 5 年度実績		課題・評価	R 6 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等				
ア 関係機関との連携	必要に応じて精神科病院や認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チームと連携しながら認知症患者への支援を行う。	随時	受診に繋がらないケース等について、各専門機関へ相談、連携しながら支援する。	なし。	専門チームとの連携には至らなかったが、医療機関や地域関係者との連携により受診に繋がる。同居、身寄りがいないケースについては受診、入院に繋がりにくい。		医療機関との連携を強化し必要なケースに応じて対応していく。	
イ 認知症の人や家族への支援	当事者や家族も含めた地域住民への認知症に関する理解や知識の啓発を推進する。 当事者や家族が相談しやすい環境を整備する。	年2回以上	①包括主催イベントの参加者へアンケートを実施し、地域住民の興味関心に沿った勉強会の開催を企画、実施する。 ②高杉公民館のイベント時に出張相談を実施することで、相談窓口としての地域住民への周知、認知を図る。	①2回(8/30、3/22)、適宜 ②随時	相談において認知症と思われる高齢者との接し方や民生委員の訪問における対応などについて理解が乏しい面があった。地域活動や広報活動において認知症の理解、知識啓発をしていくことが必要。		当事者や家族も含めた地域住民へ認知症に関する理解や知識の啓発と合わせ、地域に向けた認知症に関する相談窓口としての周知及び認知を図る。	
ウ 知識の普及	地域における認知症サポーターの養成を行う。	年間2回以上(目標値:50名)	地区の小中学校の児童生徒も含め、北部圏域での認知症サポーター養成講座を実施する。	2回高杉地区高齢者教室:8名、高杉小学校児童:24名	多世代に渡り認知症対応の意識を持ってもらうことができた。定例会や会議、地域活動等において何気ない会話の中から認知症に関する話題に講座に繋がっている。新和地区では参加者を選定後実施予定となった。		地域からの依頼があれば対応する。また出前講座などの活動について、町会など地域関係者への活動周知を図ること、地域からのサポーター養成講座や各種出前講座の依頼に繋がるよう周知を図る。	

令和5年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料5

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

項目	令和5年度計画		R5年度計画内容		R5年度実績		R6年度の計画、取組
	地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)	地域ケア会議を通じて潜在的な地域課題を抽出する。	実施内容	回数	実施内容	回数	
地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)	①地域ケア会議を通じて潜在的な地域課題を抽出する。 ②日常業務を通じて地域課題の抽出と把握を行う。 ③地域ケア推進会議の機能強化を図る。	①地域ケア会議への地域関係者(民生委員、町会長など)の出席を推進することで、地域の潜在的な課題抽出にも取り組む。 ②総合相談などで支援対応したケースの整理および分析を行い、地域課題の抽出に繋げる。 ③各地区の地域関係者の地域ケア推進会議への出席を広く促進していく。	①地域ケア個別会議:年間5回、地域ケア推進会議:年間1回(いずれも年間予定のもの) ※他、必要時に開催。 ②随時 ③地域ケア推進会議:年1回	①②③開催実施。	①地域ケア個別会議:定例5回、 ②地域ケア個別会議:臨時1回 ③地域ケア推進会議:2回	地区民生委員や町会長に地域ケア会議に出席してもらうことで、介護支援専門員との連携体制の構築や情報共有を図ることができ、地域課題の抽出にも繋がっている。 各地区での課題抽出、地域課題候補の検証を行い、地域づくりについて整理することができた。	現在の取り組みを継続する。
個別支援と地域課題の把握							
7 地域包括支援センターで把握した地域課題	<p>【地域の実態】</p> <p>農村地帯では免許返納、病氣、体力低下、認知機能の低下など何らかの事情により移動手段が限定されることが多くあることから通常時における個人情報の取り扱いについて情報共有する部分の見直しが必要があると思われる。 ・介護、医療、福祉における何らかの理由から身寄りがない、生活保護受給者、障がい者家族など支援を要する者が公平にサービスを利用できない事案も発生することから、市独自の資源開発や各関係機関と情報共有する場の設定が必要と思われる。 ・移動手段困難地域では乗合タクシーの活用方法や周知がデジタル化により浸透していない地区(世帯)もあることから周知方法について検討していく必要があると思われる。</p> <p>【地域課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた場で生活が継続できるように介護予防、健康増進、認知症支援などに関する地域住民のニーズに応じた活動や知識啓発、ネットワークを構築していく必要がある。 ・多世代間と繋がり、住民同士が協働で地域づくりをしていくための支援を図る必要がある。 ・住民全体が社会資源について情報を知り、地域を支えていける周知活動をしていく必要がある。 ・多職種協働による活動を通し、近所付き合いを充実させることで健康や生活に意欲が持てる取り組みをしていく必要がある。 <p>【地域での対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域にあるグループ活動や集り、高齢者の居場所となつていている場へ出向き、介護予防や健康増進、認知症支援などに関する啓発を図る。 ・冬期間の生活が不活発とならないように多職種協働による講座や活動を進めていく。 ・高齢期になつても社会との関わりが乏しくならないように居場所づくりを進めていく。 ・地域包括支援センターからの周知活動を通し、地域が地域を知り、自分たちの地域活性化に繋がられるようにしていく。 <p>【市、関係団体への提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援高齢者の個人情報の取り扱い内容から支援が限定され、孤立を防げないケースが発生することが多くあることから通常時における個人情報の取り扱いについて情報共有する部分の見直しが必要があると思われる。 ・介護、医療、福祉における何らかの理由から身寄りがない、生活保護受給者、障がい者家族など支援を要する者が公平にサービスを利用できない事案も発生することから、市独自の資源開発や各関係機関と情報共有する場の設定が必要と思われる。 ・移動手段困難地域では乗合タクシーの活用方法や周知がデジタル化により浸透していない地区(世帯)もあることから周知方法について検討していく必要があると思われる。 						

令和5年度の運営状況調査結果

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
1-1. 組織・運営体制								
(1)事業を適切に運営するための体制を構築していますか。(令和5年度実績)								
Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. 示された方針に沿って事業計画を策定していない							
	3. 示された方針の内容を理解できなかった							
	4. 市町村から方針が示されていない							
Q11-1	【Q11で「はい」の場合のみ】令和6年度の事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q13	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回出席していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. 設置されているが、出席しないことがある							
	3. 定期的な連絡会合が設置されていない							
(2)担当圏域の現状・ニーズに応じた取組を行っていますか。								
Q14	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報について、Q14-1の1～7のうち、3つ以上提供を受けていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q15	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点目標を設定していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(3)職員の確保・育成を図っていますか。								
Q16	3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)について、必要数を配置していますか。(令和6年4月末時点)	1	1	1	1	2	1	1
	1. 3職種とも、「準ずる者」を除いた状態で必要数を配置できている							
	2. いいえ							
Q17	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
(4)利用者が相談しやすい相談体制を構築できていますか。(令和5年度実績)								
Q19	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知していますか。							
	1. 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、周知している	1	1	1	1	1	1	1
	2. 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置しているが、周知していない							
	3. 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置していない							
Q20	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知していますか。							
	1. 平日以外の窓口(連絡先)を設置し、周知している	1	1	1	1	1	1	1
	2. 平日以外の窓口(連絡先)を設置しているが、周知していない							
	3. 平日以外の窓口(連絡先)を設置していない							
Q21	パンフレットの配布など、センターの周知を行っていますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
1-2. 個人情報の保護(令和5年度実績)								
(1)個人情報保護を徹底していますか。								
Q22	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備していますか。							
	1. 方針に従って、整備している	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q23	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q24	個人情報の保護に関する責任者(常勤)を配置していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q25	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っていますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
1-3. 利用者満足の向上(令和5年度実績)								
(1)利用者の満足度向上のために、相談・苦情対応体制を整備していますか。								
Q26	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられていますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							
(2)安心して相談できるよう、プライバシーの確保を図っていますか。								
Q28	相談者のプライバシーの確保に関する市町村の方針に沿って、プライバシーが確保される環境を整備していますか。							
	1. はい	1	1	1	1	1	1	1
	2. いいえ							

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
2-1. 総合相談支援(令和5年度実績)								
(1)地域における関係機関・関係者のネットワークを構築していますか。								
Q29	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
(2)相談事例の解決のために、必要な対応を行っていますか。								
Q30	相談事例の終結条件を、市町村と共有していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q32	前年度1年間の相談件数を市町村に報告していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q33	前年度1年間に、相談事例解決のために市町村へ支援を要請し、その要請に対し市町村から支援がありましたか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
(3)総合相談支援の中で、家族介護者や複合的な課題を持つ世帯等への支援を推進していますか。								
Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
Q35	介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行っていますか。あてはまるものに「1」を入力(いくつでも選択) 1. 市町村や他分野の相談機関と協議しつつ、対応している 2. 相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容を把握するようにしている 3. その他 4. 特に対応していない	1	1	1	1	1	1	1
2-2. 権利擁護(令和5年度実績)								
(1)成年後見制度の活用を図るための取組を行っていますか。								
Q36	成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準が、市町村から共有されていますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1
(2)高齢者虐待に対して迅速に対応していますか。								
Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有していますか。 1. はい 2. いいえ	1	1	1	1	1	1	1

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(3)消費者被害の防止の取組を行っていますか。								
Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応していますか。	2	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
2-3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援(令和5年度実績)								
(1)介護支援専門員を支援するための体制が構築できていますか。								
Q42	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会の開催計画(令和6年度分)を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q45	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(2)介護支援専門員に対して効果的な相談対応を行っていますか。								
Q47	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握していますか。(経年的とは概ね3年程度)	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
2-4. 地域ケア会議(令和5年度実績)								
(1)個別課題や地域課題の解決のために、関係者との連携の下で地域ケア会議を開催していますか。								
Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されていますか。(令和6年4月末時点)	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知していますか。(令和6年4月末時点)	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q50	センターの主催の地域ケア会議において、個別事例について検討していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q51	センターの主催の地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域課題に関して検討していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(2)個別事例や地域課題の解決のために、地域ケア会議を活用していますか。								
Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重症化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							

評価項目		第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
2-5. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援(令和5年度実績)								
(1)自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント等を行っていますか。								
Q58	自立支援・重症化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知していますか。(令和6年4月末時点)	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがありますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
(2)介護予防ケアマネジメント等の委託を適正に行っていますか。								
Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
3-1. 在宅医療・介護連携(令和5年度実績)								
(1)在宅医療・介護連携の推進に向けた取組を行っていますか。								
Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会に参加していますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							
Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っていますか。	1	1	1	1	1	1	2
	1. はい							
	2. いいえ							
3-2. 認知症高齢者支援(令和5年度実績)								
(1)認知症高齢者を支援するための取組を行っていますか。								
Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っていますか。	2	2	2	1	1	1	2
	1. はい							
	2. いいえ							
3-3. 生活支援体制整備(令和5年度実績)								
(1)生活支援コーディネーターや協議体と連携した取組を行っていますか。								
Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしていますか。	1	1	1	1	1	1	1
	1. はい							
	2. いいえ							

令和5年度に把握した地域課題・取組方針(令和5年度実績報告書より)

	地域の実態	地域課題	地域での対応方針	市、関係団体への提言
第一包括	<p>認知症高齢者が、金銭の管理ができなくなり、金融機関や家族間でトラブルになっている。</p> <p>認知症の人を介護する家族に、認知症への理解不足がみられることより、認知症であることを隠し外出させない、否定し続ける、怒ってばかりいるなど不適切な対応をしている。</p> <p>地域を支える若い世代が少ないため、民生委員の高齢化や欠員が問題視されており、地域活動の担い手が不足している。</p>	<p>①認知症の人を介護をする家族が、認知症の理解や認識が不足し、対応力が十分ではない。</p> <p>②認知症の人が、症状が進行してから受診につながる傾向にある。</p> <p>③各会(子ども会、婦人会、青年部など)単体で地域活動を行なうことが多く、活動の相互支援やつながりが少ない。</p> <p>④民生委員の役割や活動が当事者はもとより、地域住民や専門職に周知されていない。</p>	<p>①地域住民に対し、認知症の症状や対応方法を学習する機会を設ける。</p> <p>②地域共生社会を目指し、地域住民の見守り意識を高めたり、隣近所と協力する意識作りをする。</p> <p>③民生委員とケアマネと一緒に訪問活動するなど、専門職も積極的に地域活動に参加する。</p>	<p>①高齢者歯科検診などの健診と一緒に認知症検査を受ける仕組み作り。</p> <p>②認知症に対する学習や講習の場を必須として義務付ける取り組み。</p> <p>③成年後見制度やアップルハート事業、自立支援事業など、既存の制度や事業の簡素化と拡充。</p> <p>④行政のサービスや相談先の明確化。</p> <p>⑤民生委員の増員、報酬改善、協力体制の確保。</p> <p>⑥個人情報で民生委員に提供できるシステム。</p> <p>⑦民生委員活動の抜本的な改革と地域住民への周知。</p> <p>⑧公民館などの利用無償化。</p>
第二包括	<p>・高齢者、介護をする家族の生活の意向を達成できるだけの家庭、地域の介護力が足りてない。</p> <p>・高齢者を介護する家族が、介護離職により収入が低下したり、社会とのつながりが希薄になっている。</p> <p>・高齢者が課題を抱える子供の主介護者となっており、生活の継続性に困難さがある。</p> <p>・地域住民の介護予防に対する意識が低い。</p> <p>・必要な医療、介護サービスがあっても、本人が拒否的でつなげる事に困難を呈する事が増えている。</p>	<p>・地域で全世代的に介護を身近なものとして考えていく事が必要である。</p> <p>・支援が必要な高齢者に対して、地域で見守りをしていくための働きかけが必要。</p> <p>・互助体制の元で支援者を増やし、協同することで意思決定につなげる。</p>	<p>・地域で高齢者支援に対する理解を深め、対応力を強化する。</p> <p>・支援が必要な高齢者に対して、地域で見守りをしていくための働きかけが必要。</p> <p>・互助体制の元で支援者を増やし、協同することで意思決定につなげる。</p>	<p>・身寄りがなく、判断能力が低下した方への入院、入所等の支援体制を構築する必要がある。</p>
第三包括	<p>①地域住民へ介護予防の重要性や認知症の正しい理解や対応方法が周知されていない。</p> <p>②地域と孤立化した世帯は、支援機関等の情報が届きにくく、セルフネグレクト等の課題が深刻化しやすい。</p> <p>③身寄りのない世帯や多頭飼育等、多種多様な課題を持つ世帯が増えている。</p>	<p>①地域住民に認知症予防、介護予防の重要性が周知されていないと、症状が重症化・深刻化し在宅生活が困難となる。</p> <p>②地域住民等に対して地域包括支援センターが相談窓口、特に支援機関であることの周知が不足。</p> <p>③身寄りのない方への支援や多頭飼育世帯等の様々な課題をもつ世帯があることから、支援者の対応力の向上を図る必要がある。</p>	<p>①地域の公民館等で介護予防教室を開催し、介護予防の重要性を周知する。認知症カフェ(事業名『橙燦カフェ』)を開催、より地域へ理解を広めるため公民館等でも開催し、認知症への正しい理解、対応方法の周知を図る。早期に専門職と関わる機会を持つことで、介護予防や認知症予防を推進し、在宅生活を継続できる地域を目指す。</p> <p>②地域住民やマンション住民、地域住民組織等の各関係機関に対して地域包括支援センターの広報活動を行い、センターの機能等周知を図り、早期相談を促す。各関係機関と連携し、課題の深刻化を防ぐ。</p> <p>③様々な課題に沿った研修会等を開催することで支援者の対応力が向上する。</p>	<p>①若年層の相談の窓口の明確化</p> <p>②認知症の方の早期受診・早期介入・情報発信</p> <p>③身寄りのない方の施設入所の仕組み</p> <p>④ペットの多頭飼いに対する支援</p> <p>⑤社会資源の充実</p> <p>⑥セルフネグレクトに関する多職種連携と支援体制の構築</p>

	地域の実態	地域課題	地域での対応方針	市、関係団体への提言
東部包括	<p>(令和5年度地域ケア推進会議から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利便性から公共交通機関を利用できない為に買い物や通院、他者との交流など外出に困難を感じている高齢者がいる。 ・支援を要する高齢者が自ら助けを求められるとは限らず、また支援者もキーパーソンを把握できない等不安を抱えているケースがみられる。キーパーソンの把握や主介護者不在時の対応に支援者が苦慮している。 ・意欲や心身状態、移動手段などの様々な要因によって他者との交流機会がない高齢者がいる。 ・介護予防、健康増進、自立支援の普及啓発において、高齢者世帯だけでなく全世代に対し発信する必要がある。 ・認知症の人に対する理解が地域住民に不十分と感じる。認知症の方が地域で継続して暮らす為に、高齢者世帯だけでなく全世代に対し認知症への理解を促す必要がある。 	<p>(令和5年度地域ケア推進会議から)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が不足、不十分であり高齢者が外出に困難を感じている。 ・支援を要する高齢者の情報共有と支援者間の連携を強化する必要がある。 ・高齢者が安心して通いつづけられる交流の場所がない。 ・地域で暮らす全世代を対象に介護予防、健康増進、自立支援の理解を促す必要がある。 ・地域で暮らす全世代を対象に認知症の理解を促す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の詳細なニーズの確認と多職種他機関との連携を強化する為、意見交換の場をもうける。 ・生活支援コーディネーターと協働し高齢者の交流の場づくりを推進する。 ・地域の全世代を対象に介護予防、健康増進、自立支援、認知症への理解を促す。 	なし
西部包括	<ol style="list-style-type: none"> ①訪問しても意思疎通困難な高齢者や地域とかかわりを持たず孤立している高齢者が増えている。民生委員の欠員やマンパワーの不足で見守りが不十分になっていて、地域に相談にのってくれる人がいない。見守りがあれば、自宅に退院できる独居高齢者が施設入所に至ってしまう現状がある。 ②地域住民、介護支援専門員等の介護予防・フレイル予防に対する意識の変化が進んでいない。 ③迷子になって問題がおきてからたまたまサポートに登録する人が多い。 	<ol style="list-style-type: none"> ①地域住民へ認知症の理解を促し、専門職とつながる機会を作る必要がある。 ②集いの場を広報し孤立防止していく必要がある。 ③たまたまサポート事業を早期利用できるように普及啓発が必要である。 ④介護予防・自立支援(フレイル予防)に対する意識づけが必要となっている。 	<ol style="list-style-type: none"> ①②西部圏域の事業所一覧や包括広報誌を作成し、集いの場の周知や民生委員、町会長、地域の方が相談しやすい環境づくりをする。 ③各種研修、連絡会等でたまたまサポート事業の説明や認知症サポーター養成講座の広報をする。 ④地域へ介護予防、フレイル予防に対する情報発信、意識の啓発をする。 	・民生委員の欠員の解消
南部包括	<ul style="list-style-type: none"> ・複合的な問題を抱えている世帯や支援を必要としている人が、相談窓口が分からない事で支援に繋がらず重症化してしまう場合がある。 ・相談窓口が分からない。地域包括支援センターは何をする所なのか分からないと言う声がある。 ・認知症の理解不足や対応方法が分からず、早期受診に繋がらなかったり、虐待に発展しそうなケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口が分からない事で支援が必要な方や問題を多く抱える世帯等、相談や支援に繋がっていない。 ・認知症の理解不足や対応方法が分からず、早期受診や治療に繋がっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌を作成し相談窓口や地域包括支援センターの役割を周知する。 ・関係機関と連携し地域全体で支援に繋げる取組を行う。 ・地域や学校へ認知症サポーター養成講座の周知活動を行う。 ・チームオレンジと協力し認知症カフェを行い認知症の人と家族を支援する。 	・様々な事由により、行き場のない高齢者を一時的に保護するシェルターの機能を持つ資源を整備して欲しい。
北部包括	<p>農村地帯では免許返納、病氣、体力低下、認知機能の低下など何らかの事情により移動手段が限定されることで日常生活の利便性が低下する。公共交通機関の減少、減便から外出機会が少なくなり家で過ごす時間が多くなりフレイル状態が常態化している。町内会や自治会に携わる人たちも高齢化が深刻となり地域での担い手が不足していることが現状だが、住民同士が地域の活性化を望み小地域の居場所づくりや外出機会となる活動を期待する声が聞かれる。介護、医療、福祉などの社会資源が乏しく必要と思われる支援が入りにくいことから住み慣れた場での生活が困難となり住み替えが余儀なくされる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた場で生活が継続できるように介護予防、健康増進、認知症支援などに関する地域住民のニーズに応じた活動や知識啓発、ネットワークを構築していく必要がある。 ・多世代間と繋がり、住民同士が協働で地域づくりをしていくための支援を図る必要がある。 ・住民全体が社会資源について情報を知る機会を作り、地域を支えていく周知活動をしていく必要がある。 ・多職種協働による活動を通し、近所付き合いを充実させることで健康や生活に意欲が持てる取り組みをしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にあるグループ活動や集り、高齢者の居場所となっている場へ出向き、介護予防や健康増進、認知症支援などに関する啓発を図る。 ・冬期間の生活が不活発とならないように多職種協働による講座や活動を進めていく。 ・高齢期になっても社会との関わりが乏しくならないように居場所づくりを進めていく。 ・地域包括支援センターからの周知活動を通し、地域が地域を知り、自分たちの地域活性化に繋がられるようにしていく。 	<p>支援高齢者の個人情報の取り扱い内容から支援が限定され、孤立を防げないケースが発生するそのため支援が遅れることが多くあることから通常時における個人情報の取り扱いについて情報共有する部分に関し見直ししていく必要があると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護、医療、福祉における何らかの理由から身寄りがない、生活保護受給者、障がい者家族など支援を要する者が公平にサービスを利用できない事例も発生することから、市独自の資源開発や各関係機関と情報共有する場の設定が必要と思われる。 ・移動手段困難地域では集合タクシーの活用方法や周知がデジタル化により浸透していない地区(世帯)もあることから周知方法について検討していく必要があると思われる。

令和5年度地域包括支援センター収支決算

(1) 包括的支援事業

(単位:円)

	第一地域包括 支援センター		第二地域包括 支援センター		第三地域包括 支援センター		東部地域包括 支援センター		西部地域包括 支援センター		南部地域包括 支援センター		北部地域包括 支援センター		合計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
収入																
市委託料	32,341,000	79.9%	25,370,000	86.8%	39,903,000	80.2%	37,752,000	88.3%	26,930,000	96.4%	41,163,000	83.2%	30,491,000	90.4%	233,950,000	85.6%
ケアマネジメント収入	8,113,500	20.1%	3,844,500	13.2%	9,843,340	19.8%	5,020,600	11.7%	1,005,240	3.6%	8,313,580	16.8%	3,220,000	9.6%	39,360,760	14.4%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
収入合計	40,454,500		29,214,500		49,746,340		42,772,600		27,935,240		49,476,580		33,711,000		273,310,760	
支出																
人件費	32,685,446	80.8%	21,164,616	83.4%	38,681,507	95.8%	28,027,599	65.5%	20,835,292	74.6%	31,828,033	69.8%	21,667,700	64.3%	194,890,193	76.1%
事務費	2,169,132	5.4%	1,482,770	5.8%	393,985	1.0%	5,328,942	12.5%	1,334,261	4.8%	7,248,886	15.9%	2,380,500	7.1%	20,338,476	7.9%
管理費	1,781,740	4.4%	282,614	1.1%	76,981	0.2%	2,111,109	4.9%	1,765,687	6.3%	2,504,595	5.5%	2,017,800	6.0%	10,540,526	4.1%
委託料	3,818,182	9.4%	2,440,000	9.6%	740,000	1.8%	4,099,000	9.6%	4,000,000	14.3%	4,022,244	8.8%	7,560,000	22.4%	26,679,426	10.4%
その他	0	0.0%	0	0.0%	473,000	1.2%	3,205,950	7.5%	0	0.0%	0	0.0%	85,000	0.3%	3,763,950	1.5%
支出合計	40,454,500		25,370,000		40,365,473		42,772,600		27,935,240		45,603,758		33,711,000		256,212,571	

(2) 介護予防支援事業

(単位:円)

	第一地域包括 支援センター		第二地域包括 支援センター		第三地域包括 支援センター		東部地域包括 支援センター		西部地域包括 支援センター		南部地域包括 支援センター		北部地域包括 支援センター		合計	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
収入																
ケアマネジメント収入	15,268,560	100.0%	13,478,760	99.9%	19,215,220	98.4%	6,907,880	61.3%	11,248,080	98.2%	11,668,520	99.9%	8,270,000	89.1%	86,057,020	93.6%
その他	0	0.0%	14,107	0.1%	304,027	1.6%	4,353,720	38.7%	208,169	1.8%	15,400	0.1%	1,016,000	10.9%	5,911,423	6.4%
収入合計	15,268,560		13,492,867		19,519,247		11,261,600		11,456,249		11,683,920		9,286,000		91,968,443	
支出																
人件費	11,174,460	73.2%	9,574,784	71.0%	9,163,139	61.0%	4,941,645	42.7%	5,888,974	87.0%	16,038,896	92.5%	7,498,300	80.7%	64,280,198	72.4%
事務費	975,744	6.4%	1,363,932	10.1%	2,166,920	14.4%	333,375	2.9%	206,766	3.1%	805,432	4.6%	264,500	2.8%	6,116,669	6.9%
管理費	998,986	6.5%	216,232	1.6%	423,392	2.8%	44,547	0.4%	165,284	2.4%	278,288	1.6%	224,200	2.4%	2,350,929	2.6%
委託料	2,119,370	13.9%	2,020,810	15.0%	2,964,354	19.7%	6,245,298	54.0%	507,276	7.5%	224,662	1.3%	1,284,000	13.8%	15,365,770	17.3%
その他	0	0.0%	317,109	2.4%	300,000	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	15,000	0.2%	632,109	0.7%
支出合計	15,268,560		13,492,867		15,017,805		11,564,865		6,768,300		17,347,278		9,286,000		88,745,675	

令和6年度 地域包括支援センター事業計画(全体)

(令和6年4月1日現在)	第一	第二	第三	東部	西部	南部	北部
保健師等	2	2	2	3	1	1	1
社会福祉士	2	1	4	2	2	4	1
主任ケアマネ	1	1	2	1	1	2	2
予防給付プラン担当	3	3	3	1	2	3	2
その他	1	0	1	2	1	1	0
ランチ数	2	2	2	2	2	1	4

令和6年度の活動方針(地域課題・目標)			
	地域の実態	地域課題	目 標
第一包括	① 病気に関する知識不足や支援拒否により、当事者自身や家族内で抱え込んでおり、身体的・精神的に重症化した状態で相談につながるケースが多い。	① 支援を必要とする高齢者の多くは他者とのつながりが希薄であり、相談先へのアクセスが困難であることから、早期に相談につながるような取り組みが必要である。	① 高齢者名簿から地域状況を分析し、効率的なアウトリーチ活動を実施する。 ② 町内会や民生委員との連携を強化し、気になる方へのかかわりを早期に実施する。
第二包括	・高齢者、介護をする家族の生活の意向を達成できるだけの家庭、地域の介護力が足りてない。 ・高齢者が課題を抱える子供の主介護者となっており、生活の継続性に困難さがある。 ・地域住民の介護予防に対する意識が低い。 ・必要な医療、介護サービスがあっても、本人が拒否的でつなげることができない。	・地域で全世代的に介護を身近なものとして考えていく事が必要である。	・地域へ発信できる場を多くもつ事で介護予防の知識を浸透させる。 ・互助体制の視点で支援者を増やし、協同する事で高齢者支援に対する理解を深め対応力を強化する。
第三包括	① 地域住民へ介護予防の重要性や認知症の正しい理解や対応方法が周知されていない。 ② 地域と孤立化した世帯は、支援機関等の情報が届きにくく、セルフネグレクト等の課題が深刻化しやすい。 ③ 身寄りのない世帯や多頭飼育等、多種多様な課題を持つ世帯が増えている。	① 地域住民に認知症予防、介護予防の重要性が周知されていないと、症状が重症化・深刻化し在宅生活が困難となる。 ② 地域住民等に対して地域包括支援センターが相談窓口、特に支援機関であることの周知が不足。 ③ 身寄りのない方への支援や多頭飼育世帯等の様々な課題をもつ世帯があることから、支援者の対応力の向上を図る必要がある。	① 地域の公民館等で介護予防教室を開催し、介護予防の重要性を周知する。認知症カフェ(事業名『橙燦カフェ』)を開催、より地域へ理解を広めるため公民館等でも開催し、認知症への正しい理解、対応方法の周知を図る。早期に専門職と関わる機会を持つことで、介護予防や認知症予防を推進し、在宅生活を継続できる地域を目指す。 ② 地域住民やマンション住民、地域住民組織等の各関係機関に対して地域包括支援センターの広報活動を行い、センターの機能等周知を図り、早期相談を促す。各関係機関と連携し、課題の深刻化を防ぐ。 ③ 様々な課題に沿った研修会等を開催することで支援者の対応力が向上する。
東部包括	・利便性から公共交通機関を利用できない為に買い物や通院、他者との交流など外出に困難を感じている高齢者がいる。 ・支援を要する高齢者が自ら助けを求められずとはならず、また支援者もキーパーソンを把握できない等不安を抱えているケースがみられる。キーパーソンの把握や主介護者不在時の対応に支援者が苦慮している。 ・意欲や心身状態、移動手段などの様々な要因によって他者との交流機会がない高齢者がいる。 ・介護予防、健康増進、自立支援の普及啓発において、高齢者世帯だけでなく全世代に対し発信する必要がある。 ・認知症の人に対する理解が地域住民に不十分と感じる。認知症の方が地域で暮らす為に、高齢者世帯だけでなく全世代に対し認知症への理解を促す必要がある。	① 支援を要する高齢者の情報共有と支援者間の連携を強化する必要がある。 ② 高齢者が安心して通いつづけられる交流の場所がない。 ③ 介護予防、健康増進、自立支援、認知症についての理解が不足している。	① 地域課題の詳細なニーズの確認と多職種他機関との連携を強化する為、意見交換の場をもうける。 ② 生活支援コーディネーターと協働し高齢者の交流の場づくりを推進する。 ③ 地域の全世代を対象に介護予防、健康増進、自立支援、認知症への理解を促す。

令和6年度の活動方針(地域課題・目標)			
	地域の実態	地域課題	目 標
西部包括	<p>①訪問しても意思疎通困難な高齢者や地域とかかわりを持たず孤立している高齢者が増えている。民生委員の欠員やマンパワーの不足で見守りが不十分になっていて、地域に相談のしてくれる人がいない。見守りがあれば、自宅に退院できる独居高齢者が施設入所に至ってしまう現状がある。</p> <p>②地域住民、介護支援専門員等の介護予防・フレイル予防に対する意識の変化が進んでいない。</p> <p>③迷子になって問題がおきてからたたいまサポートに登録する人が多い。</p>	<p>①地域住民へ認知症の理解を促し、専門職とつながる機会を作る必要がある。</p> <p>②集いの場を広報し孤立防止していく必要がある。</p> <p>③たたいまサポート事業を早期利用できるように普及啓発が必要である。</p> <p>④介護予防・自立支援(フレイル予防)に対する意識づけが必要となっている。</p>	<p>①西部圏域の事業所一覧や包括広報誌を作成し、集いの場の周知や民生委員、町会長、地域の方が相談しやすい環境づくりをする。</p> <p>②各種研修、連絡会等でたたいまサポート事業の説明や認知症サポーター養成講座の広報をする。</p> <p>③地域へ介護予防、フレイル予防に対する情報発信、意識の啓発をする。</p>
南部包括	<p>・複合的な問題を抱えている世帯や支援を必要としている人が相談窓口が分からない事で支援に繋がらず重症化してしまう場合がある。</p> <p>・相談窓口が分からない。地域包括支援センターは何をする所なのか分からないと言う声がある。</p> <p>・認知症の理解不足や対応方法が分からず早期受診に繋がらなかったり、虐待に発展しそうなケースもある。</p>	<p>①相談窓口が分からない事で支援が必要な方や多くの問題を抱える世帯等、相談や支援に繋がっていない。</p> <p>②認知症の理解不足や対応方法が分からない事で早期受診や治療に繋がっていない。</p>	<p>①地域包括支援センターの役割を周知するため広報誌を作成し町会へ回覧する。出前講座や定例会、各会議で包括の役割を情報発信していく。</p> <p>②認知症サポーター養成講座の周知活動を行い幅広い世代で対応を学ぶ機会に繋げる。またチームオレンジと協力して認知症カフェを開催し認知症予防や居場所に繋がる取組を行う。</p>
北部包括	<p>・介護従事者はじめ他職種、町会、地域住民より社会資源が乏しく、公共交通機関での移動が困難な高齢者がいる、身寄りがいないまたは家族が遠方にいることで支援が遅れるとの意見がある。</p> <p>・高齢者同士の近隣交流はあるが、世代間での近隣交流は希薄している。介護をはじめ認知症及び健康に関する認識が薄い、集会所での活動がなく家で過ごす高齢者も多いなどの意見から集会所単位での活動を行政に作り出して欲しいという意見がある。</p>	<p>・誰でも歩いて行ける場所での活動を実施していくことが必要。</p> <p>・介護をはじめとする認知症及び健康などに関する情報提供や実体験を通し自分の体を知る機会を作ることが必要。</p> <p>・地域住民が活用できる社会資源を知り、住民同士が行動できるような体制作りが必要。</p>	<p>・住民同士が交流できる居場所を作り、地域ニーズに合わせた講座を開催し知識啓発を図る。</p> <p>・介護や認知症、健康などに関する相談会を実施し、重症化及び早期発見・予防に繋げる。</p> <p>・幅広い年層へ認知症サポーター養成講座を実施し、興味関心を持ってもらい知識啓発を図る。</p> <p>・地域包括支援センターの活動内容や地域資源を周知活動を通して地域に認識してもらおう。</p>

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

職員配置 (R.6.4.1現在)	保健師	2人	予防給付プラン担当	3人	プラン手数
	社会福祉士	2人	その他(センターの他職種業務以外のもの)	1人	2
	主任ケアマネ	1人			箇所

令和6年度の活動方針(地域課題・目標)		令和6年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態	<p>① 病気に関する知識不足や支援拒否により、当事者自身や家族内で抱え込んでおり、身体的・精神的に重症化した状態が相次いで相談につなげられるケースが多い。</p>		
地域課題	<p>① 支援を必要とする高齢者の多くは他者とのつながりが希薄であり、相談先へのアクセスが困難であることから、早期に相談につなげるような取り組みが必要である。</p>		
目標	<p>① 高齢者名簿から地域状況を分析し、効率的なアウトリーチ活動を実施する。 ② 町内会や民生委員との連携を強化し、気になる方へのかわりを早期に実施する。</p>		

項目	令和6年度計画		R6年度実績		R7年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チエックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	<p>総合事業のスムーズな利用に向け た支援を行う。</p>		<p>① 制度説明や基本チエックリストを実施し、地域の社会資源の活用も含めたマネージメントを実施する。</p>		
ア					

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

項目	令和6年度計画	R6年度計画内容		R6年度実績 回数等	課題・評価	R7年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
ア	地域・各関係機関との関係づくり、ネットワーク構築に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ①民生委員定例会への参加や、地区会長と情報交換を行う。 ②商業施設や金融機関との情報交換を行う。 ③津軽地域ケアネットワーク定例会等への参加と情報提供を行う。 ④圏域グループホーム等運営推進会議へ参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①年1回以上 ②年1回以上 ③年2回以上 ④開催時 			
イ	地域住民や民生委員、その他関係機関と連携を強化し、実態把握に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ①在宅介護支援センターと連携し高齢者の実態を把握する。 ②町内会や民生委員と連携を強化し実態把握を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ①連携会議 月1回開催 ②町内会や民生委員との情報交換の件数:年4回以上 			
ウ	<ul style="list-style-type: none"> ①三職種が切れ目なく対応できるように情報共有を強化し、他機関への情報提供や関係機関への紹介をスムーズに行う。 ②窓口周知に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ①毎朝のミーティングとデータを活用し情報や支援の方向性を包括内で共有し対応する。 ②圏域内事業所・地域関係者等へパンフレットを配布し情報提供を呼び掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ①毎日 ②随時 			

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和6年度計画	R6年度計画内容		R6年度実績回数等	課題・評価	R7年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
ア 成年後見制度の活用促進	①成年後見制度について普及啓発を図る。 ②成年後見制度に関する相談・申立て支援を、必要時圏域権利擁護センターと連携して行う。	①民生委員定例会、グループホーム運営推進会等での広報や関係機関への資料提供をする。 ②相談、申し立て支援を行う。	①年4回以上 ②随時			
イ 老人福祉施設等への措置の支援	措置を要するケースが発生した場合は、市の関係部署と連携し対応する。	①市の関係部署、受け入れ措置施設と連携し対応する。	①随時			
ウ 高齢者虐待への対応	養護者による高齢者虐待に関わる通報を受けた場合は、速やかに対応する。	①虐待対応マニュアルに基づき関係部署と連携し対応する。 ②必要時、個別ケース会議を開催し支援方法を検討する。	①随時 ②随時			
エ 困難事例への対応	事実確認後、課題を整理し支援の方向性を関係者で協議する。	①包括内三職種カンファレンスや地域ケア個別会議、担当者会議を開催することで課題を整理し、支援方法を検討する。	①随時			
オ 消費者被害の防止	消費者被害に関する最新情報を把握し、住民に伝達する体制を構築する。	①市民生活センターからの最新情報を民生委員を通じて住民に提供する。 ②消費者被害に関する相談は市民生活センターと連携して行う。	①年1回以上 ②随時			

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和 6 年度計画		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を構築する。	① 他職種・他機関と連携し、地域ケア個別会議や推進会議を開催する。 個別：年4回以上 推進：年2回				
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換できる場として、定期的に連絡会を開催し、相互の連携を図る。	① リーダー会議を実施し、介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。 ① 会議：年2回以上				
ウ 日常的個別指導・相談	介護支援専門員への個別指導・相談に対応し、円滑に業務が行えるよう支援する。	① 個別相談 ② 介護支援専門員対象の学習会や意見交換会を開催する。				
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員への効果的な支援を行う。	① 同行訪問、関係機関とのネットワークを生かした具体的な支援方針の検討や後方支援を行う。 ② 困難事例については、地域ケア個別会議の活用を提案し実施する。				

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和6年度計画	R6年度計画内容		R6年度実績回数等	課題・評価	R7年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
ア 関係機関との連携	市内認知症地域支援推進員と連携し地域住民による高齢者の見守り活動(第一包括わんわんパトロール隊)を実施する。	①市内認知症地域支援推進員との情報交換を行う ②事前学習として認知症サポーター養成講座を位置づけ実施する。 ③第一包括わんわんパトロール隊登録者の名簿管理をする。 ④フォローアップ研修を実施する。	①年1回以上 ②年1回以上 ③登録者30名以上 ④年1回以上			
イ 認知症の人や家族への支援	認知症に関する住民教育や早期相談の場所として認知症カフェを定期開催する。	①認知症カフェを青森県作業療法士会の指導助言をいただき開催する。 ②参加者拡大に向け、認知症カフェを周知する。	①年10回 ②SNSへの投稿:年10回以上 チラシ配布:20枚以上			
ウ 知識の普及	認知症サポーター養成講座を開催しサポーターを増やす。	①認知症サポーター養成講座を周知するためSNSを活用する。 ②認知症サポーター養成講座を開催する。 ③フォローアップ研修を実施する。	①年間投稿数5回以上 ②年2回以上 ③年1回以上			

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市第一地域包括支援センター

項目	令和6年度計画		R6年度実績		課題・評価	R7年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)	<p>①地域ケア個別会議は定期開催を基本とするが、要望があった際は随時開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。</p> <p>②自立支援型のケア会議を開催し本人の自立支援や重度化防止を図る。</p>	<p>① 年4回</p> <p>② 年2回</p> <p>③ 年1回以上</p>	<p>① 年4回</p> <p>② 年2回</p> <p>③ 年1回以上</p>			
7 地域包括支援センターで把握した地域課題	【地域の実態】					
	【地域課題】					
	【地域での対応方針】					
	【市、関係団体への提言】					

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

職員配置 (R6.4.1現在)	保健師 2人 社会福祉士 1人 主任ケアマネ 1人	予防給付プラン担当 3人	プラン手数 2箇所
		その他(センターの他職種業務以外のもの) 0人	

令和6年度の活動方針(地域課題・目標)		令和6年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、介護をする家族の生活の意向を達成できるだけの家庭、地域の介護力が足りてない。 高齢者が課題を抱える子供の主介護者となり、生活の継続性に困難さがある。 地域住民の介護予防に対する意識が低い。 必要な医療、介護サービスがあっても、本人が拒否的であつてあげることができない。 		
地域課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域で全世代的に介護を身近なものとして考えていく事が必要である。 		
目標	<ul style="list-style-type: none"> 地域へ発信できる場を多くもつ事で介護予防の知識を浸透させる。 互助体制の視点で支援者を増やし、協同する事で高齢者支援に対する理解を深め対応力を強化する。 		

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)			
項目	令和6年度計画	R6年度実績	
		R6年度計画内容 回数等	R6年度実績 回数等
基本 チエックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	・介護予防日常生活支援総合事業について趣旨を説明し、本人の自立支援と重度化防止、セルフケアの重要性が認識できるよう支援スームズな利用を図る。	R6年度計画内容 介護予防・日常生活支援総合事業を推奨し、希望者には基本チエックリストを実施し該当者には適切、円滑な介護予防サービス支援計画書を作成する。	R6年度実績 回数等 随時
ア			

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

項目	令和6年度計画		R6年度実績		課題・評価	R7年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
ア 地域におけるネットワーク構築	<p>地域・各関係機関との関係づくり、ネットワークづくりの努める。</p>	<p>①民生委員定例会への参加。 ②公民館や町会など地域行事への参加。 ③圏域内、地域密着型サービス運営推進会議に参加する。</p>	<p>回数等 ①定例会各地区年:1回 (藤代・城西・西地区) ②随時 ③地域密着型サービス運営推進会議 計54回</p>			
イ 実態把握	<p>地区住民・民生委員・在宅介護支援センター、その他の関係機関からの情報提供により地域の実態把握に努める。</p>	<p>在宅介護支援センターと連携しながら、地区住民やその他の関係機関からの情報提供により実施する。 また必要時安心カードの配布やエンディングノート活用等も併せて周知する。</p>	<p>①在宅介護支援センター連絡年:4回 ②実態把握年間:250件</p>			
ウ 総合相談	<p>総合相談窓口としての役割を周知していく。 多様な相談内容に対して、適宜状況把握を行い、相談内容に即したサービスまたは、各種制度に関する状況提供、適切な機関への紹介を行う。</p>	<p>地域の行事や集会などに積極的に参加し、包括支援センターの活動を周知していく。 多様な相談内容に対して、速やかに対応しているよう、職員間で情報を共有し調整していく。</p>	<p>随時</p>			

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績 回数等	課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
ア 成年後見 制度の活 用促進	民生委員定例会、地域包括支援センター主催の行事、町会等主催の行事、地域密着型サービスの運営推進会議等で成年後見制度の説明を行う。	各関係機関との連携、正しい情報の提供、必要なる際の申立の援助を行う。	随時			
イ 老人福祉 施設等へ の措置の 支援	緊急対応が必要な高齢者に対しては市に状況を報告し、協議しながら対応する。	老人福祉施設等への措置が必要な場合は市に報告し実施を求める。	随時			
ウ 高齢者虐 待への対 応	養護者による高齢者虐待が疑われる際には速やかにマニュアルに沿って対応する。	養護者による高齢者虐待が疑われる際には市に報告し、協議しながらマニュアルに沿って対応していく。	随時			
エ 困難事例 への対応	速やかに事実を確認、関係者間で協議し、対応する。	地域ケア会議等を活用し、個別課題の解決、対応力強化を図る。	随時			
オ 消費者被 害の防止	市民生活センター、青森県消費者センターと連携を図り、予防に努める。	各関係機関との情報共有を行い予防に努める。被害が疑われた場合は速やかに対応する。	随時			

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)

項目	令和6年度計画		R6年度実績		課題・評価	R7年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 包括的・継続的ケア体制の構築	地域の介護支援専門員が多職種・多機関との連携や協働しやすい体制を構築する。	多職種・多機関合同の研修会や地域ケア会議を開催し、意見交換のできる場を設定する。	①合同研修会 年:1回 ②地域ケア会議:6回 (個別4回、推進2回)			
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	地域の介護支援専門員相互の情報交換が行える場を設定し、介護支援専門員の連携強化を図る。	地域の介護支援専門員を定期的に連絡会を開催する。又、資質向上を目的として研修会の実施や制度、施策等に関する情報提供を行う。	連絡会 年:5回			
ウ 日常的個別指導・相談	専門的な見地から個別指導や相談対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できるように支援する。	日常的な連携に加え、定期的な連絡会等を通して、相談しやすい環境を整える。	①連絡会 年:5回 ②地域ケア個別会議 年:4回			
エ 支援困難事例等への指導・助言	支援困難事例を抱える介護支援専門員の不安を軽減し、効果的な支援を行う。	①相談内容に応じて各専門職の専門性を生かして対応する。 ②各専門職や関係機関と連携のもとに具体的な支援方針を検討し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催する。	①随時 ②必要時			

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	
ア	<p>①認知症疾患医療センターや認知症協力医療機関、認知症初期集中支援チーム等と連携しながら、本人家族への相談支援を行う。</p> <p>②ケアパス等の情報連携ツールや認知症初期集中支援チームについて地域住民や関係機関へ周知し連携していく。</p>	<p>①必要に応じて医療・介護等の関係機関と情報を共有して対応していく。</p> <p>②認知症関連の会議や研修会に参加する。</p>	<p>①随時</p> <p>②随時</p>	
イ	<p>家族や本人の支援については介護に関する相談や支援を行い、認知症の人やその家族が、地域の中で交流や情報を共有できるような場を提供する。</p>	<p>①認知症の研修会や「認知症の人と家族のつどい」等に参加。</p> <p>②認知症カフェを開催する。</p>	<p>①1回</p> <p>②認知症カフェ：年3回</p> <p>③相談は随時</p>	
ウ	<p>①認知症サポーター養成講座を開催し、サポーター増を目指す。</p> <p>②地域住民へ認知症についての知識の普及を図る。</p>	<p>①住民や企業・職域団体、学校に対してサポーター養成講座についての案内を行い、受講を働きかけていく。</p> <p>②地域包括支援センター主催の行事や研修会開催。</p>	<p>①広報活動 ・藤代地区 ・西地区 ・城西地区 目標サポーター数：50名</p> <p>②2回</p>	

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市第二地域包括支援センター

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等		
6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)	<p>①地域ケア個別会議は定例開催と支援困難事例への対応としての随時開催を行う。</p> <p>②地域密着型サービスの運営推進会議や地域の行事、会合等日頃の活動を通して住民からニーズの把握を行う。</p>	<p>①地域ケア個別会議、地域ケア推進会議を開催する。</p>	<p>回数等</p> <p>①地域ケア個別会議:4回 その他 ②地域ケア推進会議:2回</p>		
7 地域包括支援センターで把握した地域課題	【地域の実態】				
	【地域課題】				
	【地域での対応方針】				
	【市、関係団体への提言】				

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

職員配置 (R.6.4.1現在)	保健師	2人	予防給付プラン担当	3人	ランチ数
	社会福祉士	4人	その他(センターの他職種業務以外のもの)	1人	2
	主任ケアマネ	2人			箇所



令和6年度の活動方針(地域課題・目標)		令和6年度目標に対する取り組みの評価	
<p>地域の実態</p> <p>①地域住民へ介護予防の重要性や認知症の正しい理解や対応方法が周知されていない。</p> <p>②地域と孤立化した世帯は、支援機関等の情報が届きにくく、セルフネグレクト等の課題が深刻化しやすい。</p> <p>③身寄りのない世帯や多頭飼育等、多種多様な課題を持つ世帯が増えている。</p> <p>地域課題</p> <p>①地域住民に認知症予防、介護予防の重要性が周知されていないと、症状が重症化・深刻化し在宅生活が困難となる。</p> <p>②地域住民等に対して地域包括支援センターが相談窓口、特に支援機関であることの周知が不足。</p> <p>③身寄りのない方への支援や多頭飼育世帯等の様々な課題をもつ世帯があることから、支援者の対応力の向上を図る必要がある。</p> <p>目標</p> <p>①地域の公民館等で介護予防教室を開催し、介護予防の重要性を周知する。認知症カフェ(事業名『橙燦カフェ』)を開催、より地域へ理解を広めるため公民館等でも開催し、認知症への正しい理解、対応方法の周知を図る。早期に専門職と関わる機会を持つことで、介護予防や認知症予防を推進し、在宅生活を継続できる地域を目指す。</p> <p>②地域住民やマンション住民、地域住民組織等の各関係機関に対して地域包括支援センターの広報活動を行い、センターの機能等周知を図り、早期相談を促す。各関係機関と連携し、課題の深刻化を防ぐ。</p> <p>③様々な課題に沿った研修会等を開催することで支援者の対応力が向上する。</p>			

項目	令和6年度計画		令和6年度実績		R7年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チェックリストに係るケアマネジメント	総合事業のスムーズな利用に向けた支援を行う。	2週間以内	制度の説明、基本チェックリストを実施、地域の社会資源を含む情報を提供し、マネジメントをする。		

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)

項目	令和6年度計画		R6年度実績		課題・評価	R7年度の計画、取組
	内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	<p>①関係機関、住民組織と連携し、協働して地域住民へ支援できるような関係作りを行う。</p> <p>②介護予防についての知識を広げ、地域高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを実施する。</p>	<p>①年4回以上</p> <p>②2回</p>	<p>①民生委員児童委員協議会定例会、町会連合会など地域の集いへ生活支援コーディネーターと参加し、連携強化を図る。</p> <p>②地域住民の集い等を活用し、公民館等において介護予防教室を行う。</p>			
イ 実態把握	<p>高齢者の地域からの孤立・孤独死防止、重度化防止、支援を要する高齢者の早期発見・早期対応を行う。</p>	<p>随時</p>	<p>高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。</p>			
ウ 総合相談	<p>①的確な状況把握を行い、相談内容に応じた情報提供や関係機関の紹介を行う。</p> <p>②地域の関係機関、市営住宅、マンション、金融機関、郵便局、医療機関などに広報活動を行い、認知症高齢者や要支援者の早期発見や虐待防止を図るため、相談しやすい窓口をめざす。</p>	<p>①随時</p> <p>②ア・年4回以上</p> <p>イ・年1回</p> <p>ウ・年1回</p> <p>エ・年30カ所</p>	<p>①関係機関と連携、必要な支援に繋ぐ。</p> <p>②ア・民生委員協議会、町会連合会にてパンフレット配布や地域包括支援センターの活動紹介を行う。</p> <p>イ・広報紙を町内会回覧板にて広報する。</p> <p>ウ・回覧が回らない市営住宅やマンション等へ広報する。</p> <p>エ・金融機関や医療機関等へパンフレットの設置協力を依頼する。</p>			

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和6年度計画	R6年度計画内容		課題・評価	R7年度の計画、取組
		実施内容	回数等		
ア 成年後見 制度の活 用促進	①成年後見制度の広報活動を行 い、制度の普及啓発を図る。 ②成年後見制度の活用が必要な場 合は、相談、申立てにつながらるよう 支援する。	①地域高齢者集会、民 児協例会等にて広報 ②相談、申立ての支援を 行う。	①年4回 ②随時		
イ 老人福祉 施設等へ の措置の 支援	措置を要するケースが発生した場合 には、弘前市の関係部署と連携を 図り、対応する。	弘前市関係部署、受け 入れ措置施設と連携を 図り対応する。	随時		
ウ 高齢者虐 待への対 応	養護者による高齢者虐待に係る通 報等を受けた後は、速やかに対応 する。また高齢者虐待防止の周知を 図る。	①弘前市の虐待マニユ アルに基づき、関係部署 と連携を図り対応する。 ②必要に応じて、虐待対 応ケース会議を開催、支 援方法を検討する。 ③民児協例会等にて 高齢者虐待防止の啓発 を行う。	①②随時 ③年4回		
エ 困難事例 への対応	事実確認後、課題を把握し、援助の 方向性(支援策)を関係者間で協議 する。	個別ケース会議を開催、 支援を阻害している要 因、課題と整理、支援方 法を検討する。	随時		
オ 消費者破 害の防止	弘前市市民生活センターや警察か ら情報収集や連携を図り対応する。 また電話や窓口にて消費者被害に 関する情報を把握したら、民生委 員、介護支援専門員、在宅介護支 援センターなどへ情報提供を行う。	地域高齢者集会、民児 協例会などで情報提 供、予防啓発する。	年4回		

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

項目	令和6年度計画		R6年度実績		課題・評価	R7年度の計画、取組
	令和6年度計画	R6年度計画内容	R6年度実績内容	回数等		
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
ア 包括的・継続的なケア体制の構築	<p>① 地域の介護支援専門員が関係機関とスムーズな連携が出来るよう支援する。</p>	<p>① 地域の介護支援専門員が関係機関とスムーズな連携が出来るよう支援する。</p>	<p>① 介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握する。</p> <p>② 地域課題や介護支援専門員からの要望に基づき『民生委員』との意見交換会を企画・実施する。</p>	<p>年3回</p>		
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	<p>① 地域の介護支援専門員と連携を強化する。</p> <p>② 日常業務について意見交換できる場を設定する。</p>	<p>① 介護支援専門員及び主任介護支援専門員の人数を把握する。</p> <p>② 地域課題や介護支援専門員からの要望に基づき『民生委員』との意見交換会を企画・実施する。</p>	<p>① 上半期1回</p> <p>② 下半期年1回</p>			
ウ 日常的個別指導・相談	<p>地域ケア個別会議を活用し、個別支援の中で、気づきや学びが得られるよう支援する。</p>	<p>介護支援専門員相互、多職種からの助言を得られるよう地域ケア個別会議を開催する。</p>	<p>年6回</p>			
エ 支援困難事例等への指導・助言	<p>介護支援専門員への効果的な支援を行う。</p>	<p>① 同行訪問、関係機関とのネットワークを活かし、具体的な支援方針を検討、後方支援を実施する。</p> <p>② 困難事例については、地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。</p>	<p>① ② 随時</p>			

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等	
ア 関係機関との連携	<p>①認知症地域支援推進員として、地域の関係機関、認知症患者医療センターと連携・ネットワーク作りを行う。</p> <p>②認知症初期集中支援チームと連携する。</p>	<p>①地域住民組織等に対して認知症施策、ケアパス、認知症初期集中支援チーム、認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)、等について広報する。</p> <p>②必要時、チームに支援を相談。訪問支援対象者について、課題を整理し、情報共有、支援協力をする。</p>	<p>回数等</p> <p>①年4回 ②随時</p>	
イ 認知症の人や家族への支援	<p>①認知症の人やその家族、地域住民が集い、学びや情報交換、気軽に相談できる場を提供する。</p>	<p>①ア・弘前学院大学で認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)を定期開催する。</p> <p>イ・認知症カフェの振り返り・評価を実施する。</p> <p>ウ・より広く地域住民に認知症を正しく理解してもらうために、公民館等を利用して認知症カフェを開催する。</p>	<p>回数等</p> <p>①ア・年3回 イ・年3回 ウ・年1回以上</p>	
ウ 知識の普及	<p>①認知症サポーター養成講座等について、広報、開催の働きかけを実施。要請に応じて計画・実施する。</p> <p>②若い世代に認知症の理解を広げ、地域の高齢者に関心を持ってもらえる取り組みを企画・実施する。</p>	<p>①認知症サポーター養成講座を開催する。</p> <p>②ア・圏域内教育機関や民生委員等の地域住民へ認知症サポーター養成講座等の広報、周知を行う。</p> <p>イ、学生と認知症カフェ(事業名:『橙燦カフェ』)の企画運営等を協働で実施する。</p>	<p>回数等</p> <p>①ア・年2回以上 イ・目標人数20人 ②ア・4回 イ、随時</p>	

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市第三地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和6年度計画		R6年度実績		課題・評価	R7年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
<p>①地域ケア個別会議は定期開催と随時開催を設定。個別支援と地域課題の抽出を図る。</p> <p>②地域ケア推進会議は、目的別に関係者を招集し実施する。</p> <p>③地域住民、民生委員等関係組織に会議参加の呼びかけを行う。</p> <p>④積極的に自立支援に向けたケアの検討を促す。</p> <p>個別支援と地域課題の把握</p>	<p>R6年度実施内容</p> <p>①地域ケア個別会議</p> <p>②地域ケア推進会議</p> <p>③地域の関係組織、会議参加者に趣旨説明を丁寧に行う。</p> <p>④圏域の介護支援専門員へ呼びかけを行う。</p>	<p>R6年度実施内容</p> <p>①年6回</p> <p>②年5回</p> <p>③随時</p> <p>④年6回</p>				

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

【地域課題】

【地域での対応方針】

【市、関係団体への提言】

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

職員配置 (R6.4.1現在)	保健師	3人	予防給付プラン担当	1人	プラン手数
	社会福祉士	2人	その他(センターの他職種業務以外のもの)	2人	2
	主任ケアマネ	1人			箇所

令和6年度目標に対する取り組みの評価

<p>地域の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利便性から公共交通機関を利用できない為に買い物や通院、他者との交流など外出に困難を感じている高齢者がいる。 ・支援を要する高齢者が自ら助けを求められず、また支援者もキーパーソンを把握できない等不安を抱えているケースがみられる。キーパーソンの把握や主介護者不在時の対応に支援者が苦慮している。 ・意欲や心身状態、移動手段などの様々な要因によって他者との交流機会がない高齢者がいる。 ・介護予防、健康増進、自立支援の普及啓発において、高齢者世帯だけでなく全世代に対し発信する必要がある。 ・認知症の人に対する理解が地域住民に不十分と感じる。認知症の方が地域で継続して暮らす為に、高齢者世帯だけでなく全世代に対し認知症への理解を促す必要がある。 	<p>令和6年度の活動方針(地域課題・目標)</p>
<p>地域課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ①支援を要する高齢者の情報共有と支援者間の連携を強化する必要がある。 ②高齢者が安心して通いつづけられる交流の場所がない。 ③介護予防、健康増進、自立支援、認知症についての理解が不足している。 	
<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域課題の詳細なニーズの確認と多職種他機関との連携を強化する為、意見交換の場をもうける。 ②生活支援コーディネーターと協働し高齢者の交流の場づくりを推進する。 ③地域の全世代を対象に介護予防、健康増進、自立支援、認知症への理解を促す。 	

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)

項目	令和6年度計画		課題・評価		R7年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チャットクリ ス該当 者に係る ケアマネ ジメン ト	介護予防・日常生活支援総合事業の普及啓発を図る。 基本チャットクリス該当者には適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう介護予防ケアマネジメントを行う。	①随時 ②年1回以上	①対象者に基本チャットクリスを実施し該当者には適切な支援を行う。 ②介護予防・日常生活支援総合事業について圏域内で周知活動を行う。		

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

項目	令和6年度計画	R6年度計画内容		R6年度実績 回数等	課題・評価	R7年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
ア	地域の関係機関、住民組織と連携し地域の社会資源の活用、開発し、ネットワークの強化を図る。	①民生委員・児童委員定例会への参加。 ②高齢者ふれあいの居場所を開催する。 ③関係機関と共に住民主体の活動に参加する。	①豊田地区、実地区、堀越地区、石川地区に年1回以上 ②年12回以上 ③随時			
イ	早期発見・早期介入が図れるよう地域の様々な機関とのネットワークの強化を図る。支援を要する高齢者の実態把握を行う。	①関係機関にセンターの役割を説明し、支援を要する高齢者を発見と連絡の協力を依頼する。 ②相談受け付け後速やかに実態把握を実施。	①年1回以上 ②年150件以上			
ウ	相談者の抱えている課題の状況把握等を迅速かつ的確に行い、相談内容に応じた適切な支援を行う。また家族介護者には介護離職防止に対応する。	①関係機関にセンターの役割を説明し、支援を要する高齢者の発見と連絡の協力を依頼する。 ②相談受け付け後速やかに対応する。 ③認知症介護者教室を開催する。	①年1回以上 ②随時 ③年4回			

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)				
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		課題・評価
		実施内容	回数等	
ア 成年後見 制度の活 用促進	制度の普及を目的とした広報活動を 実施する。また対象者の状況を的確 に把握し、制度利用が必要なケース の申立てを支援する。	①関係機関に制度の周 知を図る。 ②医療と福祉関係者を 対象に研修会を開催して 制度の理解を深める。ま た活用促進を図る。 ③制度の利用が必要な 事例に対しては、申し立 ての支援をする。	①年1回以 上 ②年1回 ③随時	
イ 老人福祉 施設等へ の措置の 支援	虐待により措置を要すると判断され た場合は市に報告し、関係部署と協 議、連携し対応する。	①関係機関にセンターの 役割を説明し、支援を要 する高齢者の発見と連 絡の協力を依頼する。 ②関係部署と連携を図り 対応する。	①年1回以 上 ②随時	
ウ 高齢者虐 待への対 応	高齢者虐待防止及び早期発見を図 り、高齢者虐待防止対応マニュアル に基づき速やかに対応する。	①関係機関にセンターの 役割を説明し、支援を要 する高齢者の発見と連 絡の協力を依頼する。 ②高齢者虐待対応マ ニュアルに沿った対応を 行う。	①年1回以 上 ②随時	
エ 困難事例 への対応	課題の困難性を明らかにし、セン ター内外の専門職、関係機関と相互 に連携し対応する。	関係機関との連携、地域 ケア会議も活用し、課題 の解決と対応力の強化 を図る。	随時	
オ 消費者被 害の防止	最新の動向を把握し関係機関へ情 報提供することで消費者被害の防 止に努める。	①市民生活センターから 最新の情報を得て、関係 機関へ情報提供する。 ②消費者被害に関する 相談には、市民生活セ ンターと連携して対応をす る。	①年1回以 上 ②随時	

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

項目	令和6年度計画	R6年度計画内容		R6年度実績回数等	課題・評価	R7年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
ア 包括的・継続的ケア体制の構築	介護支援専門員に必要な関係機関との連携体制を構築し円滑な活用を支援する。 圏域の居宅介護支援事業所と連携し、介護支援専門員のニーズに基づいた研修会等、意見交換の場を設け、介護支援専門員のスキル向上を支援する。	①圏域内の介護支援専門員を把握する。 ②介護支援専門員連絡会を中心となって研修会等を開催する。 ③イ多職種他機関との意見交換会を開催する。	①年度当初 随時 ②ア年4回以上 ③イ年1回			
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	介護支援専門員のネットワークを活用して研修会等を実施する。 地域住民に対して介護予防・自立支援に関する知識の普及啓発活動を行う。	①介護支援専門員連絡会が中心となって研修会等を開催する。 ②ア認知症介護者教室を開催する。 ③イ地域の方の座談会を開催する。 ④ウ高齢者ふれあいの居場所を開催する。	①年4回以上 ②ア年4回 ③イ年4回 ④ウ年12回以上			
ウ 日常的個別指導・相談	専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行い、介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様に支援する。	圏域の居宅介護支援事業所に対しセンターの役割を説明し、介護支援専門員の個別相談・指導に応じる。	随時			
エ 支援困難事例等への指導・助言	介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関と連携して支援する。	圏域の介護支援専門員が抱える支援困難事例に対し、各専門職や関係機関と連携し支援する。また、必要に応じて地域ケア個別会議を開催する。	随時			

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	医療機関を含む関係機関との連携を強化し、認知症高齢者や介護者への支援を行う。	医療機関へセンターの役割の説明や認知症総合支援に関する企画への参加依頼等を通して協力的体制の強化を図る。	年1回以上		
イ 認知症の 人や家族 への支援	認知症高齢者や家族が集える場を 開催し、介護相談や情報提供等の 支援を行う。	①認知症カフェを開催する。 ②認知症介護者教室を開催する。	①月1回 ②年4回		
ウ 知識の 普及	認知症サポーター養成講座、認知症サポーターテストアップ講座を開催し、認知症に対する正しい知識の普及啓発を行う。	①認知症サポーター養成講座の開催を周知する。 ②認知症サポーター養成講座、認知症サポーターテストアップ講座を開催する。	①年1回以上 ②3回開催。 90名養成。		

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市東部地域包括支援センター

項目	令和 6 年度計画		R 6 年度計画内容		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)	<p>弘前市地域包括支援センター地域ケア会議ガイドラインに基づき、地域ケア会議を開催する。市や関係機関と地域課題の共有を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進する。</p> <p>個別支援と地域課題の把握</p>	<p>回数等</p> <p>①年3回 ②年3回</p>	<p>実施内容</p> <p>①地域ケア個別会議 ②地域ケア推進会議</p>	<p>回数等</p>		
7 地域包括支援センターで把握した地域課題	【地域の実態】					
	【地域課題】					
	【地域での対応方針】					
	【市、関係団体への提言】					

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

職員配置 (R.6.4.1現在)	保健師 1 人 社会福祉士 2 人 主任ケアマネ 1 人	予防給付プラン担当 2 人	プラン手数 2 箇所
---------------------	------------------------------------	---------------	------------

令和6年度の活動方針(地域課題・目標)		令和6年度目標に対する取り組みの評価	
<p>地域の実態</p> <p>①訪問しても意思疎通困難な高齢者や地域とがかわりを持たず孤立している高齢者が増えている。民生委員の欠員やマンパワーの不足で見守りが不十分になっていて、地域に相談ののつてくれる人がいない。見守りがあれば、自宅に退院できる独居高齢者が施設入所に至ってしまう現状がある。</p> <p>②地域住民、介護支援専門員等の介護予防・フレイル予防に対する意識の変化が進んでいない。</p> <p>③迷子になって問題がおきてからたらいまサポーターに登録する人が多い。</p> <p>地域課題</p> <p>①地域住民へ認知症の理解を促し、専門職とつながる機会を作る必要がある。</p> <p>②集いの場を広報し孤立防止していく必要がある。</p> <p>③たらいまサポーター事業を早期利用できるように普及啓発が必要である。</p> <p>④介護予防・自立支援(フレイル予防)に対する意識づけが必要となっている。</p> <p>目標</p> <p>①西部圏域の事業所一覧や包括広報誌を作成し、集いの場の周知や民生委員、町会長、地域の方が相談しやすい環境づくりをする。</p> <p>②各種研修、連絡会等でたらいまサポーター事業の説明や認知症サポーター養成講座の広報をする。</p> <p>③地域へ介護予防、フレイル予防に対する情報発信、意識の啓発をする。</p>			

項目	令和6年度計画		令和7年度計画、取組	
	実施内容	回数等	実施内容	回数等
<p>基本 チエックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント</p>	対象者の状態把握に努め、自立支援、介護予防、重度化防止の必要性の周知、多様なサービスの情報提供を行っていく。	1) 都度 2) 随時		

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

項目	令和6年度計画		R6年度計画内容		R6年度実績		課題・評価	R7年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等				
2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)								
ア	地域の公共機関や施設、スーパー等と顔の見える関係づくりを強化する。		・圏域事業所や参加者等へ包括支援センターの各会議案内を行う。 ・開催される行事等の情報を収集して、参加の依頼をする(文化祭や敬老会、老人クラブなど)。 ・町会長、民生委員の会議への参加する。 ・パンフレット設置場所へ訪問する。 ・包括だよりを配布する。 ・地域の施設へあいさつ回りをする。	随時				
イ	在宅介護支援センター(プランチ)との連携を強化し、実態把握に努める。(市で行っている事業の周知)		1)実態把握にて高齢者の状態確認を行う。必要な高齢者へは安心カードの配付やゴミ出しサポート事業、ただいまサポート事業、これからノートなどを広報する。 2)プランチと定期的に連絡会を行い、情報共有を図る。	1)年間150件以上(プランチ含む) 2)2回				
ウ	1)包括内の情報共有強化。(必要時カンファレンスを行って対応策を検討し、他機関へ繋いでいく) 2)窓口の周知。		1)毎朝のミーティングとシステムの活用で包括全体の情報を統一し、内容に応じて他機関との連携を図る。 2)圏域施設、関係機関等、包括を周知できる窓口へパンフレットを配付し協力を依頼していく。	1)毎日 2)随時				

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和6年度計画	R6年度計画内容		R6年度実績	課題・評価	R7年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
ア 成年後見制度の活用促進	1)成年後見制度、意思決定支援など権利擁護についての知識向上と安定した情報提供ができる環境を構築する。 2)制度の普及啓発活動を継続する。	1)研修会へ参加して知識を習得し、正しい情報を提供できるようにする。 2)資料を活用し、各会議や集会等で周知する。 各事業所へ出前講座の案内をする。	1)随時 2)随時			
イ 老人福祉施設等への措置の支援	弘前市担当課、関係機関との連携をさらに強化し対応を図る。	措置の必要性の要否を随時、市と確認しながら対応する。	随時			
ウ 高齢者虐待への対応	1)速やかに市やその他の機関等と綿密な連携を図る。 2)虐待に関する知識普及のため、地域住民や圏域事業所へ広報を行う。	1)市と密に連携を図り、マニュアルに沿って速やかに状況把握等を実施する。 2)早期発見・防止できるよう、出前講座のチラシを、圏域企業に周知する。	1)随時 2)随時			
エ 困難事例への対応	1)関係機関との連携を図り、役割分担を明確にして支援対応する。	1)包括内カンファレンスで課題を整理し、必要に応じて地域ケア個別会議を開催し支援策を検討する。	1)随時			
オ 消費者被害の防止	1)地域住民へ情報提供を実施する。 2)各サービス事業所へ情報の周知を図り、早期発見に努める。	1)実態把握や圏域企業へ消費者被害のチラシを配布し周知する。 2)消費生活センターからの情報等を収集して、サービス事業所へ周知する。	1)随時 2)随時			

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

項目	令和6年度計画		R6年度実績		課題・評価	R7年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
ア 包括的・継続的ケア体制の構築	<p>領域の介護支援専門員が幅広い職種や機関と連携や協働しやすい体制を構築する。</p>	<p>1) 地域ケア会議を開催する。他職種・他機関と意見交換のできる場を設ける。 2) 介護支援専門員が抱えている課題について把握し、必要時臨時地域ケア個別会議を開催する。</p>	<p>1) 8回 2) 随時</p>			
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	<p>主任介護支援専門員連絡会とケアマネ連絡会を通し、領域の介護支援専門員との連携を強化していく。</p>	<p>1) 西部圏域のケアマネ連絡会に参加して、情報交換・情報収集をする。(介護支援専門員へ紙面アンケートを実施する。) 2) 圏域介護支援専門員の資質向上のため、主任介護支援専門員連絡会を実施する。</p>	<p>1) 2回 ・1回 2) 1回</p>			
ウ 日常的個別指導・相談	<p>介護支援専門員の業務が円滑に実施できる様、知識やスキルの向上に向けた支援体制を構築する。 必要時の後方支援を行う。</p>	<p>1) 包括主催の研修会を開催する。 2) 主任介護支援専門員連絡会の実施。 3) 相談受付時対応する。</p>	<p>1) 1回 2) 1回 3) 随時</p>			
エ 支援困難事例等への指導・助言	<p>介護支援専門員が抱えている支援困難事例等について、包括的に支援していく。</p>	<p>1) 各専門職や関係機関と連携しながら支援方法を検討し、後方支援を行う。 2) 必要に応じて地域ケア個別会議の活用を提案、実施する。</p>	<p>1) 随時 2) 随時</p>			

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容		R 6 年度実績 回数等	課題・評価	R 7 年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
ア	<p>1)認知症地域支援推進員の活動を周知する。</p> <p>2)各関係機関と顔の見える関係作りを行い、ネットワークを強化する。</p> <p>3)認知症初期集中支援チームとの連携体制を構築する。</p>	<p>1)2) 各企業等へ認知症ガイドブック概要等を配布する。 地域へ包括だよりの回覧を実施する。 高齢者の見守りで連携しているガソリンスタンドを訪問し、連携強化を図る。 各種研修や連絡会に参加する。 3)初期集中支援チームと情報共有する。</p>	<p>1)2) 40件 2回/年 適宜 適宜 3)随時</p>			
イ	<p>認知症の人やその家族が相談しやすい環境作りに努める。</p>	<p>1)認知症の人と家族のつどいへ参加し情報収集や顔の見える連携体制を作る。 2)実態把握や定例会等の場にて認知症ケアパスの説明や活用方法と説明を行い周知を図る。</p>	<p>1)2回 2)適宜</p>			
ウ	<p>認知症の人やその家族が相談しやすい環境作りに努める。</p>	<p>1)小中学校や町会、企業等へ認知症サポーター養成講座及び認知症ステップアップ講座の案内を行い、受講を働きかける。 2)包括だよりの認知症ケアパスの回覧・配布を通して地域への周知を図る。 またチームオレンジの立ち上げに向けて勉強会、情報収集を包括内で実施する。</p>	<p>1) 随時 2)2回</p>			

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市西部地域包括支援センター

6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)

項目	令和6年度計画		R6年度実績		課題・評価	R7年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
<p>1) 地域ケア個別会議は定期開催を計画する。必要時は臨時会議を開催し、個別支援と地域課題の抽出を行う。</p> <p>2) 地域ケア個別会議から抽出された課題に応じて関係者を招集し、地域ケア推進会議を開催する。</p> <p>3) 主任介護支援専門員連絡会と西部圏域ケアマネ連絡会を通し、地域課題の把握に努める。</p> <p>4) 生活支援コーデイネーターとの連携強化。</p> <p>5) ふれあい介護者教室・座談会を通して地域住民の課題を抽出する。</p>	<p>R6年度計画内容</p> <p>1) 地域ケア個別会議を開催する。</p> <p>2) 地域ケア推進会議を開催する。</p> <p>3) 地域の現状を把握する。</p> <p>4) 生活支援コーデイネーター協議体への参加。</p> <p>5) 介護者教室運営、企画をサポートし、地域住民の声を聴く。</p>	<p>回数等</p> <p>1) 6回</p> <p>2) 2回</p> <p>3) 3回</p> <p>4) 1回</p> <p>5) 1回 (岩木地区)</p>	<p>R6年度実績</p> <p>回数等</p>			

7 地域包括支援センターで把握した地域課題

【地域の実態】

【地域課題】

【地域での対応方針】

【市、関係団体への提言】

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

保健師	2 人	予防給付プラン担当	3 人	プラン手数
職員配置 (R.6.4.1現在)	4 人	その他(センターの他職種兼務以外のもの)	1 人	1
主任ケアマネ	2 人			箇所

令和6年度の活動方針(地域課題・目標)		令和6年度目標に対する取り組みの評価	
<p>地域の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合的な問題を抱えている世帯や支援を必要としている人が相談窓口が分からない事で支援に繋がらず重症化してしまう場合がある。 相談窓口が分からない。地域包括支援センターは何をすればいいのか分からないと言っている声がある。 認知症の理解不足や対応方法が分からず早期受診に繋がらなかったり、虐待に発展しそうなケースもある。 <p>地域課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ①相談窓口が分からない事で支援が必要な方や多くの問題を抱える世帯等、相談や支援に繋がっていない。 ②認知症の理解不足や対応方法が分からない事で早期受診や治療に繋がっていない。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域包括支援センターの役割を周知するため広報誌を作成し町会へ回覧する。出前講座や定例会、各会議で包括の役割を情報発信していく。 ②認知症サポーター養成講座の周知活動を行い幅広い世代で対応を学ぶ機会に繋げる。またチームオレンジと協力して認知症カフェを開催し認知症予防や居場所に繋がる取組を行う。 			

項目	令和6年度計画		R6年度実績		R7年度の計画、取組
	実施内容	回数等	実施内容	回数等	
基本 チャットリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント	基本チャットリスト該当者へ総合事業、一般介護予防事業を含めたサービスや社会資源の情報提供を行い、適切なケアマネジメントの下、自立に向けた支援をする。	随時	対象者の心身、生活状況等の確認、アセスメントを行い、チャットリストの実施や社会資源を含めたサービスを提供する。		

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

項目	令和6年度計画	R6年度計画内容		R6年度実績回数等	課題・評価	R7年度の計画、取組
		実施内容	回数等			
2 総合相談支援業務(介護保険法第115条の45第2項第1号)						
ア 地域におけるネットワーク構築	①地域の関係機関や地域住民等、多様な支援者との連携を図りネットワークの構築に努める。 ②民生委員との連携・協力体制を維持する。	①地域ケア会議を定期開催し、関係機関や専門職、地域住民等と顔の見える関係づくりに取り組む。 ②民生委員・児童委員定例会へ参加する。 ③圏域内の地域密着型サービス運営推進会議へ参加する。	①個別会議：定例4回、随時、推進会議：2回 ②年5回 ③開催時			
イ 実態把握	関係機関と連携を図り、見守りや支援を要する高齢者の早期対応に努め、孤立化を防止する。	①在介やシルバークラス援助員と同居高齢者の見守り等の情報共有を図る。 ②地域住民、民生委員等からの情報提供により迅速に対応する。	①プランニング・シルバークラス会議：年2回 ②実態把握50件以上			
ウ 総合相談	総合相談窓口としての地域包括支援センターの役割をわかりやすく周知する。	①包括パンフレットを地域の関係機関や住民に配布する。 ②広報誌を作成し、各町会の協力のもと回覧を行う。	①随時 ②年2回			

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)		R 6 年度計画		R 6 年度実績		R 7 年度の計画、取組	
項目	令和 6 年度計画	R 6 年度計画内容	R 6 年度実績内容	回数等	回数等	課題・評価	
ア	<p>①成年後見制度についての相談を随時受付し、申立が必要と判断されるケースについて関係機関と連携して支援する。</p> <p>②関係機関を含め、地域の中で成年後見制度がより正しく理解されるように各会議等で周知活動を行う。</p>	<p>①地域ケア個別会議やカンファレンスを開催し、関係機関と支援方法について話し合い、申立を支援する。</p> <p>②民生委員定例会や各会議などで制度の説明を行う。</p>	<p>①随時</p> <p>②民生委員定例会5回、随時</p>				
イ	<p>措置を必要とするケースが発生した場合、市役所や関係機関と連携を図り対応する。</p>	<p>関係部署との情報共有し、連携を図りなら対応していく。</p>	随時				
ウ	<p>高齢者虐待マニュアルに沿って早急に対応する。市役所等関係機関と連携を図り対応する。</p>	<p>高齢者虐待マニュアルに沿って対応する。必要時はカンファレンスやケース会議を開催し、関係機関の役割分担を明確化する。</p>	随時				
エ	<p>行政や中核機関、他の支援者と連携して対応し課題解決に取り組む。</p>	<p>①地域ケア会議開催の他、随時関係機関との情報共有を行う。また、権利擁護の制度利用等に発展する場合は必要に応じて行政や中核機関の助言を仰ぐ。</p> <p>②三職種で情報を共有し連携して対応する。</p>	<p>①随時</p> <p>②随時</p>				
オ	<p>①各関係機関と連携を図りながら消費者被害に関する知識の普及啓発を図る。</p> <p>②消費者トラブルに関しての相談は迅速に対応する。</p>	<p>①出前講座や会議、地域活動の際パンフレットやグッズを配布する。</p> <p>②必要に応じて関係機関などの助言を仰ぎながら早期解決に努める。</p>	<p>①②随時</p>				

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

項目	令和6年度計画		R6年度実績		課題・評価	R7年度の計画、取組
	R6年度計画内容	R6年度実績内容	R6年度実績回数等	R6年度実績回数等		
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の45第2項第3号)						
ア 包括的・継続的ケア体制の構築	圏域の介護支援専門員が他職種・他機関と連携しやすい体制を作る。	他職種・他機関と連携を図るため、地域ケア個別会議や地域ケア推進会議を開催する。	回数等 ①個別会議：定例4回、随時 ②推進会議：年2回			
イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用	圏域の介護支援専門員同士が意見交換ができる場として、定期的に連絡会を開催し相互の連携を図る。	介護支援専門員のニーズにあった学習会や意見交換会を企画する。	連絡会：年4回			
ウ 日常的個別指導・相談	地域の介護支援専門員へ日常的に個別指導・相談等を行う。	①相談窓口の設置。 ②介護支援専門員からの相談に対応する。 ③介護支援専門員に対する情報提供を行う。	①、②随時 ③連絡会年4回			
エ 支援困難事例等への指導・助言	地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等について専門職や関係機関との連携の下で支援方法を検討し指導・助言を行う。	①支援困難事例を担当する介護支援専門員への支援。 ②地域ケア個別会議を開催する。	①、②随時			

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和6年度計画	R6年度実績		課題・評価	R7年度の計画、取組
		R6年度実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	チームオレンジ、民生委員、関係機関と連携を図りネットワーク作りを行い支援に繋げる。	①認知症カフェ、認知症サポーター養成講座等で、ただいまサポーター事業、安心カードなどの説明をする。 ②認知症地域支援専門員連絡会や認知症関連の研修会に参加する。	①随時 ②随時		
イ 認知症の人や家族への支援	認知症の人や家族、地域住民が気軽に立ち寄り、談話をしたり認知症予防の知識を身に付ける場所を提供する。	チームオレンジと協力して認知症カフェを開催する。	年6回 4.6.10月 清水地区 5.7.11月 千年地区		
ウ 知識の普及	地域住民へ認知症に関する正しい知識の普及のため認知症サポーターを開催しサポーターを増やす。	①認知症サポーター養成講座を開催する。 ②学校や町会、企業、団体等にサポーター養成講座の周知活動を行う。	①年3回以上 ②随時		

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市南部地域包括支援センター

項目	令和 6 年度計画		R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
	令和 6 年度計画	実施内容	回数等	実施内容	回数等			
6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)	<p>①地域ケア個別会議を開催し多職種間で検討を行うことにより個別支援と地域課題の抽出を行う。</p> <p>②個別ケースから抽出した課題について地域で検討する会議を開催する。</p>	<p>①地域ケア個別会議</p> <p>②地域ケア推進会議</p>	<p>回数等</p> <p>①年4回、随時</p> <p>②年2回</p>					
個別支援と地域課題の把握								
7 地域包括支援センターで把握した地域課題	<p>【地域の実態】</p> <p>【地域課題】</p> <p>【地域での対応方針】</p> <p>【市、関係団体への提言】</p>							

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

保健師	1人	予防給付プラン担当	2人	プラン手数
社会福祉士	1人	その他(センターの他職種業務以外のもの)		
主任ケアマネ	2人	人		
				4箇所

令和6年度の活動方針(地域課題・目標)		令和6年度目標に対する取り組みの評価	
地域の実態 ・介護従事者はじめ他職種、町会、地域住民より社会資源が乏しく、公共交通機関での移動が困難な高齢者がいる。身寄りがないまたは家族が遠方にあることで支援が遅れるとの意見がある。 ・高齢者同士の近隣交流はあるが、世代間での近隣交流は希薄している。介護をはじめ認知症及び健康に関する認識が薄い、集会所での活動が多く高齢者も多いなどの意見から集会所単位の活動を行政に作り出して欲しいという意見がある。			
地域課題 ・誰でも歩いて行ける場所での活動を実施していくことが必要。 ・介護をはじめとすると認知症及び健康などに関する情報提供や実体験を通し自分の体を知る機会を作ることが必要。 ・地域住民が活用できる社会資源を知り、住民同士が行動できるような体制作りが必要。			
目標 ・住民同士が交流できる居場所を作り、地域ニーズに合わせた講座を開催し知識啓発を図る。 ・介護や認知症、健康などに関する相談会を実施し、重症化及び早期発見・予防に繋げる。 ・幅広い年齢へ認知症サポーター養成講座を実施し、興味関心を持ってもらい知識啓発を図る。 ・地域包括支援センターの活動内容や地域資源を周知活動を通して地域に認識してもらう。			

1 第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く)(介護保険法第115条の45第1項第1号二)				
項目	令和6年度計画	R6年度実績		R7年度の計画、取組
		実施内容	回数等	
基本 介護予防日常生活支援総合事業に ついて支援を要する高齢者はじめ 地域関係者へ説明し自立支援と重 度化防止につなげる。対象者の状 態像を把握し、状況に応じ多様な サービスの情報提供を行なう。	実施内容 アセスメントによる対象 者の状態把握、基本 チェックリストの実施、 サービス利用支援、介護 予防ケアマネジメントを 実施する。	回数等 随時		
ア チェックリ スト該当 者に係る ケアマネ ジメント				

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

項目	令和6年度計画		R6年度計画内容		R6年度実績		課題・評価	R7年度の計画、取組
	令和6年度計画	実施内容	実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 地域におけるネットワーク構築	①民生委員、町会長などをはじめとする地域関係者や担い手となる住民との連携体制を構築する。 ②地域住民へ介護や認知症、健康増進などに関する知識啓発を行う。 ③地域ニーズを把握し知識啓発活動の実施からネットワーク構築を図る。	①圏域各地区の民生委員、町会長、地域関係者等と意見交換を行う場へ参加及び機会を持つ。 ②地域住民へ介護や認知症、健康増進をはじめとする知識啓発活動(出前講座を含む)を行い、地域住民とのネットワーク構築に繋げる。 ③地域から寄せられた講座の開催。	①年1回以上 ②年4回以上 ③随時					
イ 実態把握	地域住民や地域関係者からの情報や本人、家族からの相談により支援を要する高齢者世帯へアウトリーチを実施する。	①高齢者世帯への実態把握を実施する。 ②実態把握に関する個別訪問について、各町会へのチラシ回覧により、地域住民へ周知と理解を図る。	①実態把握：年間50件以上 ②上半期各町会の回覧板にてチラシを回覧する。					
ウ 総合相談	多様な相談や複合問題についても状態像を把握し必要に応じて適切な支援機関へつなぎ、ネットワーク構築を図る。 地域住民へ地域の相談機関としての周知を図る。	①地域包括支援センターに関する住民向けポスターや通信を作成し、地域活動の場で相談機関としての周知を図る。 ②公民館や集会所など身近な窓口で介護に関する出張相談を開催していく。	①年2回以上 ②年4回以上					

令和 6 年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

3 権利擁護業務(介護保険法第115条の45第2項第2号)

項目	令和 6 年度計画		R 6 年度計画内容		R 6 年度実績		課題・評価	R 7 年度の計画、取組
	内容	回数等	実施内容	回数等				
ア 成年後見制度の活用促進	成年後見制度の利用が必要と判断されるケースについて申立支援を進める。 成年後見制度や任意後見制度に関し地域住民や相談専門職への知識普及における活動を実施。	随時	弘前圏域権利擁護支援センターと連携しながら申立支援を行う。 相談者やその家族に対し、必要に応じて制度の説明を行う。					
イ 老人福祉施設等への措置の支援	対象案件の発生時には介護福祉課と連携して対応する。	随時	要措置と判断される事案が発生した場合には、介護福祉課へ報告、連絡、相談の上、必要な対応を速やかに行う。					
ウ 高齢者虐待への対応	『弘前市における養護者による高齢者虐待防止対応マニュアル』に基づき対応する。	随時	高齢者虐待に関わる事案が発生した場合、介護福祉課と連携しながら、マニュアルに基づいた対応を速やかに行う。					
エ 困難事例への対応	地域包括支援センターの専門職が相互に連携し全体で対応する。状況に応じて必要な職種や機関とも協働しながら支援を行う。 他職種での検討が必要な事案については、地域ケア個別会議にて対応を協議していく。	①随時 ②随時	①三職種にてケース検討会を行い、必要な職種、機関と連携しながら対応する。 ②地域連携や他職種での連携が必要な事案については、地域ケア個別会議にて検討を行う。					
オ 消費者被害の防止	消費者被害に関する情報収集を行い、その情報を地域や必要機関へ発信し被害の未然防止を図る。そして消費者被害相談において専門機関へ報告、連絡、相談し対応する。	①適宜 ②適宜	①消費者被害に関する情報は、地域住民や圏域の介護支援専門員及び関係者等へ情報提供する。 ②消費者被害相談において市民生活センターと連携し対応を行う。					

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

項目	令和6年度計画		R6年度実績		課題・評価	R7年度の計画、取組
	実施内容	回数	実施内容	回数		
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(介護保険法第115条の4第2項第3号)						
ア 包括的・継続的ケア体制の構築	医療機関を含め必要な職種が連携を図ることで個別支援を展開していくように地域での多職種連携ネットワークの構築を進める。	R6年度計画内容 ①地域ケア会議へ多職種を招集する。 ②研修会や事例検討会などでの介護支援専門員と専門職種との意見交換や交流を通じ、相互の継続的なネットワーク構築を図る。	R6年度実績 ①地域ケア会議(個別・推進)年間予定:8回 ②①に加え随時対応			
イ 地域における介護専門員のネットワークの活用	北部圏域で活動する介護支援専門員が相互に情報交換や相談ができる機会を提供することで、介護支援専門員間のネットワーク強化を図る。 地域住民に対し、介護予防及び自立支援に関する知識の普及啓発活動を行う。	①北部圏域ケアマネ会議へ関係機関を招集する。 ②地域住民に対し介護予防及び自立支援に関する知識啓発活動を行う。	①北部圏域ケアマネ会議:年間予定6回 ②①年2回以上			
ウ 日常的個別指導・相談	介護支援専門員としての業務遂行に必要な知識やスキルの向上に向けた支援体制を整備する。	①地域で活動する介護支援専門員を対象に勉強会や事例検討会を実施する。 ②介護支援専門員がケアプラン作成時、個別で相談できることを周知する。	①②北部圏域ケアマネ会議内で年1回以上			
エ 支援困難事例等への指導・助言	地域で活動する介護支援専門員からの個別事例に関する相談に対応することによる課題解決に向けた後方支援を行う。	個別事例に関する相談を受けていた場合、必要に応じて地域ケア個別会議(臨時)の設定、地域包括支援センターの各専門職との連携、具体的な支援方法等を検討し、助言等を行う。	適宜			

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

5 認知症総合支援に関する業務(介護保険法第115条の45第2項第6号)

項目	令和6年度計画	R6年度計画内容		R6年度実績		課題・評価	R7年度の計画、取組
		実施内容	回数等	実施内容	回数等		
ア 関係機関との連携	状況に応じて地域の関係者と情報共有を図り、専門科医と連携しながら認知症患者への支援を行う。	必要事案等については専門科における地域医療連携室との連携を図り受診勧誘していく。	適宜				
イ 認知症の人や家族への支援	当事者や家族も含めた地域住民への認知症に関する理解や知識の啓発を推進する。 当事者や家族、地域関係者等が相談しやすい環境を整備する。	①当事者や家族を含め地域関係者へ認知症が이드ブックの周知及び活用促進を促していく。 ②集会所単位で出張相談所を開室し、相談窓口として地域住民への周知及び認知を図る。	①適宜 ②年2回以上				
ウ 知識の普及	地域において認知症サポーターの養成を行う。	①地区の小学校児童へ認知症サポーター養成講座を実施する。 ②地域関係者へ認知症サポーター養成講座開催を推進し実施につなげる。	①年2回 ②年1回				

令和6年度 地域包括支援センター事業計画・報告書

資料10

センター名 弘前市北部地域包括支援センター

項目	令和6年度計画		R6年度計画内容		R6年度実績		課題・評価	R7年度の計画、取組
	地域ケア個別会議を通じて地域課題を抽出する。日停業務を通じて地域課題の抽出と把握を行う。地域ケア推進会議の機能強化を図る。	実施内容	回数等	実施内容	回数等			
6 地域ケア会議推進に関する業務(介護保険法第115条の48第1項)	地域ケア個別会議を通じて地域課題を抽出する。日停業務を通じて地域課題の抽出と把握を行う。地域ケア推進会議の機能強化を図る。	①地域ケア個別会議へ医療、保健、福祉、地域関係者等を参集し、多職種協働での課題抽出に取り組む。 ②総合相談などで支援対応したケースの分析を行い、課題抽出につなげる。 ③各市区地域関係者へ地域ケア推進会議の招集を促進していく。	①地域ケア個別会議：年間予定6回 ②随時 ③地域ケア推進会議：年間予定2回					
7 地域包括支援センターで把握した地域課題	【地域の実態】							
	【地域課題】							
	【地域での対応方針】							
	【市、関係団体への提言】							

令和6年度地域包括支援センター収支予算

(1) 包括的支援事業

(単位:円)

	第一地域包括支援センター		第二地域包括支援センター		第三地域包括支援センター		東部地域包括支援センター		西部地域包括支援センター		南部地域包括支援センター		北部地域包括支援センター		合計	
	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
市委託料	32,046,000		25,154,000		39,491,000		37,398,000		26,694,000		40,750,000		30,234,000		231,767,000	
ケアマネジメント収入	7,752,000		5,296,500		6,500,000		4,800,000		1,385,000		1,000,000		3,168,000		29,901,500	
その他	0		0		0		0		0		0		0		0	
収入合計	39,798,000		30,450,500		45,991,000		42,198,000		28,079,000		41,750,000		33,402,000		261,668,500	
人件費	32,952,000		25,576,983		42,528,500		29,833,500		21,500,000		31,787,000		18,360,750		202,538,733	
事務費	2,226,000		2,070,788		1,909,500		5,944,500		924,000		5,056,000		2,555,100		20,685,888	
管理費	620,000		342,729		663,000		2,300,000		1,655,000		1,007,000		4,861,150		11,448,879	
委託料	4,000,000		2,460,000		890,000		4,120,000		4,000,000		3,900,000		7,540,000		26,910,000	
その他	0		0		0		0		0		0		85,000		85,000	
支出合計	39,798,000		30,450,500		45,991,000		42,198,000		28,079,000		41,750,000		33,402,000		261,668,500	

(2) 介護予防支援事業

(単位:円)

	第一地域包括支援センター		第二地域包括支援センター		第三地域包括支援センター		東部地域包括支援センター		西部地域包括支援センター		南部地域包括支援センター		北部地域包括支援センター		合計	
	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
ケアマネジメント収入	15,360,000		11,503,084		21,084,000		11,540,000		10,500,000		24,042,000		9,288,000		103,317,084	
その他	0		20		250,000		20,000		160,200		431,000		40,000		901,220	
収入合計	15,360,000		11,503,104		21,334,000		11,560,000		10,660,200		24,473,000		9,328,000		104,218,304	
人件費	11,010,000		7,653,832		10,021,000		4,538,000		7,760,000		15,816,000		6,720,250		63,519,082	
事務費	750,000		1,270,016		2,030,500		412,500		264,600		3,652,000		450,900		8,830,516	
管理費	600,000		246,121		737,000		80,000		489,000		1,491,000		857,850		4,500,971	
委託料	3,000,000		2,020,000		6,970,000		6,529,500		650,000		526,000		1,284,000		20,979,500	
その他	0		313,135		299,000		0		0		0		15,000		627,135	
支出合計	15,360,000		11,503,104		20,057,500		11,560,000		9,163,600		21,485,000		9,328,000		98,457,204	

弘前市地域包括支援センター運営協議会の概要

○地域包括支援センター運営協議会の設置目的

地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目的として、介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 2 号ロに基づき設置している機関で、弘前市では平成 18 年度に設置しています。

(※当協議会は、令和 3 年 8 月 17 日から条例に基づく附属機関になりました。)

○担任する事務、定数、任期

担任する事務	定数	任期
(1)地域包括支援センターの設置等に関すること。 (2)地域包括支援センターの運営及び評価に関すること。 (3)地域包括ケアに関すること。 (4)地域密着型サービスの指定、運営等に関すること。	14名以内	3年以内

○委員構成

選出区分	所属	役職	氏名
(1)介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体	弘前市医師会	監事	梅村 芳文
	弘前歯科医師会	会長	石岡 隆弘
	弘前薬剤師会	会長	磯木 雄之輔
	青森県介護支援専門員協会津軽支部会	理事	成田 和博
(2)介護サービス及び介護予防サービスの利用者の代表者	弘前市老人クラブ連合会	副会長	長谷川 榮知
	弘前市町会連合会	保健衛生委員長	佐藤 八美
	認知症の人と家族の会青森県支部	弘前地域世話人	東谷 康生
(3)権利擁護、相談事業等を担う関係者	弘前市社会福祉協議会	地域福祉課地域福祉係長	今井 武敏
	弘前市民生委員児童委員協議会	副会長	渡部 郁子
	青森県社会福祉士会	中南支部役員	小川 幸裕
(4)地域ケアに関する学識経験者	弘前大学大学院保健学研究科	教授	大津 美香
	青森県中南地域県民局地域健康福祉部	部長	松村 浩二
(5)公募による市民			長内 郁子

弘前市地域包括支援センター運営協議会保健部会(案)

1 部会の委員について

- ・弘前市地域包括支援センター運営協議会運営規則第 5 条第 2 項の規定により、弘前市地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の委員の中から会長が指名。
- ・委員の指名は、第 1 回弘前市地域包括支援センター運営協議会で行う。
- ・人数は、7 人以内。

2 部会の会長について

- ・部会に会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選で定める
- ・会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 部会の開催について

- ・部会の会長が招集。ただし、初回は、運営協議会の会長が招集。

4 部会の役割について

- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業について、関係機関と連携しながら取り組むための支援や評価。

5 部会の決定事項について

- ・部会の決定は、事務を迅速に進めるため、運営協議会の決定とみなす。
ただし、部会の決定事項は、運営協議会に報告を行う。

高年齢者の保健事業と介護予防の一体的事業

【事業の背景と現状】

人生百年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごすことができる社会としていくため、高齢者一人ひとりに対する、きめ細やかな高齢者保健事業と介護予防の実施の重要性は益々高まっています。高齢者については、複数の疾患の罹患に加え、要介護状態に至る前段階であっても身体的な脆弱性のみならず、精神的、心理的または社会的な脆弱性といった多様な課題と不安を抱えやすい傾向にあるため、高齢者保健事業と介護予防の実施にあたっては、高齢者の精神的、心理的、社会的な特性を踏まえ、効果的かつ効率的で高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応を行うことが必要です。

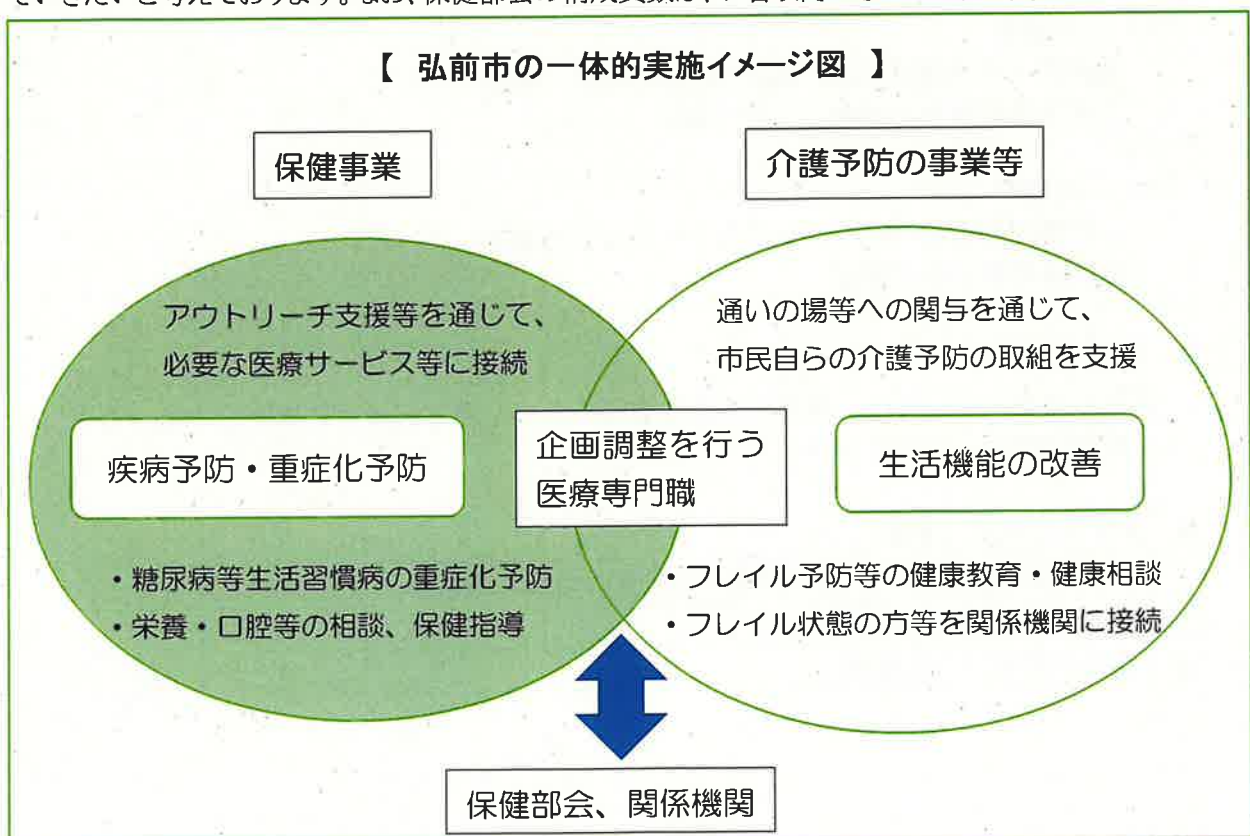
高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、高齢者保健事業について、広域連合と市町村が連携し、市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施できるよう、「高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施」(以下、「一体的実施」という。)が制度化され、令和 2 年度から取組が開始される中、当市でも令和 2 年度から事業を開始しました。

一体的実施は、令和 6 年度までに全ての市町村で実施することを目指しており、令和 6 年度には 1,708 市町村が実施予定となり、一体的実施の取組は着実に広まっています。また、厚生労働省は一体的実施推進のための研究事業を進めており、それらの成果を踏まえ、高齢者の保健事業の質の向上と対策の充実を図ることを目的に、令和 6 年 3 月、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第 3 版」が示されました。市でも、この内容を取り入れ令和 6 年度の一体的実施を進めているところです。

【保健部会の役割】

弘前市は、一体的実施として国保保健事業「糖尿病性腎症重症化予防事業」等の保健事業や、健康相談・健康講座等の介護予防事業を関係課と連携して実施する中、保健部会を設置していただき、各種取組への支援や評価をしていただくことで、高齢者ができる限り健やかに過ごすことができる社会に近づけていきたいと考えております。なお、保健部会の構成員数は、7 名以内と考えております。

【弘前市の一体的実施イメージ図】



弘前市地域包括支援センター運営協議会地域密着型サービス審査部会（案）

1 組織・委員

- ・ 弘前市地域包括支援センター運営協議会運営規則第5条第2項の規定により、弘前市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の委員の中から会長が指名する。
- ・ 指名する際は、公募に応募した法人と利害関係のない運営協議会の委員を指名する。
- ・ 委員の指名は、公募の応募期間が終了する令和6年10月15日以降に行う。
- ・ 人数は、6人以内
- ・ 任期は、令和7年3月末まで

2 部会長等

- ・ 部会に部会長及び副部会長を各1人置く。
- ・ 部会の委員の互選とするが、運営協議会の会長及び副会長が部会委員に指名されている場合は、運営協議会の会長が部会長、副会長が副部会長。運営協議会の副会長だけが部会委員に指名されている場合は、副会長が部会長。
- ・ 部会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 開催

部会長が招集する。ただし、初回は運営協議会の会長が招集する。

4 担当事務

第9期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき公募する「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設」、「看護小規模多機能型居宅介護事業所」の整備に係る、応募事業者の審査等

(1) 一次審査

事務局（市介護福祉課）が行った採点内容の確認
二次審査対象者を選考し、市へ報告

(2) 二次審査

二次審査対象者が行うプレゼンテーションの審査
最終選考者を市へ報告

5 決定事項

部会の決定については、事務を迅速に進めるため、運営協議会の決定とする。ただし、運営協議会への報告は行う。

6 スケジュール（予定）

1	弘前市地域密着型サービス審査部会設置（委員の指名を含む）	R6. 11月上旬
2	部会の開催（一次審査）	R6. 12月上旬
3	部会の開催（二次審査）	R7. 1月下旬

居宅介護支援事業者による介護予防支援の指定について

介護保険法の改正により、市から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターからの委託を受けずに、利用者と直接契約してケアプランの作成をできるようになりました。

市では、6月から指定できるように準備を進め、市のホームページへの掲載のほか、居宅介護支援事業所にメールにより周知を図ったところ、5事業所（4法人）から申請がありました。指定基準を満たすことを確認し、令和6年6月1日を指定日として以下の5事業所を指定しましたので報告いたします。

【指定事業所一覧】

指定年月日	事業所名	所在地	電話番号
令和6年6月1日	居宅介護支援事業所 ウエルパーク	福田字巻屋25-8	29-4163
令和6年6月1日	居宅介護支援事業所 ひなたスマイル	青山二丁目1-2	33-8898
令和6年6月1日	居宅介護支援事業所 ふれあい温泉	旭ヶ丘二丁目6-4	31-8011
令和6年6月1日	訪問看護ステーション ふれあい	八幡町三丁目1-1	32-0011
令和6年6月1日	ろうかつプランセンター	中野五丁目8-13	55-5262

《参考》

①主な指定基準

- ・居宅介護支援事業所の指定を受けていること
- ・法人の登記事項証明書における「目的」欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載があること
- ・事業所ごとに1人以上の必要な数の介護支援専門員を配置していること
- ・管理者が主任介護支援専門員であること

②留意事項

今回の改正による変更は、要支援1・2の方で介護予防支援の場合のみ。

介護予防支援の指定を受けた場合であっても、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業（いわゆる介護予防ケアマネジメント）は実施できない。

※これまでどおり、地域支援センターから委託を受けることにより実施できる。

避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る支援会議への参加協力依頼について

<個別避難計画とは>

個別避難計画とは、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者を対象に、災害時の避難に備えて、①どこに、どうやって避難するか、②誰が避難を支援するか、③どのような配慮が必要なのか、などを予め決めておく計画です。

令和3年5月に災害対策基本法が改正されたことで、優先度の高い避難行動要支援者について、令和7年度までに作成することが市町村の努力義務となりました。

<市の現状と課題>

令和6年7月末現在、避難行動要支援者名簿の登録者は1,359人となっており、このうち、個別避難計画の作成率は約2割となっています。

個別避難計画の作成に当たり、災害等の緊急時に避難支援や安否確認などを行ってくださる「地域支援者」の確保が課題となっており「実効性のある計画づくり」のためには、地域住民や福祉専門職等による協力が必要不可欠と考えています。

<個別避難計画の作成推進に係るこれまでの取り組み>

○モデル事業 (R5.12)

地域支援者を確保し実効性のある計画づくりのため、相馬地区全町会と文京地区三岳町会を対象に、民生委員や福祉専門職による要支援者の計画作成支援と支援会議を実施しました。

※支援会議とは・・・

地域支援者が確保できないなど、自力で計画を完成させることができない場合に、本人（及びその家族）と避難支援等関係者（民生委員児童委員、町会、自主防災組織、福祉専門職等）により、計画完成に向けた具体的な支援内容等の検討を行う会議のこと。

○地域ミーティング (R6.3)

岩木川流域の4町会（亀甲町町会、西部仲町町会、宮園町会、栄町町会）を対象に、災害リスクや計画作成状況に関する説明会や、避難行動要支援者の不安や課題等を共有し支援方法等を話し合うグループワークを実施しました。

<今後の取り組み>

これまでの取り組みの成果を全市へ展開し、令和6年10月から令和8年3月にかけて、優先度が高い避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成を推進してまいります。

<地域包括支援センターにお願いしたいこと>

○支援会議への参加（必要に応じて）

⇒支援会議では、要支援者の避難支援に関する情報提供（心身の状況・親類との関係・その他状況など）をお願いします。